

自己点検・評価報告書



公立大学法人山形県立米沢女子短期大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	10
第3章 教員・組織	13
第4章 教育内容・方法・成果	
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針…	21
第2節 教育課程・教育内容	35
第3節 教育方法	50
第4節 成果	67
第5章 学生の受け入れ	84
第6章 学生支援	98
第7章 教育研究等環境	108
第8章 社会連携・社会貢献	123
第9章 管理運営・財務	
第1節 管理運営	129
第2節 財務	142
第10章 内部質保証	147
第11章 特色ある取り組み	157
終章	168



山形県立米沢女子短期大学ロゴマーク

制定：平成15年3月25日

【ロゴマークの由来】

このロゴマークは、未来に羽ばたく米短生の「翼」をイメージしたものです。躍動感あふれる学生が輪から未来に向けて飛び立つ姿と学びの郷米沢の頭文字「Y」をアレンジしたものです。

原案：名和 恵さん（2002年度社会情報学科卒）

序章

1. 本学の沿革

本学は、昭和26年設置の米沢高等女子学院を前身とし、昭和27年、米沢市立の米沢女子短期大学に昇格した。当初は、家政科・被服別科で発足し、翌年、附属生活文化研究所と附属被服研究所を附置した。さらに昭和38年、本学は米沢市から山形県に移管され、昭和45年、大学名を山形県立米沢女子短期大学に改称し、昭和47年、米沢市丸の内から米沢市通町に移転し、現在に至っている。

本学は、発足後、多様化する社会の要請に応えるべく常に改組改変に取り組んできた。昭和31年には国文科を設置し、昭和45年、家政科を家政学科、国語科を国語国文学科と名称変更、昭和51年、家政学科に家政専攻と食物専攻を開設、昭和59年、英語英文学科と日本史学科を開設、平成5年、社会情報学科と家政学科改組による健康栄養学科を開設した。現在では、国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科、健康栄養学科の5学科、入学定員290人を擁する全国屈指の規模を誇る総合短期大学となった。

本学は、開学以来高度な職業教育及び教養教育を教授し、もって地域社会に貢献できる女子の育成に努めてきた。また、公立大学として地域貢献を建学の精神とすることから、附属生活文化研究所を附置し、地域ニーズに応え地域の向上発展に寄与している。

そして、平成21年4月、公立大学法人に転化して現在に至っている。さらに平成26年度には、健康栄養学科を発展させた形で、四年制の大学が開学する予定である。この新県立大学は、管理栄養士を養成する教育機関として期待され、本学とともに同法人の下に運営され、平成24年度秋から新校舎が本学敷地内に着工される。

また、本学は平成24年に創立60周年を迎えた。創立から60年にわたって積み上げてきた実績に加えて、新たに新県立大学の設置によって、本学は新しい展開を迎えようとしている。

2. 本学の自己点検・評価の取り組み

本学における自己点検・評価に関わる活動は、平成6年度に自己評価委員会を設置し、平成8年3月に『現況と課題—自己点検・評価報告書—』を作成公表した。続いて平成10年3月に『自己評価報告書—教育の現状と課題—』を作成公表し、平成13年12月には『自己点検・評価報告書 教育と研究2001』を作成公表した。さらに平成15年度から、自己評価委員会の機能を発展・充実させるために自己評価・改善委員会と改称した。そして、平成19年度に認証評価を受けることを目指して準備を進めて、同年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受けて、「短期大学評価基準を満たしていると判断する」という評価を受けた。

以上のように、本学では自己点検・評価活動を進めてきたが、平成21年度に公立大学法人となってからは、設置者である山形県が定める「中期目標」に基づいて「中期計画」を策定し、さらにそれに従って毎年の「年度計画」を策定して、それらに従う形で運営がなされている。そして、毎年度末に本学の運営について自己評価を行い、それに対して山形

県公立大学評価委員会が評価を行っている。このサイクルを法人化後、毎年、繰り返していることで自己点検・評価を進めている。

前回、受けた認証評価が平成19年度であるから、7年後の平成26年度に次の認証評価を受ければよいが、先述のように、平成26年度には新県立大学が開学することから、現在の短期大学の体制のうちに認証評価を受けることとし、1年、早く認証評価を受けることとなった。自己評価・改善委員会は、平成21年度に自己評価改善・SDFD委員会と改組され、今回の認証評価については、この委員会が主導する形で準備を進めてきた。

今回の準備過程では、前述のように毎年、自己評価をまとめ山形県公立大学評価委員会の評価を受けてきた積み重ねが大いに役立っている。こうした不断の自己点検・評価の積み重ねが、本学のさらなる飛躍につながることを期待される。そして、創立60周年を迎えた本学は、人間で言えば還暦であり、そうした時に認証評価を受けるというのは、人間ドックを受診するが如しである。このタイミングで認証評価を通して総点検を行うことは意味深く、今回の認証評価を生かして本学のさらなる発展につなげていけるように努めていきたい。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

本学の理念にもとづく目的及び学科の目的を明確にしているかどうかについて現状の説明を行う。

短期大学の理念と目的については、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」として制定している（資料1-1）。全文は長いため、要点を抜粋すると、本学は山形県が設置した大学であることから、「地域のニーズに応え、教育と研究を通して地域の向上発展に寄与し、教養と専門的知識を身につけた社会に貢献できる人間を育てることにある」とし、また、本学の役割として、「知の発見・創造、伝達・継承に加え、知の活用・実用（地域貢献）にも積極的に取り組んでいかなければならない」とした上で、「豊かな教養に裏付けられた専門的知識・技能とともに、創造的課題探求能力を備えた人材を着実に地域社会に送り出すことこそ本学の使命である」と本学の理念と使命を定めている。この理念と目的・目標にしたがって、「山形県立米沢女子短期大学定款」第1章で、本学の目的を「この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）に基づき、短期大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技能を身に付け、着実に社会を支える女性の人材を育成するとともに、地域に根ざした短期大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与することを目的とする」と明確に定めている（資料1-2 第1章 総則）。さらに「山形県立米沢女子短期大学学則」第1章第1条にも同様の目的をうたっている（資料1-3 第1章第1条）。

〔国語国文学科〕

国語国文学科の理念と目的は、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に「学科の目的」として以下のとおりに設定している（資料1-1）。

国語国文学の専門知識を身につけることによって、正しい日本語を用いる力を有し、より緻密な論理的思考能力をもち、伝統文化の豊富な知識を駆使して地域・社会に広く奉仕し得る人材を育成することを目的とする。具体的には、教職資格、図書館司書資格などの資格取得、あるいは、より高度な言語能力の習得などを通じて幅広く社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、(1) 日本文学、日本語、漢文学、情報検索などの教育を通して、日本文化全体の特質と伝統を理解し、日本人としてのアイデンティティを身につけることによっ

て、「国際社会に開かれた日本人」たり得る資質能力を育成する。(2) 人間の諸活動や生活についての基本的認識を深めることによって、問題解決能力を高め、困難に対処する叡知を養うことを教育目標とする。

上記の理念・目的を達成するため、平成24年度年度計画に、次のように定められている(資料1-4 第2-1-(1))。

国語国文学科では、少人数教育をさらに充実させ、学生一人一人に対応した濃やかな教育の徹底を目指す。演習を重視し、1年次の基礎演習と2年次の応用演習の関連性を活かした学習の定着を目標とし、1年次は年度初めに、2年次は前年度の終わりに、学生個人の志向に応じた演習の振り分けを行う。

〔英語英文学科〕

英語英文学科の目的と教育目標は、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に以下のとおりに設定している(資料1-1)。

英語を中心とした高等語学教育並びに国際感覚の涵養に重点をおいた教育を行うことを目的とする。具体的には、教職資格の取得、あるいは、TOEICや英語検定における優秀な成績・資格をもち、英会話能力や英語英文学の知識を活用することで、広く社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、(1) 実践的英語教育により、英語を駆使できる能力を習得させる。(2) 英米文学とその関連分野を学ぶことにより、国際的に通用する、ものの見方・考え方を深めさせることを教育目標とする。

また、上記の理念・目的を実践するために、平成24年度年度計画に、次のように定められている(資料1-4 第2-1-(1))。

英語英文学科では、少人数教育を充実させ各学生からの需要に対応した教育を目指す。1年次後期の基礎演習と2年次の演習で細やかな指導を充実させ学習の定着を図り、2011年度新カリキュラムの運用を検証する。

〔日本史学科〕

日本史学科の目的と教育目標は、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に以下のとおりに設定している(資料1-1)。

幅広く豊かな教養と日本史学及びその関連分野における専門知識を身につけることに

よって、歴史的な洞察力と柔軟かつ論理的な思考力をもって、社会の発展に貢献できる有為の人材を育成することを目的とする。具体的には、教職資格や図書館司書資格、博物館学芸員資格の資格取得、あるいは、歴史認識を基盤とした他者理解能力などを通じて社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、(1) 日本及び世界の歴史に対する深く広い理解力と洞察力を習得させる。

(2) 数多くの歴史資料や文化財に接することを通して、地域の歴史・文化財に対する深い理解と愛護の念をもたせることを教育目標とする。

また、上記の理念・目的を実践するために、中期目標や中期計画に基づき、平成24年度年度計画では、次のように定められている。(資料1-4 第2-1-(1))。

日本史学科では、幅広い知識を身につけさせると共に、資料の読解力の向上とコミュニケーション能力の育成を図る。知識を具体的に応用できるよう科目内容及び資料を精選し、史学実習の内容及び講師の見直しを行い、実習のさらなる充実を図る。

〔社会情報学科〕

社会情報学科の目的と教育目標は、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に以下のとおりに設定している(資料1-1)。

情報社会の構造、動態、技術の本質を深く理解し、それらを基盤として分析力、表現力、応用力を培い、地域や社会の発展に寄与することのできる意欲的な人材の育成を目的とする。具体的には、情報処理技術や図書館司書などの実務資格をもって、社会の諸分野に広く貢献しうる有用な人材を育成する。

このため、(1) 現代社会の仕組みや人間集団に関する理解を深めるための基礎知識を習得させ、実社会における諸問題を正確に分析し柔軟に対処できる能力を涵養する。(2) 情報技術の専門知識を体系的に習得させ、それらを応用して情報社会で要求される問題解決能力や情報メディアによる表現力を高めることを教育目標とする。

また、上記の理念・目的を実践するために、中期目標や中期計画に基づき、平成24年度年度計画では、次のように定められている。(資料1-4 第2-1-(1))。

社会情報学科では、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った学生の育成を目指す。「経済と経営分析」「人間社会と心理」及び「メディア表現と情報」の3つの分野からの専門教育を組み合わせることによって、幅広い情報活用能力の育成に努めるため、1年次では上記3分野を幅広く学習し、2年次においては学生各自の志向に応じて、より専門分野に特化した学習を進める。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科の目的と教育目標は、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に以下のとおりに設定している（資料1－1）。

人間の心身の健康を通して限りある生命の尊厳を認識し、健康を維持・増進させる専門的な知識と技能を有する人材を育成することを目的とする。

具体的には、今日的な健康の課題に対応し、社会に貢献できる有用な栄養士を育成する。

このため、（1）健康に関する知識・技能を身につけた、幅広い人間性を涵養する。（2）現在社会における栄養士教育の質的向上のために、健康に関する基礎理念のもと、各個人のライフサイクルに合わせた運動と食事のあり方について、生活指導のできる能力を養うことに重点を置く。

以上を踏まえて、健康栄養学科では、平成24年度年度計画において下記のとおり定められている（資料1－4 第2－1－(1)）。

健康栄養学科では、実習科目の内容をより充実させ、現場に対応した応用力を発揮できる実践力を備えた栄養士の育成を目指し、現場（栄養士・栄養教諭・食品関係）に対応した応用力をつけるための実習科目内容の充実に努める。①栄養士養成の一環としてさらなる調理技術の向上を目指すとともに、ヒトの形体とも関わり深いエネルギー収支バランスを学習する。②栄養教諭養成として教育現場での体験の充実と教育技術の向上を目指す。

（2）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

本学の理念・目的について、本学の構成員に対して周知する方法、さらには社会に対する公表方法の適切性について現状を解析していく。

短期大学の理念と目的・目標は、各学科についての「各学科の目的と教育目標」を含めた形で「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」として本学規定集に収載されている（資料1－1）。また、理念と目的・目標にしたがった短期大学の目的は、「学生生活の手引」（資料1－5 P1 本学の目的、資料1－5 第1章総則第1条 P26）に明示している。さらに、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」（資料1－1）に基づいて「大学案内」（資料1－6）や「教育方針」（資料1－7）を作成している。さらに本学ホームページ上で公開している。

大学の理念と目的・目標 <http://www.yone.ac.jp/outline/philosophy.html>

学則 <http://www.yone.ac.jp/outline/regulations.html>

短期大学構成員に対しては、教職員には、「学生生活の手引」、「大学案内」、「教育方針」を全員に配布している。また、新規採用教員に対しては採用時研修において配布するとともに説明している。学生にも「学生生活の手引」を全員に配布するとともに、新入学生に対しては入学後のオリエンテーションにおいて説明を行っている。

社会に対しても、上記のように本学ホームページ上で公開している。さらに「大学案内」は入試説明会やオープンキャンパス、教職員による高校訪問等で配付したり説明を行っている。主な配付先と部数は表1-1のとおりである。

表1-1 大学案内配布先と部数（平成23年度）

東北地方の高校	250 部
オープンキャンパス	530 部
高校生の本学訪問	300 部
進学説明会	100 部
企業	100 部

なお、以上のように全学で対応していて学科ごとに説明する必要がないため、学科ごとに説明することを行わない。

（3）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学の理念・目的について検討する仕組みの確立とその適切性について現状を説明する。

短期大学の基本的である「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」については、本学の根幹に関わることから、あまり近視眼的に頻繁に変更していくような性質のものではないと考えている。しかし、もちろん社会の変化などに応じて、その適切性の検証が必要になることはあり得るので、理念や目的が実態と齟齬をきたさぬよう不断に検証することは必要である。本学では、基本的な理念と目的・目標の下に、短期大学として中期目標を定めている（資料1-8）。現在の中期目標の期間は、平成21年4月1日～平成27年3月31日までの6年間であり、中期目標の期間ごとに中期目標を見直すシステムとなっている。この中期目標ごとに目標を6年単位で検証し、更新していく制度が整備されている。各学科についても同様のシステムで検証を行う仕組みになっている。

2. 点検・評価

理念と目的などの設定については、短期大学の理念と目的を「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に適切に設定している（資料1－1）。さらに、この理念と目的・目標にしたがって、「山形県立米沢女子短期大学定款」第1章で、本学の目的を適切に定めている（資料1－2 第1章 総則）。以上のように理念と目的などを適切に設定している。

周知・公表については、上記のように本学発行の各種印刷物とホームページ上に掲載し、教職員と学生に周知させるとともに、社会に対しても公表している。以上のように理念と目的などを短期大学構成員に適切に周知し、社会に対して公表している。

定期的な検証については、短期大学の中期目標を定めており、中期目標の期間の6年ごとに検証を行うシステムが整っている。以上のように定期的に検証するシステムが確立している。

①効果が上がっている事項

本学の理念と目的などの社会に向けた公表については、次のような点で効果が上がっていると考えられる。

平成24年度入学生に対して行ったアンケート調査の結果、表1－2のような結果が現れた（資料1－9）。「どのような手段で本学を知りましたか」という質問に対して、「大学案内」が第3位に入っている。これは「大学案内」を広く配布していることが効果を発揮しているものと考えられる。また、第1位が「高校の先生から」、第2位が「家族・友人から」となっており、高校の先生だけではなく、家族や友人にまで本学の存在を認識してもらっていることを如実に表している。以上のことから、社会に対する公表は十分に行われているものと思われる。

表1－2 平成24年度新入生アンケート結果より抜粋

高校の先生から	44.4%
家族・友人から	23.6%
大学案内	11.2%

②改善すべき事項

評価項目(3)に、理念と目的を定期的に検証しているかどうか問われているが、本学では基本的な「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」そのものを定期的に検証するというシステムは構築していないので、今後どのように検証すべきか考えていきたい。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学は全国的にはあまり例のない、総合短期大学であることから、東北六県だけではなく、全国からの受験者、入学者がいる。そうしたことから、全国的に本学の理念や目的を発信していくことが求められる。そこでこれまで入学者がいた高等学校を統計的に調査し、その中から「大学案内」などの本学の資料を送付していくこととする。

②改善すべき事項

「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」を定期的に検証するシステムを構築していないことから、定期的に検証するあり方について自己評価改善・SDFD 委員会で検討を行う。

4. 根拠資料

- 1－1 山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標
- 1－2 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学定款
- 1－3 山形県立米沢女子短期大学学則
- 1－4 平成 24 年度年度計画
- 1－5 学生生活の手引（平成 24 年度）
- 1－6 2012 大学案内
- 1－7 教育方針
- 1－8 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標
- 1－9 平成 24 年度新入生アンケート結果概要（およびデータ）

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の各学科の組織構成と理念・目的との適合性について現状を説明すると以下の通りである。

建学の精神である①女子としての一般教養を高める、②実際に必要な学芸を教授研究する、③地域社会の有為な社会人の育成のため、本学は常に改組改変に取り組んできた。その結果、現在は国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科、健康栄養学科の5学科で編成されている（資料2-1 第3条）。そして、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に基づき、各学科の目的が定められており（資料2-2 3）、それに基づいて各学科が適切に構成されている。

次に本学に対する地域社会からの要請と本学の理念・目的との適合性についての現状を述べる。

地域貢献を担う組織として、附属生活文化研究所を設置している（資料2-3）。この研究所の活動内容は、生活文化関連の調査及び研究、生活文化関連の共同研究、調査研究資料・成果等の刊行、公開講座主催、地域貢献事業、その他必要と認められる研究所事業の6点である。学外の研究者などとの共同研究の実施や公開講座を開催するなど、地域に対して教養や研究成果を公開・提供している。このように学外研究者との共同研究の推進、研究成果の発信を通して地域社会の要請に応えている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の教育研究組織について検証する仕組みの現状と、その仕組みの適切性については以下の通りである。

教育研究組織の適切性については、毎年策定する「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学年度計画」の「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 教育研究組織の改善に関する目標」の「年度計画」として、「教育研究体制の向上を図るため、自己評価改善・SDFD 委員会委員を通して各学科の教育研究体制が適切であるかどうかを自己点検して改善点を摘出する」と定めている（資料2-4 第3-2）。「年度計画」に従って、各学科の教育研究体制が適切であるかどうかについて、毎年度後期に自己評価改善・SDFD 委員会委員を通して、意見を聴取している。以上のよ

うに定期的に教育研究組織の検証を行うシステムを確立している。

2. 点検・評価

本学の理念と目的は、「豊かな教養に裏付けられた専門的知識・技能とともに、創造的課題探求能力を備えた人材を着実に地域社会に送り出すことこそ本学の使命である」（資料2-1 1）とあるように、豊かな教養に裏打ちされた専門性と地域に貢献することを目指している。そうした幅広い教養とさまざまな地域のニーズに応えるという点では、本学は短期大学では全国的にも例のない、5学科からなる総合短期大学であることから、一定程度満たしていると考えている。このように本学の理念と目的を充足できる教育研究組織を備えていると言える。

さらに、附属生活文化研究所では、生活文化に関わる調査研究（共同研究を含む）、成果の刊行（「生活文化研究所報告」）、公開講座主催、地域貢献事業などの諸事業をコンスタントに継続しており、地域貢献という目的を果たしている。

また、毎年の「年度計画」に教育研究体制を点検することを定めており、毎年、教育研究組織の検証を行っている。この点でも充足している。

①効果が上がっている事項

短期大学では珍しい5学科から構成されているだけでなく、各学科に開放科目が設けられており、他学科の学生も履修することができるシステムになっている（資料2-5 P 25）。学生はこれによって、自らの専門の学修以外にも他学科のより幅の広い豊かな教養や専門的な知識を獲得することができる。

また、全教員が所属する附属生活文化研究所の共同研究では、学科を越えた共同研究や学外者との共同研究が行われ、成果を上げている（資料2-6）。公開講座もすでに市民の間で定着してきている。

②改善すべき事項

附属生活文化研究所の共同研究では、これまでも多くの成果を上げてきたが、第8章でも述べるように、公開講座については、すでに定着してきてはいるものの、これまであまり広報活動を積極的には展開してこなかった。この点は、地域に貢献するという趣旨からも改善の余地がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

他学科の学生も受講できる開放科目は、本学の教養教育の一つの特徴であり、これをさらに発展できれば、よりよい教育に繋がるものと思われる。さらなる開放科目の充実を図っていく。

②改善すべき事項

附属生活文化研究所の共同研究の成果は、「生活文化研究所報告」として広く社会に公表している（資料2－7）が、これまで以上に社会に還元することが望まれる。そこでその具体的な形態について検討する。

4. 根拠資料

- 2－1 山形県立米沢女子短期大学学則（既出1－3）
- 2－2 山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標（既出1－1）
- 2－3 山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所規程
- 2－4 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成23年度 業務実績報告書
- 2－5 平成24年度講義計画書〈SYLLABUS〉（含授業時間割）
- 2－6 共同研究の過去の実績一覧
- 2－7 山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告（第39号）

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

本学の理念・目的に応じた教員に求める能力・資質などを明確にしているかどうかについて現状の説明を行う。

教員組織の編成については、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の組織及び運営に関する規則」第6条に、大学には学長、教授、准教授、講師、助教、助手の職を置き、その職務は「学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条に規定する職務に従事する」と定めている（資料3-1 第6条）。

また、本学の求める教員像としては、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員選考基準」第2条に教員の条件として、下記の通り規定している（資料3-2 第2条）。

- 第2条 本学の教員に採用又は昇任する者は、次の各号のいずれにも該当する者で、かつ、次条から第6条までに規定する資格を有するものでなければならない。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律36号）第9条の規定に該当しない者
 - (2) 人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績、学界及び社会における活動並びに健康等につき大学教員たるに適する者
 - (3) 担当する授業科目並びに教授法の研究に努め、学生の学習及び一般生活の補導について責任を負うことのできる者

また、教授、准教授、講師、助教、助手の資格については、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員選考基準」第3条、第4条、第5条、第6条、第7条に定めている（資料3-2 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条）。

以上のように、教員組織の編成、さらには教員の条件と資格を明確に定めている。ただし、教員組織の編成方針については、本学では特に具体的な形で明文化したものがないのが現状である。しかし、評価項目（3）で説明している通り、適切な教員の募集・採用手続を踏むことによって、これまで特に支障なく教員組織を編成している。

次に本学の教員の組織的な連携体制について現状を述べる。

本学では教授会を置いて全学的な教育・研究・運営について審議を行う体制が整えられている。教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教をもって組織し（資料3-3 第2条）、以下の事項を審議する（資料3-3 第3条）。

第3条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業、退学、休学、賞罰その他の身分に関する事
- (2) 学科課程、授業、試験及び単位の認定に関する事
- (3) 学生の補導厚生に関する事
- (4) その他、本学の教育研究に関する重要事項

また、教授会のもとに総務会が設置され、次の事項を所掌している（資料3－4 第3条）。

第3条 総務会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教員の採用・昇任等人事手続きに関する事
- (2) 予算の編成に関する事
- (3) 規程等の制定又は改廃に関する事
- (4) 教授会の開催に関する事
- (5) 広報の統括及び調整に関する事
- (6) 国際交流に関する事
- (7) 高校と大学の連携の調整に関する事
- (8) 各学科・各種委員会の相互の連絡調整に関する事
- (9) 各学科及び各種委員会等の所管に属さず、かつ、本学の運営・対外関係において必要な問題に関する事
- (10) 経営審議会及び教育研究審議会への付議事項の調整に関する事
- (11) その他、教授会が必要と認める事

その組織は次の通りである（資料3－4 第4条）。

第4条 総務会は、次の各号に定める委員で構成する。

- (1) 学長、学生部長、図書館長及び事務局長
- (2) 各学科の学科長
- (3) 入試委員長、教務委員長、キャリア支援委員長、自己評価改善・SDFD委員長及び生活文化研究所所長

以上、説明してきた通り、教員組織の編成や連携体制については、全学共通の運用をしているため、学科ごとの説明は省略する。

(2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

本学の編制方針に基づく教員組織の整備状況とその適切性についての現状を説明する。

本学の教員構成は、教授・准教授・講師・助教・助手より構成されることを、前述の通り「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の組織及び運営に関する規則」第6条で定めている。これにしたがって表3-1の通り教員組織を整備している。なお、本学においては、講師の職を専任教員として設けている。また、健康栄養学科を除く4学科には、学科ごとに嘱託の助手（以下、嘱託助手と称する）を置いている。

以上の専任教員組織に、非常勤講師を加えた教員構成は表3-1に示す通りである。但し、本学では助教は任用していない。

表3-1 教 員 構 成 (平成24年5月1日現在)

	教授	准教授	講師	助手	計	助 手 を 除 く 欠 員	非常勤講師
国語国文学科	4	4	1		8		38
英語英文学科	3	3			7		
日本史学科	4	2			6		
社会情報学科	4	5			9		
健康栄養学科	3	4		3	10	1	
計	18	18	1	3	40	1	38

〔国語国文学科〕

国語国文学科では、漢文学、近現代文学、国語学、上代文学、中世文学、平安文学、日本語史、図書館情報学を専門とする教員を配置しており、一分野に片寄ることなく、国文学、国語学を中心として広く学ぶことができる体制を整えている。

〔英語英文学科〕

英語英文学科では、言語学、英語学、イギリス文学、英語教育、アメリカ文学、教育学を専門とする教員を配置しており、英語学と英文学を中心として広い視野から学ぶことができる教員組織を整えている。

〔日本史学科〕

日本史学科では、日本古代史、日本中世史、日本近世史、日本近代史、現代史、女性史、文化史を専門とする教員を配置しており、日本史の時代ごとに専任教員がいるだけでなく女性史と文化史の教員を置いている。これによって多角的に学ぶ体制を整えている。

〔社会情報学科〕

社会情報学科では、情報社会論、ソフトウェア工学、情報科学、文化記号論、図書館情報学、経済学、経営学、政治心理学、教育心理学を専門とする教員を配置している。これによって情報学と社会学を中心として現代社会の進展に対応した教育体制が整備されている。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科では、臨床栄養学、調理学、基礎栄養学、栄養生化学、解剖学、給食管理、調理科学、健康生理学、スポーツ科学、食文化、給食管理などを専門とする教員を配置している。これによって健康から栄養学まで幅広い分野を学ぶことができる教員組織を整えている。

（3）教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。

本学の教員の募集・任免・昇格等に関する規程及び手続の明確化と規程等に従った教員人事については以下の通り適切に運営されている。

教員の募集・採用・昇任の手続きについては、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員の人事に関する手続規程」（資料3-5）第1条に規定され、公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の教員の任用及び昇任の選考は、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員選考基準」（平成21年4月1日制定）（以下「教員選考基準」という。）に基づき、この規程の定めるところによるものとする」と定めている（資料3-2 第1条）。また、その選考については、「教員選考基準」第1条に、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学（以下「法人」という。）が設置する山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）の教員の選考に関しては、別に定める場合を除き、この基準の定めるところによる」と定めている（資料3-2 第1条）。

以上のように、教員の採用・昇任に際しては、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員の人事に関する手続規程」（資料3-5）に定められる手順に従って適切に行っている。その選考に当たっては、「教員選考基準」（資料3-2）にしたがって適切に選考している。新規採用にあたっては公募制をとっている。具体的には、教員の採用・昇任にあたっては、当該学科から学長を通して総務会に申し出が行われ、総務会での審議を経て、教授会に提案し、その承認を受けて人事に関する専門委員会（以下、専門委員会と称す）を設置する。専門委員会は、候補者から提示された「教育研究業績書」（資料3-5 様式第3号 教育研究業績書）、「履歴書」（資料3-5 様式第2号 履歴書）および推薦人の「推薦書」（資料3-5 様式第1号 教員任用候補者推薦書）を基に、候補者の教育・研究業績および学内分掌の実績等を審査し、それに足る者であるかどうか審議する。業績書には研究活動に関する記事の

ほかに、担当授業科目の教育上の工夫をまとめたもの、主な学内分掌、社会活動等についての記載欄がある。以上の書類等で業績を審査し、適切に教員人事を行っている。また、助手については、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員の任期に関する規程」第2条の通り、任期は4年、「再任を妨げない」と定められている（資料3-6 第2条）。さらに助手の採用については、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員の任期等に関する規程細則」第3条第1項に次のように定められている（資料3-7 第3条）。具体的には、配置学科から助手の採用について総務会に申し出て、妥当と判断された場合、配置学科で選考を行い、教授会の同意を得るものとしている。

第3条 助手の採用は、配置学科から総務会に申し出て、その人事が妥当と認められた場合、配置学科で選考し、教授会の同意を得るものとする。

以上の諸手続きは、国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科、健康栄養学科ともに同じである。

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学の教員の教育・研究・学内運営・社会貢献等の活動状況の把握とFD活動について現状を説明する。

教員の資質の向上については、本学においては小規模な短大であることから学科ごとに対応せず、全学共通の形態で行っている。そのため、以下、学科ごとに記述することはせずに本学全体としての説明を行う。

教員の資質の向上をはかるために、自己評価改善・SDFD委員会を設置し、「山形県立米沢女子短期大学自己評価改善・SDFD委員会規程」第1条に、「山形県立米沢女子短期大学教授会規程第9条第1項に基づき設置する自己評価・改善、並びに大学運営などに関する教職員の資質能力の開発（以下「SD」という。）及び教育等の改善に関する教員個々人の資質能力及び本学教育力の開発（以下「FD」という。）に関する専門委員会について必要な事項を定めるものとする」と規定し（資料3-8 第1条）、教員個々人の資質能力と本学の教育力の開発を図っている。

以上の方針に基づき、年度ごとに各教員に「教育研究業績書」の提出を求め、それを適切に管理することを自己評価改善・SDFD委員会が担当している。専任教員の過去5年分の「教育研究業績書」は、資料3-9の通りである。また、学生に対する「授業評価アンケート」（資料3-10）を前期と後期各1回実施し、各教員に結果をフィード・バックして授業改善に活用している。具体的には、それぞれの教員が翌年度のシラバスを作成する際に、「授業評価アンケート」の結果を利用している。しかし、実際にはあまり活用し切れていないのが現実である。また、その活用の実態を検証するには至っていない。

さらに本学では、授業改善に資する活動も毎年行っている。一つは、FD活動の一環であるが、平成18年度後期より、授業公開制を導入した（資料3-11）。これは教員だけではなく全教職員に対して授業科目の中から適当なものを選んで、公開するシステムである。ただし、制度の利用は各自に任されているため、利用状況を把握するには至っていないのが現状である。

また、授業改善の取り組み例として、授業改善ワークショップを毎年行っている。毎年、学科持ち回りで教員の中から担当者を1名選び、担当者は自分の担当科目について、具体的にどのような改善や工夫を行ったのか、またその結果、学生の反応はどうであったのか、といった具体的な取組を行い、SDFD研修会で教職員を対象として報告を行っている。近年の実績は表3-2 授業改善ワークショップ一覧の通りである。

表3-2 授業改善ワークショップ

平成21年度	日本史学科教員
平成22年度	国語国文学科教員
平成23年度	英語英文学科教員

また、自己評価改善・SDFD委員会が主催して毎年、SDFD研修会を行っている。昨年度は、次の表3-3の通り行った。

表3-3 平成23年度 SDFD研修会

平成23年 7月14日	山形防災ネットの活用
7月21日	ハラスメント対策
10月31日	AED研修
12月1日	放射線と健康
平成24年 3月8日	授業改善ワークショップ 英語英文学科担当

さらに教育倫理向上についても、毎年、ハラスメント対策の研修会を開催している。昨年度は、上の表中にある通り、平成23年7月21日に行った。

（5）短期大学と併設大学との関係は適切であるか。

該当しない

2. 点検・評価

教員組織の編成については、適切に定めており（資料3-1 第6条）、本学の求める

教員像も明確に規定している（資料3－2 第2条）。本学の教員構成は、表3－1の通り適切に整備している。教員の募集・採用・昇任の手続きについては、適切に規定しており（資料3－5 第1条）、また、その選考についても選考基準を適切に定めている（資料3－2 第1条）。教員の資質の向上についても自己評価改善・SDFD委員会が中心となって推進している（資料3－8）。

以上のように十分満たしている。

①効果が上がっている事項

昨年度は、東日本大震災と東京電力福島第1原子力発電所の事故を受けて、放射線に対する関心が高まっていた。そこで年度計画にはなかったものの、急遽、放射線と健康に関する研修会を企画実施した。置賜保健所所長を講師に招いて講演会形式で行い、講演後に質疑応答の時間も設けた。参加者は教職員だけではなく学生にも広く開放して開催した。質疑応答では学生からも質問が上がり、有意義な研修会となった。このように年度計画などに縛られず、臨機応変に対応できた点で評価できる。

②改善すべき事項

教員資質の向上のためのSDFD研修として、毎年、ハラスメント対策研修とAED研修を行ってきているが、研修内容のさらなる充実を図っていく必要がある。

また、「授業評価アンケート」については、その結果を各教員にフィード・バックして、翌年度のシラバスに生かすことになっているものの生かし切れていないのが現状であり、アンケート結果をさらに活用していく必要がある。

以上に述べてきた通り、本学全体としては、適切な教員配置となっているが、教職課程を担当する教員として、現在准教授、講師各1名があたっている。すなわち教授が教職課程担当教員として含まれていない状況にある。これは前任の教授が、平成22年夏に急逝されたため、急遽、後任を公募し採用したことに起因している。公募の結果、教職課程担当教員として優秀かつ本学の教員として最適な教員を採用したが、年齢などの諸条件から准教授として迎えざるを得なかったという事情がある。そうした事情があったとはいえ、早急に対応する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

東日本大震災にともなう東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、昨年度は年度計画にはなかったのであるが、急遽、放射線と健康についての研修会をSDFD研修として行った。学生も聴講できる形で行ったこともあり、有意義な内容となった。SDFD研修につ

いては、年度計画に縛られず、今後も柔軟に対応していく。

②改善すべき事項

教員資質の向上のための SDFD 研修として、毎年、ハラスメント対策研修と AED 研修を行ってきているが、逆に教員が求めている研修内容を点検する必要があることから、自己評価改善・SDFD 委員会が全教員に対して、希望などを調査するアンケート調査を行う。こうした試みによって、さらに研修内容を充実させていく。

一方、「授業評価アンケート」の結果を翌年度のシラバスに活用していく点については、十分とは言えないことから、その作成を始める際に「授業評価アンケート」結果を活用するように促していく。

教職課程担当の教授を欠いている点については、上記のような特殊な事情に起因しているとはいっても、早急に対応を図ることとしており、現在教授昇進の手続きを進めており、25 年 4 月から教授となる予定である。

4. 根拠資料

- 3－1 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の組織及び運営に関する規則
- 3－2 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員選考基準
- 3－3 山形県立米沢女子短期大学教授会規程
- 3－4 山形県立米沢女子短期大学総務会規程
- 3－5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員の人事に関する手続規程
- 3－6 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員の任期に関する規程
- 3－7 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員の任期等に関する規程細則
- 3－8 山形県立米沢女子短期大学自己評価改善・SDFD 委員会規程
- 3－9 専任教員の「教育研究業績書」（過去 5 年分）
- 3－10 授業評価アンケート
- 3－11 教職員に対する授業公開制度（平成 18 年 7 月 20 日制定）抜粋

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

本学の教育課程の教育目標の明示方法について以下現状を説明する。

第1章に挙げたように、本学の目的は学則（第1章第1条）に定められている（資料4－1－1）。

（目的）

第1条 山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）は、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技能を身に付け、着実に社会を支える女性の人材を育成するとともに、地域に根ざした短期大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与することを目的とする。

平成15年度には大学の養成しようとする人材像を含め、達成しようとする基本的な成果等をより具体的に示すため、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」を定めるとともに規程に明記した。この中の「2. 教育の基本方針」において、本学の教育目標は以下のように明示されている（資料4－1－2）。

2. 教育の基本方針

教養と実学の結合はもとより、課題探求能力は受け身の学習や机上の訓練では育てることができない。生きた現実に触れる社会的な生活経験と優れた先人の業績に学ぶ経験との相互作用が必要である。そのため本学では、教養教育とともに、現実の諸問題を直接経験して課題解決に取り組むことを重視し、その一環としてさまざまな実地研修や身近な地域との交流を図っていく。

① 能動型教育の充実強化

本学では、「自ら選んで学ぶ」という能動型学習研究を重視する。専門的知識・技能の修得はもちろんのこと、学生たちは、社会の変化や時代の進展に柔軟に対応しつつも表層的变化の根源を洞察し、ゆるがない基礎的な実力を身につけなければならない。さらに、自分で課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し、自主的に行動して課題を解決する課題探求能力の育成に努める。そのためには教養教育が重要であり、教養と実学のより一層効果的な結合を図っていく。

全学的な指導体制として、本学の特徴である学生密着型の少人数教育をさらに充実させ、対話・討論等、双方向的な授業形態を積極的に拡充する。特に、教養ゼミ、演習、特定研究、実習、研修等は、少人数教育の徹底を図る。

② 地域と連携した実践的教養教育プログラムの開発

学生の学習意欲の喚起と学習内容の確実な定着を目指し、地域体験や地域資源を重視しながら専門科目と関連した教養教育プログラムの開発を行う。学生が、地域の実社会に触れるなかで自己の能力と適性にふさわしい学習が可能となるよう、地元社会人を中心とする講師陣による総合教養講座の充実および自己の将来展望や生き方の探求に資する教養ゼミの一層の充実を図る。

また、女性が主体的に人生を切り拓き、その意欲と能力を社会のなかで活かすことができるよう、女性学さらにはジェンダー論の教育・研究プログラムを充実させる。

③ キャリア支援教育の充実

学生の将来設計、すなわち就職・編入学・資格取得等について総合的に支援する教育プログラムの開発を目指す。その一環として、コミュニケーション能力の育成、インターンシップの活用、編入学対応教育の強化などを行う。さらに、実践的講座の拡充にも努める。

④ 生涯学習への積極的取り組み

大学の研究成果の地域還元として、生涯学習に積極的に取り組んでいく。「総合教養講座」や通常の授業科目の一部公開、公開講座の開催、附属図書館の開放、附属生活文化研究所による市民講座の開催、出前講座や地域の諸活動への教員の協力、地域への各種情報提供サービスなどを一層充実させる。

なお、生涯学習をはじめとする地域貢献は、散発的な取り組みではなく、一定の体系性のもとに展開しなければならない。このため、理念を掲げて総合的組織的な構想を策定する必要がある。

このように本学では、教養と実学の結合という大目標のもと、①能動型教育の充実強化、②地域と連携した実践的教養教育プログラムの開発、③キャリア支援教育の充実、④生涯学習への積極的取り組み、といった教育目標を掲げている。これらの目標はたとえば、全学生と一般聴講者を対象に、学外講師による多彩なテーマを通じて教養を育む「総合教養講座」といった、他の大学にない特徴のある授業として具現化されている。

これらの教育目標は、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」の「3. 各学科の目的と教育目標」において、各学科が育成すべき人材像という形で、以下に掲出する通り、具体的に提示されている（資料4-1-2）。

3. 各学科の目的と教育目標

国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科、健康栄養学科の各学科は、柔軟な思考力の育成と幅広い視野をもつための教養教育を基盤に据えつつ、当該学科の特色ある専門教育を施し、所期の使命を果たす。

その上で、それぞれの学科の目的と教育目標は、以下の通り定められている（資料4-1-2）。

〔国語国文学科〕

国語国文学科の目的と教育目標は、以下の通り定められている（資料4－1－2）。

（A）国語国文学科

国語国文学の専門知識を身につけることによって、正しい日本語を用いる力を有し、より緻密な論理的思考能力をもち、伝統文化の豊富な知識を駆使して地域・社会に広く奉仕し得る人材を育成することを目的とする。具体的には、教職資格、図書館司書資格などの資格取得、あるいは、より高度な言語能力の習得などを通じて幅広く社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（1）日本文学、日本語、漢文学、情報検索などの教育を通して、日本文化全体の特質と伝統を理解し、日本人としてのアイデンティティを身につけることによって、「国際社会に開かれた日本人」たり得る資質能力を育成する。（2）人間の諸活動や生活についての基本的認識を深めることによって、問題解決能力を高め、困難に対処する叡知を養うことを教育目標とする。

〔英語英文学科〕

英語英文学科の目的と教育目標は、以下の通り定められている（資料4－1－2）。

（B）英語英文学科

英語を中心とした高等語学教育並びに国際感覚の涵養に重点をおいた教育を行うことを目的とする。具体的には、教職資格の取得、あるいは、TOEIC や英語検定における優秀な成績・資格をもち、英会話能力や英語英文学の知識を活用することで、広く社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（1）実践的英語教育により、英語を駆使できる能力を習得させる。（2）英米文学とその関連分野を学ぶことにより、国際的に通用する、ものの見方・考え方を深めさせることを教育目標とする。

〔日本史学科〕

日本史学科の目的と教育目標は、以下の通り定められている（資料4－1－2）。

（C）日本史学科

幅広く豊かな教養と日本史学及びその関連分野における専門知識を身につけることによって、歴史的な洞察力と柔軟かつ論理的な思考力をもって、社会の発展に貢献できる有為の人材を育成することを目的とする。具体的には、教職資格や図書館司書資格、博物館学芸員資格の資格取得、あるいは、歴史認識を基盤とした他者理解能力などを通じて社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（1）日本及び世界の歴史に対する深く広い理解力と洞察力を習得させる。（2）数多くの歴史資料や文化財に接することを通して、地域の歴史・文化財に対する深い理解と愛護の念をもたせることを教育目標とする。

〔社会情報学科〕

社会情報学科の目的と教育目標は、以下の通り定められている（資料4－1－2）。

（D）社会情報学科

情報社会の構造、動態、技術の本質を深く理解し、それらを基盤として分析力、表現力、応用力を培い、地域や社会の発展に寄与することのできる意欲的な人材の育成を目的とする。具体的には、情報処理技術や図書館司書などの実務資格をもって、社会の諸分野に広く貢献しうる有用な人材を育成する。

このため、（1）現代社会の仕組みや人間集団に関する理解を深めるための基礎知識を習得させ、実社会における諸問題を正確に分析し柔軟に対処できる能力を涵養する。

（2）情報技術の専門知識を体系的に習得させ、それらを応用して情報社会で要求される問題解決能力や情報メディアによる表現力を高めることを教育目標とする。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科の目的と教育目標は、以下の通り定められている（資料4－1－2）。

（E）健康栄養学科

人間の心身の健康を通して限りある生命の尊厳を認識し、健康を維持・増進させる専門的な知識と技能を有する人材を育成することを目的とする。

具体的には、今日的な健康の課題に対応し、社会に貢献できる有用な栄養士を育成する。

このため、（1）健康に関する知識・技能を身につけた、幅広い人間性を涵養する。（2）現在社会における栄養士教育の質的向上のために、健康に関する基礎理念のもと、各個人のライフサイクルに合わせた運動と食事のあり方について、生活指導のできる能力を養うことに重点を置く。

次に本学の教育目標と学位授与方針との整合性について現状を述べる。

学位授与については全学科共通であるから重複を避けてまとめて説明する。学則第18条では「学長は、本学に2年以上在学し、第17条に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定し、別に定めるところにより短期大学士の学位を授与する」と、本学における学位授与方針が明示されている。また第17条では本学の「卒業の要件」を以下のように規定している（資料4－1－1 第17条）。

（卒業の要件）

第17条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の各号に定めるところにより、62単位以上を修得しなければならない。

（1）教養科目については、別表第1に定める授業科目のうち、学長が別に定める選択科目の単位を含め、12単位以上

（2）専門科目については、それぞれ別表第2から別表第6までに定める授業科目のう

ち、必修科目及び学長が別に定める選択科目の単位を含め、40 単位以上

2 学生が次の各号に該当する場合は、別に定めるところにより、その修得し、修得したものとみなされ、又は与えられた単位を、当該学生が前項の教養科目又は専門科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 在学する学科以外の学科の専門科目を履修し、当該専門科目の単位を修得した場合

(2) 第14条第1項の規定により、他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた場合

(3) 第15条第1項又は第16条第2項の規定により、単位を与えられた場合

(4) 第16条第1項の規定により、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた場合

このように、教養科目及び学生が所属する学科の専門科目の両方を修得することが卒業要件及び学位授与方針となっていることから、上で見た「教養と実学の結合」という本学の教育目標と学位授与方針とは整合性があると言える。ただし、本学では以上に説明した通りの形態で学位を授与する基準は定めているが、個別具体的な基準については整備していないのが現状である。この点については今後の検討課題である。

また、学科ごとの教育目標には実務資格についても述べられているが、資格・免許等の修得に関しては、学則の第19条及び20条において規定されている（資料4-1-1 第19条 第20条）。具体的な取得可能資格は、下の表4-1-1の通りである。

表4-1-1 本学において取得することができる資格及び免許状の種類

学科	資格及び免許状の種類
国語国文学科	1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状のうち中学校の教諭の二種免許状（以下「中学校教諭免許状」という。）（教科が国語であるもの） 2 図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格（以下「司書資格」という。） 3 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第2項に規定する司書教諭の講習を終了した者としての資格（以下「司書教諭資格」という。）
英語英文学科	1 中学校教諭免許状（教科が英語であるもの） 2 司書資格 3 司書教諭資格

日本史学科	1 中学校教諭免許状（教科が社会であるもの） 2 司書資格 3 司書教諭資格 4 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員となる資格（以下「学芸員資格」という。）
社会情報学科	司書資格
健康栄養学科	1 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許の資格（以下「栄養士資格」という。） 2 教育職員免許法第4条第1項に規定する普通免許状のうち栄養教諭の二種免許状（以下「栄養教諭免許状」という。）

また、日本教育カウンセラー協会が認定する民間資格の「ピアヘルパー」についても、全学生を対象に、受験資格として履修が必要な科目を指定した上で、毎年、学内で認定試験を行っている（資料4-1-3 P21から22）。

このように、教育目標に掲げた「実学」の部分についても、各学科の専門科目に相応する資格・免許の取得が可能となっており、整合性があると言える。

次に本学の学位授与における修得すべき学習成果を明示しているかどうかを確認しておく。

前述したように、学則17条及び18条において「卒業の要件」「卒業の認定及び学位」が規定されており、また本学で設置されている授業科目は学則別表第1から別表第11に明示されている（資料4-1-1）。

さらに具体的には、本学学生が修得すべき学習成果については「平成24年度講義計画書<SYLLABUS>」（以下「シラバス」という）として、教職員及び学生に配布され、本学ホームページ上でも下記の通り公開されている。

シラバス http://www.yone.ac.jp/department/H24_syllabus.html

シラバスでは、授業科目ごとに「授業のねらい」「授業計画」「テキスト」「受講生へのメッセージ（授業評価を踏まえた方針）」とともに、「評価方法」という項目を設けて、どのような学習内容についてどのように評価するかを明示している（資料4-1-3）。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

本学の教育課程の編成・実施方針の策定とその明示方法については以下の通りである。

本学の教育課程の編成・実施方針については、平成21～26年度の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」において、前文の「1 魅力と特色ある教育の展開」の中で「学生が主役」の視点のもと、多様な学生のニーズに応え、学生の個々の能力を伸ばし社会に送り出すため、「教養」、「実学」、「キャリア支援」を三本柱とし、優れた研究活動に裏

付けられた魅力と特色ある教育を展開する。」と述べている。そして、「第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「1 教育に関する目標」において、以下のように定めている（資料4-1-4 第2-1）。その要点を整理して示すと以下のようになる。

目指すべき教育の成果として、本学の伝統に培われた「学生と教員の距離が近い顔の見える教育」、創意工夫しながら築き上げていく「手づくりの少人数教育」という強みを生かした魅力と特色ある教育を展開し、教養と実学を身に付け、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った人材を育成することを目標としている。

そのためには、教育内容の改善が求められるが、教育課程の改善については、「時代の動向、地域社会の要請、学生のニーズに的確に対応し、教養と実学を効率的に習得させる教育を実施するため、教育課程の継続的な改善を図る」とし、教育方法の改善については、「学生が積極的に授業に参加し、授業内容を十分に理解できるよう、効果的な授業形態を設定するとともに、指導方法の継続的な工夫に努める」としている。

さらに、教育実施体制の充実に関しては、まず教員の配置方針として、「教育研究の進歩や時代の動向、地域社会の要請、学生のニーズに柔軟に対応した教育を実施するため、適切な教員の配置を図る」として、時代の変化や地域社会・学生のニーズに柔軟に対応していくことを目指している。教育の質の向上のために、「学生に質の高い教育を提供するため、授業内容や教育方法の改善のための組織的な取組みを推進し、教育の質の向上を図る」とするとともに、教育環境向上のためには、「学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備、資料等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る」と策定している。

これらの編成・実施方針を具体化するために、平成21～26年度の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」において、「第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「1 教育に関する目標を達成するための措置」として規定している（資料4-1-5 第2-1）。ここで、「(2) 教育内容の改善」の「① 教育課程」の概要を簡約して示すと、以下のようになる。

教育内容の改善に向けて教育課程の編制については、「柔軟な理解力を持ち、生活を基盤とした着実な思考力を身につけた学生を育成するとともに、社会が短期大学士に求めるニーズに応えるべく、全学科において、教養教育科目及び専門教育科目の再検討を行うとともに、開放科目を増やすなど、教育課程を目標達成に向けて体系的に編成する」という方針を立てている。

具体的な方策としては、他大学との単位互換や本学入学前に他大学で取得した単位のうち、本学の履修単位として認定できるものは認定するなど柔軟な単位制度の整備拡充を図ること、「教養ゼミ」や「総合教養講座」の内容を更に精選し、社会への幅広く堅実な視点を身につけさせる教育課程の編成に努めること、社会の国際化・情報化、経済のソフト化・サービス化の状況を踏まえ、英語・英会話能力、文章表現力、IT活用能力などの基礎能力を高めるための教育課程を編成する。また、栄養士養成校としての実績を一層充実・発展させるための努力を続けること、完全セメスター制の導入と、複数教員によるオムニバス授業や学科相乗り授業など教育方法の多様なあり方を目指すこと、学生ひとりひとりの学習目的や習熟度に応じた学習支援を行うため少人数教育科目の増加を目指すこと、時代の変化に伴う多様な学生のニーズに応える教育課程を常に工夫するとともに、履修制度の恒

常的な充実・発展を目指すこと、などをあげている。

〔国語国文学科〕

国語国文学科の教育課程については、年度計画第2－1－(2)－①教育課程に次の通り定めている（資料4－1－6）。

国語国文学科では、国文学・国語学・漢文学の3つの分野に分かれたカリキュラムを基幹とし、教育実践の高度化を目指す。前・後期のオリエンテーション期間に学生一人一人にきめの細かい履修指導を行えるようにする。国文学と連携しうる科目として21年度に新設した伝統文化論・山形の文学・書誌学と、23年度に新設した東洋思想、24年度に新設する漢文学特講二を含めて履修状況等を点検し、また25年度に新設予定の伝統文化論二を加えたカリキュラム体系を検討する準備を始める。

〔英語英文学科〕

英語英文学科の教育課程については、年度計画第2－1－(2)－①教育課程に次の通り定めている（資料4－1－6）。

英語英文学科では、国際化に対応できる教養と英語コミュニケーション能力の向上を図る。学生の英語資格試験（英検、TOEIC）への受験状況を把握し、受験を促す。英語資格試験の取得および意識調査のアンケートを実施する。

〔日本史学科〕

日本史学科の教育課程については、年度計画第2－1－(2)－①教育課程に次の通り定めている（資料4－1－6）。

日本史学科では、時代ごとに設定されているゼミの機能を充実させることで、教育内容の改善に努める。学生の課題探求能力を高め、少人数教育を生かしたゼミの内容と指導方法を実施する。（古文書学二を2グループに分けて開講（2コマ）し、古文書の読解力の向上を図る。）

〔社会情報学科〕

社会情報学科の教育課程については、年度計画第2－1－(2)－①教育課程に次の通り定めている（資料4－1－6）。

社会情報学科では、急速に変化する現代の高度情報社会により対応したカリキュラムの検討を目指す。その際、カリキュラム内容を地域社会あるいは社会全体との接点を強

化する方向で検討する。地元自治体、関係諸団体、民間企業、NPOなどと連携し、学生と地域とが協働して活動できるフィールド（場）を確保し、学生参加型実学・実践教育を推進する。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科の教育課程については、年度計画第2－1－(2)－①教育課程に次の通り定めている（資料4－1－6）。

健康栄養学科では、栄養士資格取得に必要なカリキュラムの内容を更に充実させるとともに、食育への視点をより重視し、現場（栄養士・栄養教諭・食品関係）に対応した実践的授業の展開を図る。栄養士養成として実践的調理技術の向上と身体活動量の実践的測定技術から運動に伴う消費エネルギー量を習得すると共に摂取するエネルギー量についても着眼し、エネルギーの収支バランスについて学習を行う。

次に本学の教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性について現状を説明する。

これまで見たように、本学の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、まず学則や「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」によってその大きな方針が示され、それに沿った学位授与方針も学則に規定されている。そして、教育課程の編成・実施方針としての「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」や「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」も、上に挙げた教育目標を具体化する形で定められていることから、相互に整合性があると考えられる。

（3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

まず本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の本学の構成員に対する周知方法について確認しておく。

本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が記載されている「学則」、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」といった文書ファイルは、学内 LAN の共通フォルダ内に納められており、教職員はいつでも自由に閲覧することができる。

また、シラバス（資料4－1－3）、「学生生活の手引」（資料4－1－7）、「教育方針」（資料4－1－8）は、「学則」や「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に基づいて作成されており、全学生及び全教職員に配付されている。これらは新入学生に対しては入学オリエンテーション時に、新規採用教員に対しては採用時研修において内容を説明している。「教育方針」（資料4－1－8）については入学オリエンテーション時に保護

者に対しても説明がなされる。

次に本学の目標や方針の社会に対する公表方法とその適切性について現状の説明を行い分析する。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が記載されている文書については、以下のホームページで一般公開されている。

学則

<http://www.yone.ac.jp/outline/regulations.html>

大学の理念と目的・目標

<http://www.yone.ac.jp/outline/philosophy.html>

中期目標、中期計画、年度計画

http://www.yone.ac.jp/outline/corporation_info/002.html

また、「大学案内」（資料4-1-9）も「学則」や「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」に基づいて作成されており、教職員による高校訪問や企業訪問、オープンキャンパス、進学説明会などで配付と説明を行っている。配付先と部数は、前掲した表1-1を便宜のために再掲すると、表4-1-2の通りである。

表4-1-2 大学案内の配布先と部数（平成23年度）

東北地方の高校	250 部
オープンキャンパス	530 部
高校生の本学訪問	300 部
進学説明会	100 部
企業	100 部

以上のように教育目標などの情報の周知や社会に向けての公表は、本学においては全学体制で行っているため、学科単位での説明は省略する。

（４）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学の目標や方針について検証する仕組みとその適切性について現状を説明する。

教育課程の編成・実施方針が規定されている「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」及び「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」は6年ごとに改訂されることになっており、その作成作業の中で、内容の検討が行われる仕組みができている

(資料4-1-4、資料4-1-5)。

さらに、この中期計画を元にして単年度ごとに何を行うかを毎年「年度計画」として、各学科や担当部署等の計画を積み上げる形で、理事長（学長を兼ねている）が策定しており、さらに年度途中と年度末には自己評価をまとめて、次年度の「年度計画」策定に反映させる検証サイクルが制度として確立している（資料4-1-10）。

なお、教務に関する校務分掌は、以前の教務担当者会議とカリキュラム検討専門部会とを統合する形で平成19年度に発足した教務委員会が担当している。「山形県立米沢女子短期大学教務委員会規程」によれば、委員会は全学科から選出された委員5名から構成されている。委員会の会議は8月を除き、月一回行われており、必要な検討と決定が遅滞なく行われるようになっている。なお、慣例的に学生委員会と教務委員会の委員は兼ねることになっているため、実際には学生委員会と教務委員会との合同委員会の形で会議が行われている（資料4-1-11）。その所掌事項は表4-1-3の通りである。

表4-1-3 教務委員会の所掌事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教育課程、授業及び試験等教務に関すること(2) 学科教務に関すること(3) 単位認定方法に関すること(4) カリキュラム検討に関すること(5) 講義計画書、時間割、非常勤講師の依頼等に関すること(6) 共通教育に関すること(7) 総合教養教育に関すること(8) 各種講座等单位化に関すること(9) その他教務に関すること |
|--|

〔国語国文学科〕

国語国文学科の教育については、年度計画第2-1-(2)-②教育方法に次の通り定めている（資料4-1-6）。そして、毎年、学科として自己評価を行っている。

国語国文学科では、学生の自己発見能力の向上を目指し、1年次に習熟度別、2年次に専門的研究別のゼミ編成を行う。学生個別の知的好奇心を満たす科目履修も進めさせ、2年間の在学期間の充実をサポートする。学生の関心分野別のゼミ編成を行い、学生主導のゼミの運用を図るため、1年次のゼミは入学選抜別に学生希望を加味した振り分けを行い、2年次のゼミは卒業研究の意向調査を実施し、その結果を踏まえた振り分けを行う。

〔英語英文学科〕

英語英文学科の教育については、年度計画第2-1-(2)-②教育方法に次の通り定めている（資料4-1-6）。そして、毎年、学科として自己評価を行っている。

英語英文学科では、クラス分けをする授業での少人数教育を充実させ、学生の学習能力向上を目指す。基礎・発展英語表現、演習でバランスの良いクラス分けを行う。

〔日本史学科〕

日本史学科の教育については、年度計画第2-1-(2)-②教育方法に次の通り定めている（資料4-1-6）。そして、毎年、学科として自己評価を行っている。

日本史学科では、研究の基礎的作業を充実させ、研究能力の向上を図る。ゼミで、学生の個々の学生の能力にあった指導方法を踏まえ、資料調査能力、論文執筆能力の向上を図る。

〔社会情報学科〕

社会情報学科の教育については、年度計画第2-1-(2)-②教育方法に次の通り定めている（資料4-1-6）。そして、毎年、学科として自己評価を行っている。

社会情報学科は、きめ細かな指導を行うとともに、より実践的・能動的な教育の深化を目指す。また、ゼミ・演習の内容を充実させ、学生の課題探求能力を高めるため、新聞データベースを引き続き活用して、1年次の「基礎ゼミ」、2年次の「専門ゼミ」の内容の充実に努める。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科の教育については、年度計画第2-1-(2)-②教育方法に次の通り定めている（資料4-1-6）。そして、毎年、学科として自己評価を行っている。

健康栄養学科では、実験・実習の内容を充実することで、健康科学の知識及び実践を必要とする現場への即応力向上を目指す。具体的方法として、機材や機器の使用法及びその目的を熟知させるよう指導する。

2. 点検・評価

本学は建学以来明確な目的を設定して大学運営を行ってきており、達成しようとする基本的な方向をより具体的に示すため、平成15年度に「山形県立米沢女子短期大学の理念と

目的・目標」を定め、公開していることから、大学として教育目標が明確に定められていると言える。また、その明示方法もさまざまな媒体を通して公表している。

教育課程の編制方針についても、同じく策定していると同時に明示するとともに、学内外に周知し公表をしている。

①効果が上がっている事項

教養科目及び専門科目の両方を修得することが卒業要件及び学位授与方針となっていることから、上で見た「教養と実学の結合」という本学の教育目標と、この学位授与方針とは整合性があると言える。教育目標に掲げた「実学」の部分についても、各学科の専門科目に相応する資格・免許の取得が可能となっており、整合性が図られている。

教育課程の編成・実施方針についても、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」及び「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」を策定して明示しており、これらは教育目標・学位授与方針を元に作られているので、相互に整合性がある。

以上の文書は学内 LAN、シラバスなどの冊子、本学ホームページを通して、学内外に公開されている。学位授与方針における修得すべき学習成果もシラバスに明示されている。

目標や方針について検証する仕組みについては、6年おきの中期目標・計画に加え、単年度ごとの「年度計画」によって、計画・実施・検証サイクルが確立している。また、教務委員会を定期的に関いて、教務上の様々な問題解決にあたっている。

②改善すべき事項

これまで見たように、教育目標・方針の整合性や、その検証サイクルは確立しているので、さらにその質的改善が求められることになる。

たとえば、学位授与方針に関しては、教育目標に盛り込まれた内容を合わせた、より具体的な表現にして、どのような学生を本学から社会へ送り出すのかを明確にできるように改善する必要がある。また、教育課程の編成・実施方針に関しても、年度計画の記述項目などを再検討して、より実質的な計画が立てられるようにしていくことが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

年度計画の計画・実施・検証サイクルが実際に遂行されており、それらが各学科・委員会、事務局担当部署からのボトムアップによって作られていることは、教育目標・方針等を不断に改善していく上で効果的であろう。中期目標・計画の「更新」は次回が初めてとなるが、このサイクルを維持していけば作業をスムーズに進めていくことができよう。

②改善すべき事項

まず、学位授与方針に関して、「育成すべき人材像」に関する内容を充実させるよう改善していく。どのような学生を受け入れて（アドミッション・ポリシー）、どのような人間として社会に送り出すのか（ディプロマ・ポリシー）をより具体的に表現すべく、現行の教

育目標と学位授与方針の記述内容を、修得すべき学習成果に関する記述も含めてまとめ直すことで、両者の整合性を一層明確なものにすることができる。学位授与方針の改訂には全学的な議論が必要であるので、その前段階として改訂の是非も含めて、教務委員会で検討を行う。

次に、年度計画に関しては、上に述べたように、記述項目や内容のブラッシュアップが必要だろう。たとえば、カリキュラムが決まっている以上、大学教育には継続的・持続的な活動も多い。これを新たに始める活動と区別せずに、一律に毎年計画し評価することを繰り返しても、ルーチンワークを無駄に増やすことにしかない。恒常的な教育活動、新たに始める活動、さらに複数年かけて取り組む活動を、その内容に応じてメリハリをつけて記述できるような年度計画フォーマットの見直しを図ることで、計画・実施・検証サイクルをさらに実効的なものにしていくことが期待できる。年度計画フォーマットは、設置者である山形県が定めたものであるため、今後、山形県当局との協議の場を探っていく。

さらに、年度計画の策定過程に関しても、各学科や各委員会、事務局からボトムアップで積み上げていく形となっているということは、逆から考えれば、大学全体を見渡すような計画の策定に関しては、必ずしも実効的でない面もあると言わざるを得ない。「総合教養講座」や「キャリア形成支援講座」のように、教務委員会やキャリア支援委員会が全学横断的に編成している科目もあるが、とりわけ全学に関わる教養科目のカリキュラムを検討する場として、教務委員会の機能向上やワーキングチームの招集といった制度的工夫が、さらに進められる必要があり、そこで教務委員会の機能向上についてより一層の検討を行っていく。

4. 根拠資料

- 4-1-1 山形県立米沢女子短期大学学則（既出1-3）
- 4-1-2 山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標（既出1-1）
- 4-1-3 平成24年度講義計画書＜SYLLABUS＞（含授業時間割）（既出2-5）
- 4-1-4 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出1-8）
- 4-1-5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画
- 4-1-6 平成24年度年度計画（既出1-4）
- 4-1-7 学生生活の手引（平成24年度）（既出1-5）
- 4-1-8 教育方針（既出1-7）
- 4-1-9 2012 大学案内（既出1-6）
- 4-1-10 公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学 平成23年度 業務実績報告書（既出2-4）
- 4-1-11 山形県立米沢女子短期大学教務委員会規程

第2節 教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

はじめに本学における編成・実施方針に基づいた教育課程が体系的に編成されているかどうかを確認する。

本学シラバスに掲載されている授業科目一覧（カリキュラム表）を見ると、まず教養科目は大きく「教養教育科目」と「共通基礎科目」に分かれており、総合・主題別科目・情報リテラシー・外国語・保健体育の授業科目を配置している。情報リテラシー科目としては、「情報処理演習Ⅰ」（文書作成とプレゼンテーション）、「情報処理演習Ⅱ」（表計算）、「情報処理演習Ⅲ」（検定資格対応）を開講している。外国語科目では、「英語一～九」、「英会話A～E」、「フランス語一～四」、「中国語一～四」及び「海外語学実習」を開講している。保健体育科目では、多様なスポーツ種目に対応できるよう「スポーツ実技一～十」を開講し、「健康理論」も開講している（資料4-2-1 P26～29）。

資格科目では、中学校教諭(二種)及び栄養教諭(二種)に関しては、教育職員免許法施行規則 第6条及び教育職員免許法施行規則 第10条の3に基づき、教職に関する科目を設置している（資料4-2-1 P40「教職に関する科目」）。図書館司書資格取得に関する科目は、図書館法施行規則第5条における指定科目を、学校図書館司書教諭資格取得に関する科目は、学校図書館司書教諭講習規程第3条における指定科目をそれぞれ開講している（資料4-2-1 P41「司書に関する科目」・「司書教諭に関する科目」）。博物館学芸員資格に関する科目では、博物館法施行規則第1条の規定に基づく科目が設置されている（資料4-2-1 P42「学芸員に関する科目」）。ピアヘルパー試験の受験には関連する3科目6単位の修得が必要であり、そのために14科目を指定してある（資料4-2-1 P43「ピアヘルパーに関する科目」）。栄養士免許取得に関する科目は、健康栄養学科の専門科目として、栄養士法施行規則に基づいた「栄養士必修科目」50単位を設定している（資料4-2-1 P38～39「健康栄養学科専門科目」）。

〔国語国文学科〕

国語国文学科では、正しい日本語を用いる能力を養い、伝統文化の豊富な知識を身につけ、緻密な論理的思考を有する人材の育成を目的として、幅広い国語国文学の専門科目を配置している（資料4-2-1 P30～31「国語国文学科専門科目」）。国語国文学科では、カリキュラムを国文学・国語学・漢文学の専門分野別に見直し、国文学と連携しうる科目として平成21年度に「伝統文化論」、「山形の文学」、「書誌学」を、平成23年度に「東洋思想」を新設した。また前・後期のオリエンテーション期間に学生一人一人にきめの細かい履修指導を行うことにより、教育実践の高度化を目指している（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(2)）。また、国語国文学科では、山形県立米沢女子短期大学国語国文学会を組織して、研究誌『米沢国語国文』を年1冊刊行し、2年生の優秀な卒業研究や卒業研究題目リストを掲載している。

〔英語英文学科〕

英語英文学科の専門科目では、英会話、リーディング、ライティング、リスニング、英文法など英語コミュニケーションに関する実践的な科目と、英米文学、英語学、異文化理解などの教養的な科目の二種類を、ほぼ同じ比重で配置している（資料4-2-1 P32～33「英語英文学科専門科目」）。英語英文学科では、英語力の増強を図り、演習と英語表現等の科目できめ細かな少人数教育を徹底するために、平成23年度より学年別の演習となるようにカリキュラムを改善した。その結果、1年生後期からの基礎演習で専門性を高めることができ、2年生のみの演習は個々の学生へのきめ細かな指導が可能となった。さらに、国際化に対応できる教養と英語コミュニケーション能力の向上を図るため、「基礎英語表現」、「基礎演習科目」で20名以下のクラス編成を継続している（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(2)）。

〔日本史学科〕

日本史学科の専門科目は、歴史的な洞察力と柔軟かつ論理的な思考力をもって、社会の発展に貢献できる有為の人材を育成することを目的として、基礎・基本（基礎科目）から、より専門的な内容（基幹科目）へ、さらには関連分野（展開科目、関連科目）へと深く学ぶことができるよう、体系的に配置している（資料4-2-1 P34～35「日本史学科専門科目」）。日本史学科では、時代ごとに設定されているゼミの機能を充実させることで教育内容の改善を図るため、ゼミ分けの際に志望調査を実施し、学生の志望を最大限尊重するよう努めており、教養ゼミや演習等の授業では、調査・発表の機会を設けて指導している。平成23年度には、幅広い知識を身につけさせるとともに資料の読解力の向上とコミュニケーション能力の育成を図るため、専門科目「思想史」の新設や、「史学実習」の内容及び講師の見直しを行い、さらには学外実習の際の学生の移動手段を確保し、実習のさらなる充実を図った（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(2)）。また、日本史学科では米沢史学会を組織して研究誌『米沢史学』を年1冊刊行し、全2年生の卒業研究要旨を掲載するとともに、米沢史学会の行事として、各ゼミの代表学生による卒業研究発表会を学外にも公開して開催している。

〔社会情報学科〕

社会情報学科は、情報科学の基礎知識と応用力を身に付け、社会科学の広い視野と分析力を兼ね備えた人材の養成という目的に沿って、「人間社会と心理」、「経済と経営分析」、「メディア表現と情報」の3領域に関する科目を体系的に配置している（資料4-2-1 P36～37「社会情報学科専門科目」）。社会情報学科では、1年次にはこれら3つの分野を幅広く学習し組み合わせることにより、2年次においては学生各自の志向に応じてより専門分野に特化した学習を進めることにより、幅広い情報活用能力の育成に努めている。また、学生のコミュニケーション能力向上及び課題探求能力育成のため、1年次の「教養ゼミ」と「基礎ゼミ」、そして2年次の「専門ゼミ」を通して、在学全期間に渡って少人数教育を行う学科カリキュラムを実現している。なお、1年後期オリエンテーションでは、上記3分野の選択必修に関して学年担任が履修指導を行っている。（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(2)）。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科は健康に関する知識と技能を身につけた、社会に貢献できる栄養士の養成を目的としている。健康栄養学科の専門科目は、平成14年度に改正された栄養士法施行規則に基づいて編成しており、教育内容から6分野に大別し、各分野は講義と実験・実習で構成している（資料4-2-1 P38～39「健康栄養学科専門科目」）。健康栄養学科では、栄養士資格取得に必要なカリキュラムの内容を更に充実させるとともに、食育への視点をより重視するため、①身体活動量の実践的測定技術から運動に伴う消費エネルギー量とともに摂取するエネルギー量にも着眼した、エネルギーの収支バランスについての学習、②実践的調理技術向上のため実践者である外部講師による調理実習の実施、③市販の加工食品を企業と同水準で分析し添加物等の現状を把握するなど、現場（栄養士・栄養教諭・食品関係）に対応した実践的授業の展開を図っている。その結果、新しい機器を導入してエネルギー代謝の理解を深めることができた一方で、外部講師を招いて実践的調理技術の向上を図り、さらに食品の添加物分析等に向けた授業を実施している（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(2)）。また、健康栄養学科では、全2年生の卒業研究報告会を開催している。

次に本学の教育課程の編成・実施方針に基づいた必要な授業科目の開設状況について現状説明を行う。

本学の教育目標を達成するために学科を横断する科目や学外でのフィールド型授業も開設している。本学の教育目標では、能動型教育の充実強化としての少人数教育の徹底、地域と連携した実践的教養教育プログラムとしての「総合教養講座」や「教養ゼミ」の充実、キャリア支援教育の充実といった項目を掲げている。これらを承けて、教育課程の編成・実施方針としての「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」や「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」でも、「教養ゼミ」や「総合教養講座」の内容精選や、英語・英会話能力、文章表現能力、IT活用能力などの基礎能力を高めるための教育課程の編成、といったことが謳われている（資料4-2-5から4-2-7）。

まず能動的教育の充実強化に関してみると、基礎科目、基幹科目のうち、概説などの科目は、大・中教室での講義形式で行っているものもあるが、演習科目は小教室の演習室や情報処理教室で、また実験・実習科目については実験室・実習室で行うなど、本学の特色である少人数教育に努めている。対話・討論型の授業である「教養ゼミ」、演習、講読などの中核となる授業は、ゼミ形式で1年生から少人数で行っている。パソコン、プロジェクター、ビデオ・DVD・ブルーレイ、OHP・スクリーン、LL設備などを備えた教室を設け、それらを活用した授業を行っている。また日本史学科の「史学実習」、健康栄養学科の「校外実習」、教養科目の「海外語学実習」のように、キャンパスの外で学ぶフィールド型授業もカリキュラムに組み込んでいる。

また、教養科目の「総合教養講座」のように、オムニバス方式で行う授業も設置している。この「総合教養講座」は毎回、学外からさまざまな分野で活躍・活動している講師を招いて、学生の将来に向けて大いに役立つような内容の講義をお願いしている。また、学

生だけではなく学外者に対しても開放しており、本学のユニークな講義として重要な位置を占めている（資料4-2-1 P51）。

次に、地域と連携した実践的教養教育プログラムの開発に関して、教養ゼミでは教員一人ひとりが様々なテーマを定めて、自身の専門分野に囚われない多彩な授業を提供している（資料4-2-1 P52-53）。「総合教養講座」については、地域社会で活躍する様々な立場の方を講師として招くことで、地域学やキャリア形成を含む様々の視座を学生に提供すると同時に、地域貢献の一環として学外の方々に公開されている。講座のテーマや講師の選定は、教務委員会が毎年、内容を更新して企画している（表4-2-1）。また、教育目標の中で示されていた女性学やジェンダー論に関しては、この分野の第一人者である遠藤恵子学長が自ら担当する「ジェンダー論」が教養科目として設置されている（資料4-2-1 P57）。

表4-2-1 総合教養講座の開催状況（平成21-23年）

◆平成23年度実績

No.	テーマ（演題）	講 師
1	高畠ワインの100年計画	高畠ワイン株式会社 取締役相談役 奥山徹也 氏
2	自分の人生をプロデュースする！	さとこ女性クリニック 井上聡子 氏
3	「主人公は自分、という考え方」～作家という仕事について～	エッセイスト・イラストレーター きくちいま 氏
4	ブランドづくりは人づくり	株式会社セゾンファクトリー 代表取締役社長 齋藤峰彰 氏
5	靴のこと、職業のこと	宮城興業株式会社 代表取締役 高橋 和義 氏
6	土地力を活かした「環境ツーリズム」を展開する	赤湯温泉いきかえりの宿瀧波 代表取締役社長 須藤 清市 氏
7	「プロジェクトZ計画」町の再生	まちづくりプロジェクト Z 隊（桐町通り商店街） 隊長 加地浩昭 氏
8	食で育むところと身体～なぜ今、食なのか～ 山形県の豊かな食育	パイオニアレットウイングス栄養トレーナー 山口喜代美 氏
9	働くってなんだろう～ネットワーク構築の大切さ～	いきいき W ネットワーク 会長 清野千枝子 氏
10	盲導犬と共に暮らして	鍼灸師・盲導犬ユーザー 今野善一 氏
11	キャリアを活かした、私の“ライフデザイン”	山形県家庭教育アドバイザー 黒田三佳 氏
12	これからの農業！	農業生産法人 国立ファーム株式会社 山形ガールズ農場 代表取締役 高橋菜穂子 氏
13	地方都市の挑戦	米沢市長 安部三十郎 氏
14	21世紀、これからの社会と選択を考える	米沢信用金庫 理事長 種村信次 氏

◆平成22年度実績

No.	テーマ（演題）	講 師
1	人生のパートナーとしての盲導犬	鍼灸師・盲導犬ユーザー 今野善一 氏
2	食で変わる人相・性格・人生観	パイオニアレットウイングス栄養トレーナー 山口喜代美 氏
3	「よくばりな生き方」のすすめ	エッセイスト・イラストレーター きくちいま 氏

4	精神科治療における就労支援・・・ 障害者の雇用創出を通しての町おこしの試み	社会医療法人 公徳会理事長 佐藤忠宏 氏
5	地域情報化とケーブルテレビ	株式会社ニューメディア放送部長 伊藤優子 氏
6	女子から始める農業改革	農業生産法人 国立ファーム株式会社 山形ガールズ農場 代表取締役 菜穂子 氏
7	プロジェクトZ計画 桐町再生 ドラマチック戎市	まちづくりプロジェクトZ 隊(桐町通り商店街) 隊長 加地浩昭 氏
8	これからの地域経済	NDソフトウェア株式会社代表取締役社長 佐藤廣志 氏
9	一期一会を大切に 買っていたお客様も買っていない方も大切なお客様です	株式会社日本レインエンゲルブライザーフインストラクター 茂木久美子 氏
10	恋する話	心理療法士 山田 記子 氏
11	朝の達人になる	株式会社でん六 代表取締役社長 鈴木隆一 氏
12	わたしという現象 ―他者の言葉に生きて―	株式会社シベール取締役会長 熊谷眞一 氏
13	地方都市の挑戦	米沢市長 部 三十郎 氏
14	“緑と心が豊かに奏であい 一人ひとりが輝く山形”を目指して	山形県知事 吉村美栄子 氏

◆平成21年度実績

No.	テーマ(演題)	講 師
1	外国人から見た米沢・東北・日本	米沢市国際交流員 ダニエル・スマイリー氏
2	人生のパートナーとしての盲導犬	鍼灸師・盲導犬ユーザー 今野善一氏
3	男女共同参画の推進に向けて	山形県子ども政策室 女性青少年課長 鈴木和他氏
4	障がい者乗馬に期待すること～障がい者施設との取り組み～	総合コロニー希望が丘あさひ寮 援助主査 長谷川昌宏氏
5	ローカル鉄道はすばらしい観光資源	山形鉄道株式会社 代表取締役社長 野村浩志氏
6	多様な協働による支えあいの地域づくり	NPO法人きりよしみネットワーク 事務局長 高橋由和氏
7	まちづくりのDNA	川西町長 原田俊二氏
8	社会に出たら知っておきたい労働・社会保険のこと、働く人の強い味方・労働法のこと	社会保険労務士 小平和広氏
9	知って得する税の話と我が国の税の現状	山形税務署 税務広報広聴官 狩野良宏氏
10	米沢市の観光施策について	米沢市産業部観光課 主事 尾崎悠樹氏
11	自分の人生をプロデュースする	さと子女性クリニック 院長 井上聡子氏
12	あなたもやってみよう地球温暖化防止	置賜総合支庁環境課環境企画担当 主事 星野清氏
13	地方都市の挑戦	米沢市長 安部三十郎氏
14	山形県の福祉施策の概要	置賜総合支庁福祉課 企画調整専門員 星里香子氏
15	裁判員制度について	山形地方検察庁 米沢支部長 検事 辻保彦氏

英語・英会話能力、文章表現能力、IT活用能力などの基礎能力を高めるための教育課程の編成に関して、英会話を含む英語科目や情報リテラシー科目の編成については既に述べたところであるが、文章表現能力に関しては、国語国文学科のカリキュラムに「日本語文書・表現プログラム」という科目が平成21年度に設置されており、履歴書・エントリー

シートから学生論文まで、さまざまな文書作成をパソコンで行うための方法が学べるようになっている（資料4-2-1 P96）。

さらに本学の教育課程における教養教育、専門教育の位置づけと量的配分について現状を確認すると次の通りである。

前節で見たように、本学学則や「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」では、学科ごとの専門教育とともに、教養教育も重視している。

本学の卒業要件は、教養科目 12 単位以上、専門科目 40 単位以上となっており、合計 62 単位に足りない単位数は、教養・専門科目いずれからでも充当できる。教養科目では、教養ゼミ 2 単位、外国語 2 単位、スポーツ実技 1 単位が必修科目に指定されており、最低限の語学や体育の素養が身につくように編成されている。教養ゼミは、全教員が自分の専門分野外のテーマを教えることになっており、様々な授業内容を提供している。

さらに教養科目として、所属学科以外の専門科目中、他学科学生も履修できる「他学科開放科目」や、他大学で履修する「単位互換科目」も含まれるので、広範な科目群の中から教養科目を履修できることが、本学の特長となっている。

表 4-2-2 は、平成 24 年度本学カリキュラムを元に、教養科目と専門科目の数をまとめたものである（資料 4-2-1 より作成）。この表で（ ）の数は、上で挙げた他学科開放科目を示しているが、5 学科の他学科開放科目数は合計で 75 科目にも上り、もともとの教養科目である 48 科目と合わせると、「教養科目」は 123 科目になる。所属学科の「他学科開放科目」は教養科目としては履修できないものの、この表からも、広範な科目群が「教養科目」として履修可能であることが分かる。

表 4-2-2 本学カリキュラムの教養・専門科目数（平成 24 年度）

科目	学科名	科目数
教養科目	(全学共通)	48
専門科目	国語国文	56(12)
	英語英文	49(16)
	日本史	68(23)
	社会情報	53(18)
	健康栄養	47(6)

注 同一科目のリピート分は除く。

科目数の（ ）は他学科開放科目数を示す。

また、学科ごとの専門科目数は 47～68 科目となっており、学生がその知的関心に基づいて履修科目を選択した上で、卒業要件を満たせるだけの科目数が設置されている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

はじめに本学の教育課程の編成・実施方針と教育内容との関連性について現状を説明する。

教養教育科目「総合の分野」では、新入生全員が履修する「教養ゼミ」、現代的な教養を身につける「総合教養講座」、キャリアの形成を支援する「キャリア形成支援講座」などを設けている(資料4-2-1 P51~54)。情報リテラシーは必要不可欠な基礎能力となっているため、「情報処理演習Ⅰ」ではワードを用いた文書作成とパワーポイントによるプレゼンテーション資料作成を、同演習Ⅱでは主にエクセルを用いた表計算の基本操作を教え、また同演習Ⅲでは、検定試験のために模擬的な練習問題を多く課している(資料4-2-1 P58~59)。外国語科目は、基礎的な英語力を養うことを主な目的とし、「英語四」や「英語五」は英語試験や四年制大学への編入対策をも視野にいれている。また英語英文学科以外の学生にも国際化社会に向けた教養を涵養するため、外国人(アメリカ人)による英会話や「海外語学研修」の授業も設けている(資料4-2-1)。英語以外の語学科目では、フランス語と中国語を設置しており、2年間を通して初学者が文法を一通り修得できるまで段階的に授業内容を編成している(資料4-2-1 P60~72)。保健体育科目は、学生が生涯スポーツを楽しむ契機となるべく、複数のスポーツ種目に触れられるよう配慮している(資料4-2-1 P72~77)。

資格科目の教職科目は、中学校教諭(国語・英語・社会二種及び栄養教諭二種)が教育職員免許法施行規則 第6条及び第10条の3にそれぞれ定められた内容の科目を設けている(資料4-2-1 P219~225)。図書館司書資格に関する科目は、図書館法施行規則第5条における指定科目を、学校図書館司書教諭資格に関する科目は、学校図書館司書教諭講習規程第3条における指定科目を開講している(資料4-2-1 P227~237)。博物館学芸員に関する科目は、博物館法施行規則第1条の規定により、「博物館概論」等の科目を設置している(資料4-2-1 P239~242)。ピアヘルパーの科目指定は、本学のキャリア支援委員会が実質上の担当教員(社会情報学科 亀ヶ谷雅彦教授)に諮った上で、ピアヘルパーの目的や内容に合致するものを選定している(資料4-2-1 P22)。栄養士免許に関わる科目は、「社会生活と健康」など6分野に「栄養士必修科目」や「選択科目」として、社会的ニーズである健康の維持・増進と生活習慣病対策に必要な科目を開講している(資料4-2-1 P193~218)。

〔国語国文学科〕

国語国文学科では、基礎科目で国文学や国語学などの分野を網羅的・総合的に学び、講読科目や特殊講義科目において専門分野の知識を深め、演習科目では学生に発表を科して思考力を養うように留意している(資料4-2-1 P79~106)。また、少人数教育をさらに充実させ、学生一人一人に対応した細やかな教育の徹底を目指して演習を重視し、1年次は年度初めに、2年次は前年度の終わりにガイダンスを実施し、学生個人の志向に応じた演習の振り分けを行うことにより、1年次の基礎演習と2年次の応用演習の関連性を活かした学習の定着を図っている(資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(1))。

〔英語英文学科〕

英語英文学科では、教育目標・教育方針に基づき、国際社会にも通用する実践的な英語力を涵養すること、ものごとを偏見無く見るための洞察力と社会に出て也十分に対応できる教養を涵養すること、に適した授業編成をとっている（資料4-2-1 P107～132）。平成23年度からの新カリキュラムの導入により、1年生後期からの基礎演習で専門性を高めることができ、2年生のみの演習は個々の学生へのきめ細かな指導が可能となった。英語英文学科では、また、編入学合格率や英語資格試験の得点向上も打ち出しており、後者に関してはTOEIC、英検の受験を演習単位で教員が促し、またLL教室等に検定試験の情報を掲示している（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(1)）。

〔日本史学科〕

日本史学科では、教育目標である「歴史的な洞察力と柔軟かつ論理的な思考力をもって、社会の発展に貢献できる有為の人材の育成」を実現するため、基本から専門へ、知識から体験へとより深く学ぶことにより、実践的な洞察力・思考力を養えるよう、基礎科目、基幹科目、展開科目、関連科目を配置している（資料4-2-1 P133～165）。日本史学科では、幅広い知見を具体的に活用できるように科目内容を精選し、学生主体の学科運営の徹底を図るとともに、資料読解力を向上させつつ、演習科目での質疑応答を通じたコミュニケーション能力の育成に努めている。また、拓本実習や実際に古文書に触れる機会を取り入れるなどして、講義等で得た知識や技術が幅広く活用できるように指導に努めている。さらに、時代ごとに設定されているゼミの機能を充実させ、少人数教育を生かしたゼミの教育内容・指導方法を実施することにより、個別指導に力を入れ、学生の課題探求能力を高められるように指導方法及び内容を改善するように努めている（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(1)）。

〔社会情報学科〕

社会情報学科の専門科目は、「基礎科目」「人間社会と心理」「経済と経営分析」「メディア表現と情報」「基礎ゼミ」「専門ゼミ」「卒業研究」の7区分に分類され、学生の知的関心に基づいて履修できるように、区分ごとにバランスよく科目が配置されている（資料4-2-1 P167～192）。社会情報学科では、地元自治体、関係諸団体、民間企業、NPOなどと連携し、学生と地域とが協働して活動できるフィールド（場）を確保し、学生参加型実学・実践教育を推進することにより、カリキュラム内容と地域社会あるいは社会全体との接点を強化するために、米沢市が主催する「セカンドホーム事業」に基礎ゼミの学生が参加して地域住民と交流したり、専門ゼミの学生が置賜地方の地域活性化に関する社会調査（川西ダリア園の来園者アンケートなど）を行っている。また平成21年度には統計解析ソフト「SPSS」を最新版に更新することができ、学生の情報分析・活用能力を育てる上で大きな進歩となった（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(1)）。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科の専門科目では、社会的ニーズである健康の維持・増進と生活習慣病対策に必要な基礎科目の充実を図り、栄養士や栄養教諭の養成にも見合った科目編成となって

いる（資料4-2-1 P193～218）。健康栄養学科では、現場（栄養士・栄養教諭・食品関係）に対応した応用力を発揮できる実践力を育成するため、①栄養士養成としてさらなる調理技術の向上と、ヒトの形体とも関わり深いエネルギー収支バランスの学習、②栄養教諭養成として教育現場での体験の充実と教育技術の向上、③食品関係として微量サンプル中の機能成分の定量的測定技術と高度な衛生管理技術の習得を目指すなど、実習科目の内容をより充実させた。具体的に言えば、「調理学実習」では圧力鍋を使用するなど実践的実習を実施し、必修科目となった「教職実践演習」に対応する形で「栄養教育実習」の内容を改善した。また、教育技術の向上のため、「栄養指導実習」と「栄養情報処理演習」で連携を行い、教材をパワーポイントで作成して発表会を行った。「健康栄養演習」ではライフコーダーを導入し、身体活動量の測定技術を指導し、心拍数モニターを導入して活動量の測定法を教授した。「食品学実験」ではガスクロマトグラフィー、電気泳動装置を導入し、操作条件を確立して、学生実験で脂質、タンパク質の分析技術の習得に努めるなど、微量サンプル中の機能成分の定量的測定技術を習得し、食品衛生管理技術の高度化を図っている（資料4-2-2から4-2-4 各第2-1-(1)）。

次に本学の初年次教育・高大連携に配慮した教育内容の実施状況について述べていく。

以上のように、教養科目と学科ごとの専門教育体制が整えられている。その上で学科を越えて次のような初年次教育や高大連携に配慮した教育を進めている。

初年次教育に関しては、1年前期に教養科目の必修科目として「教養ゼミ」を設けており、新入生全員が少人数のゼミに所属して、新しい学生生活に慣れるようにしている。さらに平成23年度には、各学科の専門科目と高校の学習内容との橋渡しをする、専門科目における「導入科目」の必要性が教務委員会で検討され、表4-2-3のような導入科目が指定された（資料4-2-8）。

表4-2-3 各学科の導入科目

国語国文	基礎演習
英語英文	基礎英語表現
日本史	日本史講読
社会情報	行動科学概論 インターネット演習
健康栄養	生物有機化学

また、本学入学以前に、AO入試およびセンター試験を課さない推薦（学校長推薦）入試合格者に対して、すべての学科において接続教育を実施している。具体的には、AO入試合格者にはレポート課題を3回、学校長推薦入試合格者には問題集やレポートなどの課題を与えて、高校までの学習内容を復習させるようにしている（資料4-2-9から4-2-15）。

高大連携については、山形県立高島高校及び同米沢工業高校との間に協定を結んでおり、両校の生徒を聴講生として受け入れている。聴講生が受講可能である「高大連携開放科目」

は、教養科目及び専門科目の中から年間 36 科目を提供しており、地域の高校教育に貢献すると同時に、大学教育の「先取り学習」として進路や学習に対する動機付けを高める効果も大きいと思われる(資料 4-2-16)。過去 3 年間における聴講生の実数は 57 人であり、科目別の履修人数を見ると「検定英語講座」を始めとして、様々な科目を履修している(表 4-2-4 表 4-2-5)。これらの科目を履修した聴講生が本学に入学した場合は、本学の卒業要件単位として認定している。

表 4-2-4 高大連携 聴講生実績 (平成 21～23 年度、実人数)

年度	学期	高畠高校	米沢工業高校	総計
21 年度	前期	5	5	10
	後期		3	3
22 年度	前期	9	11	20
	後期	1	7	8
23 年度	前期	4	10	14
	後期		2	2
3 年計		19	38	57

表 4-2-5 高大連携 聴講生実績 (平成 21～23 年度、科目別のべ人数)

学期	科目名	高畠高校	米沢工業高校	総計
21 年度 前期	グラフィックス演習		2	2
	検定英語講座		2	2
	国文学特殊講義五	2		2
	社会心理学	3		3
	情報メディア論		1	1
後期	コミュニケーションデザイン論		1	1
	データ活用演習		2	2
22 年度 前期	グラフィックス演習		3	3
	検定英語講座		5	5
	国文学講読五	4		4
	社会心理学	2		2
	情報メディア論		3	3
	食品学	3		3
後期	コミュニケーションデザイン論		2	2
	スポーツ文化論		1	1
	データ活用演習		1	1
	健康運動栄養論		1	1
	社会福祉概論		1	1
	生活文化史一		1	1
	日本史概説五	1		1

23年度 前期	グラフィックス演習		2	2
	基礎栄養学	1		1
	検定英語講座		6	6
	国文学特講五	2		2
	社会心理学	1		1
	情報メディア論		2	2
後期	コミュニケーションデザイン論		1	1
	データ活用演習		1	1

さらに本学におけるキャリア教育の実施状況についてみていく。

キャリア教育については、平成18年に開設されたキャリア支援委員会及びキャリア支援センターが、就職活動支援に関する様々な講座やワークショップ、検定試験を全学的に企画しており、インターンシップも行っている。編入学対策についても、外部講師によるガイダンスや講習会、小論文添削講座を実施している上に、編入学英語対策特別指導員の設置、キャリア支援センター長による小論文指導、高大連携事業で招聘した高校国語教師による小論文指導講座を開催して、編入学希望者の合格率向上を図っている（資料4-2-4 第2-1-(5)）。

キャリア支援センター以外でも、たとえば「日本語検定」や「日本漢字能力検定（漢検）」（国語国文学科）、「栄養士実力認定試験」（健康栄養学科）のように、学科ごとに検定試験に参加している事例も見られる。また社会情報学科は平成21年度に「卒業生のお話を聞く会－5年後の私を考える－」を行い、学科独自の実践的キャリア教育の場を設けた（資料4-2-2）。

教育課程上に見られるキャリア教育としては、教養科目に「キャリア形成支援講座」が開設されており、外部講師による自己分析、業界・企業研究、企業へのアプローチ、採用試験の受け方、といった実践的な授業が行われている。また「総合教養講座」も、「キャリア・アクション・プラン」と銘打って開講されており、学生自身の将来の生き方や進路を考える上で役立つ内容となっている（資料4-2-1 P51、54）。

さらにシラバスを見ると、各種検定試験に対応した内容の授業も存在している。たとえば、日商PC検定に対応した「情報処理演習Ⅲ」（教養科目）、TOEICやTOFEL受験者を対象とした「検定英語講座」（英語英文学科専門科目であるが、他学科にも開放）、日商簿記検定試験3級程度を取得できる知識を身につけることを目的とした「簿記会計演習」（社会情報学科専門科目）といった科目では、それぞれの検定試験に対応した授業内容となっている。また、「英語五」（教養科目）のように編入学試験に対応した授業内容の科目も行われている。

ここで触れておきたいのが、GPに対する本学の取り組みである。平成21年9月から翌年3月まで若手教員がワーキングチームを組んで、文部科学省「平成22年度 大学生の就業力育成支援事業」の応募案を作成した（資料4-2-17）。タイトルは「米短版デュアル・プログラムの取組」で、本学が開学以来、大学の理念の二本柱と位置づけて来た教養と実学について、今後は、これまで以上に社会での実体験を踏まえた、さらなる教養の獲得を目指していかなければならないとし、そのためにインターンシップを大幅に改良してオフ

キャンパスと位置づけ、学生の就業力向上を図ろうとするものであった。具体的には、学内に「デュアル・プログラム開発チーム」を設置し、教職員と学外から企業人をオフキャンパス・コーディネーターとして招聘して本取組を推進する組織とし、このチームを中心にオフキャンパスの事前指導と事後指導を行うとともに、オフキャンパスの受け入れ先の開拓やその職業体験内容について協議・構築していくもので、平成22～26年度にかけて全学で取り組む計画であった。この取り組みにより、オフキャンパスを体験した後は体験記録集を作成し、優秀な学生は「総合教養講座」の中で体験報告を行うことで、体験していない受講学生にも波及効果が期待された。このGP申請は結果的に不採択となったが、新たな教育カリキュラムを、学科の枠組みを超えた若手教員のアイデアから作り出した経験は、本学にとって貴重な取り組みであった。

2. 点検・評価

編成・実施方針に基づいた教育課程の体系的編成に関しては、まず教養科目には、総合的な教養を身につけキャリア形成を支援する科目と、主題別の教養を身につける科目として人文・社会・理科・語学などの科目がバランスよく配置されている。情報リテラシー科目は資格取得への対応も含めて適切に配置されている。保健体育科目は学生が可能な限り、自分の興味がある種目を選択できるよう配置されている。資格科目に関しても、教職、図書館司書及び司書教諭、博物館学芸員、ピアヘルパー、栄養士の科目がそれぞれ適切に配置されている。専門科目についても、それぞれの学科の教育方針に基づいて適切に配置されており、関連科目の新設、演習・ゼミ科目の機能強化、食育への視点を重視した実践的授業の展開など、カリキュラムの見直しも適宜行われている。同時に教育課程に応じた教育内容を備えていると言える。

①効果が上がっている事項

授業科目の開設状況に関しても、教育目標や教育課程の編成方針において示されていた、少人数教育、「教養ゼミ」や「総合教養講座」、英語・文書表現・IT能力に関する科目、「ジェンダー論」、キャリア支援教育などについて、それぞれ対応する科目が開設されている。

教育課程における教養・専門教育の位置づけと量的配分に関しては、専門教育と並んで教養教育を重視している教育目標に基づき、「他学科開放科目」制度などを用いて広範かつ豊富な教養科目のカリキュラムを提供している。一方、専門科目についても、学科ごとの教育目標を達成させるために必要な科目が開設されており、卒業要件を満たすために十分な科目数が設置されている。

教育課程の編成・実施方針と教育内容に関しては、教養科目は、大学教育の導入と現代社会で求められる教養と情報処理能力を身につけ、学生のキャリア形成を支援するための科目が設けられており、それぞれの趣旨に合致した編成をとっている。資格科目は、それぞれの根拠法令等に則り、適切な授業を編成しており、専門科目は、それぞれの学科の教育目的に即して、適切に授業が編成されている。各学科の専門科目についても、それぞれ

の教育目標に沿った科目内容となっており、特に演習科目や実習・実験科目の充実化や資格試験への対応、地域との協力といった工夫を図っている。

初年次教育としては教養ゼミや導入科目を導入し、入試合格者に対する接続教育も行っている。高大提携に関しても、高校から聴講生を受け入れ、大学教育の「先取り学習」を行っている。

キャリア教育に関しても教育目標に基づき、キャリア支援センターや各学科で様々な講座、検定試験などを実施しているほか、カリキュラム上でも「就職支援講座」を設置したり、検定試験に対応した授業科目を開設している。

②改善すべき事項

教養科目の外国語科目のうち、フランス語、中国語は週に一コマの授業であるので、十分に習熟するには時間不足である。さらに韓国語なども入れたいところであるが、いずれも学生のニーズの把握を行った上で、ニーズが大きい場合には、対応策を考えていくべきである。

また司書科目に関しては、「情報サービス演習」や「情報資源組織演習」などの演習科目の内容を、実際の司書業務を見据えたより実践的な内容に充実させることが今後の改善点として挙げられる。

教育課程や教育内容は、学生や社会のニーズを常に鑑みながら、今後も改善を重ねていくべきものである。その際には、「年度計画」と自己評価による検証サイクルを一層実効的なものにすることが重要である。この点に関して、「年度計画」を定める際に、教育課程（カリキュラム）、教育内容、教育方法、教育成果の各項目が明確に書き分けられるようにすると計画がより立てやすくなると考えられる。さらに、資格科目についても記載する場所を作ることも、本学の教育課程全般を検証サイクルに組み入れる上で重要である。今後の自己評価に向けて、このように「年度計画」のフォーマットを改善することも必要になってきている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

各学科は目標に合わせたカリキュラムの編成・再編成に努めており、学生の現状に合わせた教育にスライドしていけるだけの素地を持っている。平成24年度の「年度計画」では、国語国文学科では平成25年度に新設予定の「伝統文化論二」を加えたカリキュラム体系を検討する準備を始めることが計画されているし、英語英文学科では、学生の英語資格試験（英検、TOEIC）への受験状況を把握し、受験を促す一方で、英語資格試験の取得および意識調査のアンケートを実施することが本年度中に計画されている。また日本史学科でも、平成24年度から「古文書学二」を2コマに分けて開講し、古文書の読解力の向上を図っている（資料4-2-18）。

資格科目についても、法令改正により司書に関する科目及び学芸員に関する科目が大きく変更されたので、それを反映した新カリキュラムが平成24年度から本学でも始まってい

るが、現在のところ、新課程への移行は順調に進んでいる。司書に関する科目では、このカリキュラム改正の際に、旧カリキュラムでは開講していなかった「古典籍資料」と「図書館史に関する科目（文献情報学）」を開講した。「文献情報学」は指定科目の「図書館情報資源特論」と「図書・図書館史」の内容を含む本学が独自に開講している科目で、図書館司書の教養として必要な図書館史の知識と、前近代の古典籍資料の収集・保存管理に必要な書誌学の知識を教授している。この科目を設置したことで、ますます多様性、地域密着型が求められる公共図書館の司書の業務に対応できると思われる。

②改善すべき事項

フランス語、中国語のコマ数増加や、さらなる外国語科目の導入に関しては、短期大学として、どの程度まで必要であるのかを慎重に検討していく必要があるが、学生のニーズ調査を行ったり、他大学の単位互換科目の利用などを視野に入れて検討していく。

また、平成24年度の年度計画では、導入教育に関しての効果検証を行うこと、入学生の学力差の検討および高大接続授業のあり方について検討すること、そして各学科の導入教育科目をとおして学力差の解消に努めることが課題となっており、当該年度中に教務委員会で検討することになっている（資料4-2-18）。

本学学生は総じて真面目で能力も高いが、プレゼンテーション力において他大学生よりやや劣る、といった評価を就職面接で受けることが最近あったという。本学が誇る少人数教育の強みを活かして、学生のプレゼンテーション能力や企画・発想性、チームワークやリーダーシップの涵養を図るべく、教育内容をさらに工夫することで、地域社会から本学学生に寄せられる期待に答えられるように努めていく。

4. 根拠資料

- 4-2-1 平成24年度講義計画書<SYLLABUS>（含授業時間割）（既出2-5）
- 4-2-2 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成21年度 業務実績報告書
- 4-2-3 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成22年度 業務実績報告書
- 4-2-4 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成23年度 業務実績報告書
（既出2-4）
- 4-2-5 山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標（既出1-1）
- 4-2-6 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出1-8）
- 4-2-7 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画（既出4-1-5）
- 4-2-8 平成23年9月 第6回教務委員会議事録
- 4-2-9 日本史学科 AO 入学試験合格者の皆さんへ
- 4-2-10 社会情報学科 AO 入学合格者の皆さんへ
- 4-2-11 学校長推薦および社会人特別入試（国語国文学科）に合格なさった皆さまへ
- 4-2-12 英語英文学科に入学されるみなさんに
- 4-2-13 日本史学科推薦入学試験合格者の皆さんへ
- 4-2-14 社会情報学科 学校長推薦入学試験 合格者の皆さんへ
- 4-2-15 合格者の皆様（健康栄養学科）

- 4－2－16 平成24年度 高大連携開放科目一覧
- 4－2－17 平成22年度「大学生の就業力育成支援事業」申請書（様式）
- 4－2－18 平成24年度年度計画（既出1－4）

第3節 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

はじめに本学の学生に対する履修指導の様態について現状を確認する。

本学では、年度初めに2日間にわたるオリエンテーションを実施している（資料4-3-1）。新入生に関しては学生部ガイダンスの時間に、全学科の学生を対象にして「学生生活の手引」、シラバスなどの資料を配布した上で、教務委員長が年間行事予定、卒業要件、履修のしかた、科目の学年指定、他学科開放科目、追試験と再試験など、全学科共通部分について説明を行っている。また教職、司書、ピアヘルパーの担当教員によって資格科目のガイダンスも引き続き行われる。さらに学科に分かれてからも学科ガイダンスにおいて、専門科目などの履修方法について詳細な説明を行うとともに、2年生には成績表が配布され、卒業や資格取得に向けた各学生の単位取得状況を的確に把握した上で指導を行なっている。平成24年度には、各学科や資格科目ごとに時間割の「履修モデル」を作り、学科ガイダンスなどで活用してもらうようにした（資料4-3-2 第2-1-(2)-②）。

オリエンテーション日程では上記以外にも、図書館利用に関する説明や、学内ネットワークの利用に関する「情報ガイダンス」も行われている。2年生に対しては教育実習に関する説明もなされる。

オリエンテーション日程が終了した直後には、新1年生全員を対象に1泊2日で研修旅行を実施している。学科ごとに専門分野に関連する施設や史跡などを見学したり、教員から講義を受けたりして、短大生活2年間の学問的基礎を築くとともに、教員・学生間の親睦を深めている。

授業期間に入ってから各学科の学年担任、教務委員、ゼミ担当教員の協力の下、履修に関する指導はきめ細かく行なわれている。10月の後期開始前後にも、学科ごとにオリエンテーションを行って、履修状況通知書（成績表）の配布や履修指導を行っている。

次に本学の授業形態、授業方法など、さらにはその教育指導のあり方について現状を説明する。

シラバスのカリキュラム表を概観すると、本学ではいわゆる講義形式で行う授業以外にも講読や演習、ゼミ、特殊研究といった少人数に分かれて行う授業形式の科目が多いことが分かる。社会情報学科では、その教育内容から、講義や演習形式の授業でも学生にコンピュータなどを使わせ、実習的な課題を行わせる場合も少なくない。健康栄養学科も教育内容の特性から実験や実習といった科目を多く取り入れており、能動型教育に資する授業形態や方法を適切に用いて授業を行っている（資料4-3-3）。

学科ごとの自己評価をまとめると、授業方法に関しては、本学の特長となっているゼミや演習に関する工夫が多く挙げられている（資料4-3-2 4-3-4から5 各第2-1-(2)-②）。

以下、学科ごと整理して述べる。

〔国語国文学科〕

国語国文学科では、学生の自己発見能力の向上を目指し、1年次のゼミは入学選抜別に学生希望を加味した振り分けを、2年次のゼミは卒業研究の意向調査の結果を踏まえた振り分けを行っている。学生の関心分野別のゼミ編成と学生主導のゼミ運営の充実を図り、1年次に習熟度別、2年次に専門的研究別のゼミ編成を行うことにより、学生個別の知的好奇心を満たす科目履修も進めさせ、2年間の在学期間の充実をサポートしている。このようなゼミ編成を行った結果、学生の関心に対応でき、かつ学生主体の演習運営が行われた。また、基礎演習については運営ゼミの目的に応じてさらなる工夫が必要であるが、発表手順のマニュアル化なども行われ、学生の自己発見能力の向上に向けた改善方策を学科全体で共有することができた。

〔英語英文学科〕

英語英文学科では、少人数教育の学生の学習能力向上を目指し、「基礎英語表現」「発展英語表現」「演習」でバランスの良いクラス分けによる少人数教育を継続している。「基礎英語表現」「発展英語表現」ではプレテストによる能力別クラス編成を行い、少人数で学習者の英語能力に合った授業が展開できた。

〔日本史学科〕

日本史学科では、ゼミで個々の学生の能力にあった指導方法を踏まえ研究の基礎的作業を充実させ、資料調査能力及び論文執筆能力などの研究能力の向上を図っている。ゼミでは個別指導も取り入れ、学生の研究能力向上に取り組んだ。さらに学生が自ら資料を探し出し論文が執筆できるように、オフィスアワーや時間外においても個別指導を行った。

〔社会情報学科〕

社会情報学科では、きめ細かな指導を行うとともに、より実践的・能動的な教育の深化を目指し、新聞データベースの継続活用により1年次の「基礎ゼミ」、2年次の「専門ゼミ」の内容の充実に努め、学生の課題探求能力を高めた。そして新聞データベースの卒業研究への活用、地域での共同調査や卒業制作の作品展を行うなど、ゼミ教育の充実化を図っている。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科では、健康科学の知識及び実践を必要とする現場への即応力向上を目指し、機材や機器の使用法及びその目的を熟知させるよう指導することにより、実験・実習の内容を充実させている。そして健康科学の知識及び実践を必要とする現場への即応力向上を図るために備品更新を毎年計画し、これまで導入した機材や機器に加えて新規導入機器を用いた実習を充実させた。

教務委員会では、平成23年度までにセメスター制、教養科目と専門科目の連携、少人数教育、オムニバス形式授業の導入について検討した。その結果、セメスター制については、多くの科目で導入済みとなった一方、演習科目等一年間継続すべき科目では、現実的に導入は困難であると判断した。また、教養科目と専門科目との連携についても、学科ごとに進めている改善策を収集・検討した結果、現状で特に問題はないことが確認された。少人数教育に関しても本学では、必要な科目については達成されていると認められ、現状の維持が必要と確認した。オムニバス形式の授業に関しても、現在行われている科目以外で実施することが必ずしも本学の実態にそぐわないことを確認し、その上でその他の多様な教育方法について検討することとした。（資料4-3-2 各第2-1-(2)）。

学習指導方法の改善に関して、本学では自己評価改善・SDFD委員会を設置し、授業改善ワークショップ、公開授業、FD講演会を開催するとともに、「学生の声」の募集、学生による授業評価アンケート結果の教員へフィードバックなどを行って、授業内容の向上に努めている。平成23年度は英語英文学科教授による改善成果報告、ハラスメント対策研修、AED研修の他、山形県文化遺産防災ネットワークの活動についての講演会、福島原発事故を受けての放射能に関する講演会などの研修会を実施しており、後の2つについては学生の参加も得ている。また、新任教員研修の他、全学の来年度公開授業科目について前期・後期分の設定も行った。さらに本学は「地域FDネットワーク樹氷」を引き継いで平成20年に発足した「FDネットワーク“つばさ”」にも加盟しており、学外とも連携してFD活動を行っている（資料4-3-2 4-3-6）。

次に本学の学生が十分な学習成果を得るために講じている措置や単位制度の趣旨との整合性などについて現状を述べる。

単位制度の趣旨とは、高校までのように学ぶ内容がほぼ全て前もって決まっているのではなくて、学生の知的関心に基づいて選択的履修を行い、それを単位として積み上げて行く学修のあり方を指す。とすれば、単位制度は学生の主体的な学習を前提としており、授業時間以外の自主的な学修の時間も含めて単位の認定要件としていることから、学生の自主学習を促進するような手立てを講じることが必要となってくる。

この点に関して、まず学修時間を確保して単位の実質化を図るために、本学では平成23年度から、これまでの「補講期間」を「試験・補講期間」と改めて、授業期間である前期・

後期それぞれ 15 週間は授業だけのために確保し、期末試験はそれが終了した 16～17 週目に行うことにした。

授業回数の確保以外にも、学生が十分な学習成果を得るために、学生の自主学習を支える様々な取り組みが必要となってくる。平成 21～26 年度の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」では、「(5) 学生支援の充実」の「① 学習支援」で 6 項目の支援計画を挙げている(資料 4-3-7 各第 2-1-(5)-①)。

具体的には、①オフィスアワー制度の充実に努め、「顔の見える教育」という本学の特色をさらに発揮させ、きめ細かい指導・助言を行う。②学長や理事等と学生との定期的な対話の場を設け、学生の意見を反映させたより望ましい学内教育環境を整備することで学習を支援する。③学生が自主的学習を積極的に行えるように合同研究室などの自学自習施設・設備の充実に努める。④聴覚障がいのある学生にノートテイクをつけるなど障がいのある学生、社会人、留学生、科目等履修生といった、多様な学生のニーズに応える履修サポート制度を充実・発展させる。⑤1 年前期の段階で高大接続授業を実施するなど、きめ細かい指導を通じて入学生の学力差の解消を目指す。⑥スクールバスの運行のほか、最寄りの交通機関への働きかけを強化し、時間割と連動したダイヤ改正を行うなど、通学の利便性向上を図る。

上の計画のうち、進路・学習相談、助言の制度については、各学科の学年担任やゼミ担当教員などが対応している他、教員全員が毎週 2 時間のオフィスアワーを設定して学生に対応している。オフィスアワー実施時間の一覧表は「学生生活の手引」に掲載して、学生に明示している(資料 4-3-8 P 60～61)。

オフィスアワーに関しては、資料 4-3-8 を見ると分かるように、多くの教員が「この時間以外にも随時相談を受け付けます」と備考欄に記し、予約照会用のメールアドレスを添付している。このように、オフィスアワーの時間以外にも、学生の要望により逐次相談に応じているのが実態である。とりわけ、編入学試験の日程が近づいてくると、受験する学生から英語や専門科目の指導、小論文の添削、面接練習などの依頼が殺到する。このように、学生が教員に比較的自由に面会できる学習環境は、他の大規模大学では思いの外、実現していないことであって、本学が「顔の見える教育」を自負する所以でもある。

学修支援ニーズの把握については、「学生の声」の募集以外にも、学長・理事等と学生との懇談会が毎年開かれるようになり、学生の意見を反映させたより望ましい学内教育環境を整備するための意見交換がなされるようになった。

自学自習施設・設備の充実について、後に述べるように本学では、自主的学習を積極的に行えるよう図書館や各学科の学生合同研究室、情報処理教室などが整備されている。情報処理教室も授業のない時間や休日は学生に開放されていて、情報処理以外の科目についても課題やレポート作成などを行うことができる。パソコンはキャンパス内だけでなく、学寮の自習室にも配置されている。

障がい学生や留学生など、より手厚い学習支援が必要な者に対しては、必要に応じて教

務・学生委員会において対応が協議される。本学では特別な支援を必要とする学生数は少ないが、過去に車椅子利用の学生が入学した際には、玄関スロープやエレベータの設置を行った。既存の建物の構造上、エレベータ設置が不可能な階もあったが、授業で利用する教室の変更などで対応した。また、平成19年度に聴覚障がい学生が入学した際には、本人に代わって講義内容を聞き取って手書きやパソコン画面上で示す「ノートテイク（要約筆記通訳）」支援に取り組み、在学した2年間に渡り、学生ノートテイカーの養成・コーディネートを行うなど、利用学生の情報保障に努めた（資料4-3-9）。

平成18年度には日本語を母語とせずサポートが必要な学生が入学したため、「留学生チューター制度」を整備した。これは、留学生が希望した場合、入学した学期の間、学生チューターと週1回定期的に面接して、日本語や学習について指導を受ける制度であった（資料4-3-10）。

科目等履修生や高大連携で本学に聴講に来ている高校生に対しては、正規学生と全く同様に附属図書館の利用資格（貸し出しは5冊まで14日間）を認めている。このような形で、社会人学生などに対しても学習支援を行っている。

ついで本学の学生の主体的参加を促す授業についても述べる。

上で述べたように、本学では講読や演習、ゼミ、特殊研究といった少人数教育の授業形式の科目が多く、講義や演習の授業でもコンピュータ操作などを行わせたり、実験や実習といった科目を多く取り入れる学科もあって、学生の主体的参加を促すような授業方法であることが多い（資料4-3-3）。

そのような授業方法を実現するための学生の主体的な学習の場として、本学では学科ごとに合同研究室を設けるとともに、附属図書館を整備している。

各学科の合同研究室には、学習に必要な資料や辞典類、学内LAN及びインターネットに接続されたパソコンなどを備え付けて、常時学生が自由に学習に使えるように環境を整えている。学科によっては嘱託助手が常駐して、学生の指導にあたっている所も見られる。合同研究室以外にも、授業が行われていない空き教室の開放もなされており、教室内に設置してある視聴覚機器等も含めて、グループ学習などで自由に活用できる。学内施設の学生利用は、平日8時～19時まで開放しており、土日祝日については、申請に基づいて随時開放している。

学生の自主学習を支援するために重要な位置を占める附属図書館については、第7章で詳しく述べるが、ここでは学生の学習活動と関わる観点から説明を行う。附属図書館では108席の閲覧室を設けており、検索用パソコンや視聴覚機材なども備え付けられている。一部の図書資料は別置されているが、大部分の書架は開架式となっており、参考図書室や雑誌・新聞のブラウジングスペースも整備されている。開館時間は平成17年度から1時間延長し午後7時までとなっている。さらに試行期間を経て平成24年度から土曜開館も始まり、利用学生の利便性を高めることができた。

情報リテラシーの学習においては、4 教室の情報処理演習室と 5 学科の各合同研究室に合計約 300 台のパソコンを設置し、すべて学内 LAN およびインターネットに接続している。教室によっては、ワード、エクセル、パワーポイントといった基本的なソフト以外にも、英会話の自主学習用ソフトや映像処理ソフト、統計分析ソフト「SPSS」、日商 PC 検定の模擬試験ソフトなどを導入し、映像や動画を扱う科目の受講生用には、ヘッドフォンマイクやデジタルビデオカメラ等の貸し出しも行っている。パソコンはリース契約（5 年）に基づいて、定期的に新しい機種に更新を行っており、学生の自学自習に役立つよう、授業で使用する時間以外は、これらのパソコンを常時開放している。

外国語の学習に関しては、LL 教室を設けて、授業や学生の自主学習に供している。LL 教室は収容人員 60 名で、学生個人単位でも視聴覚機器を利用することができる。LL 準備室にもパソコン 5 台、プリンター、スキャナ、視聴覚機器等が整備され、英語英文学科の嘱託助手が常駐して指導にあたっている。また英会話を担当する外国人教員が授業時間外でも適宜学生の指導にあたっている。さらに、本学と姉妹校であるアメリカ・コロラド州のアラパホ・コミュニティー・カレッジの附属英語学校に 2 週間留学する「海外語学実習」（教養科目）も毎年実施されていて、参加した学生には 3 単位を与えている。

保健体育科目の学習では、同一時間内においてはグループごとに実施場所を分けるなどし、学生一人一人の活動時間を確保するように配慮している。

教職科目の学習に際しては、図書館に「教育原理」「教育心理学」などの書籍を整備し、教職合同研究室及び各学科合同研究室に各種の「学習指導要領」、教科書とその指導書などを備え、学生が自由に閲覧できるようにしている。

司書・司書教諭科目を履修する学生は多いものの、講義科目においても演習的内容を取り入れ実務能力を高める配慮を行っている。また演習科目においては可能な限り個別の作業時間を与え、演習課題作業に取り組むことにより、即戦力となる能力の向上を目指している。司書科目担当教員も可能な限りのサポートに努めており、オフィスアワー等を活用した自主的補講を実施している。

学芸員資格課程の受講生のためには、日本史学科合同研究室と図書館に参考図書を配架している。また、博物館実習の中で利用できるように、練習用の掛け軸などの備品を備え、また実習場所として 50 周年記念資料室が利用できるように整えている。

ピアヘルパー資格取得希望の学生に対しては、図書館及び各学科の合同研究室にそれぞれ「ピアヘルパーハンドブック」、「ピアヘルパーワークブック」を複数冊配架している。またピアヘルパー試験の前には実質上の担当教員による自主勉強会を毎年開いている。

栄養士免許取得に関わる科目には履修すべき科目に実験・実習が多く、授業時間外の学習時間は必ずしも十分に確保されているとは言えない。しかし、健康栄養学科の各実験室・実習室にパソコンを設置し、学生がいつでも自由に使用できるようにしており、休日でも登校してレポート作成等を行えるよう環境整備を図っている。また、健康栄養学科では、学生を各研究室に配属し、卒業研究等の研究活動が各担当教員のもとで行えるようにして

いる。

キャリア教育に関しては、キャリア支援センターで就職・進学に関わる資料の閲覧や学習ができる。就職希望者には先輩の書いた受験報告書の閲覧、面接練習、履歴書・エントリーシート等の添削、問題集や参考書の閲覧・貸出、就活・公務員対策講座、模擬試験、公務員勉強会など、編入学希望者には大学資料の閲覧、先輩の書いた受験報告書の閲覧、面接練習、小論文の添削指導、過去問題の閲覧、編入学対策講座、模擬試験といったメニューが用意されている。さらに、キャリア支援センターでは、職員による相談や専門学校の資料閲覧、新聞の閲覧、パソコン6台を利用した資料検索・書類作成等に対応しており、無料で利用できるコピー機も設置している。

国語国文学科専門科目の学習に際しては、国語国文学科合同研究室に待機している嘱託助手が学生の指導・相談に当たっている。また、教員の研究室は随時開放しており、研究室を訪れて相談をもちかける学生の数も多い。たとえば「演習」科目において教員の研究室で事前の指導を受けるということも多い。

英語英文学科専門科目の学習施設としてはLL教室があり、学生は自由に自学自習できるようにしている。さらにLL準備室には嘱託助手が常駐しており、英会話教材用の図書、ビデオ、DVDなどもそろっていて、学生が自由に借り出すことができる。また英語英文学科合同研究室は学生たちの自習や交流の場として活用されている。

日本史学科合同研究室や個人研究室では、専門科目学習の場を確保している。合同研究室には学生が自由に使えるパソコンを4台設置している。過去の卒業研究はB号館4階に卒業論文保管室を設けて、学生に閲覧・貸し出しを認めている。学生の学習意欲は高く図書館や合同研究室、あるいは教員の個人研究室でもたえず、学生が自習している姿をみることができる。

社会情報学科では、全学に先駆けて「社会情報学科 7つの履修モデル例（H19年度カリキュラム対応）」という履修モデルを配布し、学生の希望進路に合わせた履修指導を行っている（資料4-3-11）。また各学期の開始時に前学期の単位修得状況を調べ、問題のある学生に対して個別履修指導を実施している。講義科目ではレポート提出、演習科目では課題提出を多く課して、学生の自主学習を促している。社会情報学科合同研究室には学内LAN及びインターネットに接続されたパソコン13台を始めとする情報機器が設置され、学生が自由に使うことができる。平成23年度には、念願だった冷房化が実現され、今後の活用が期待できる。

健康栄養学科では、化学とくに有機化学の基礎学力不足の学生のために平成13年度から「生物有機化学」を開講している。また、高大連携事業として、高等学校の教員を本学に招いて学生に対して基礎学力の不足を補うべき授業等を実施している。

(2) シラバスに基づいて授業を展開しているか。

はじめに本学のシラバスの内容・項目とその活用状況について現状を説明すると以下の通りである。

本学では教養科目、各学科専門科目、資格科目ごとに編集したA4判の全学共通シラバス(講義計画書)を年度当初に全学に配布している。科目ごとの講義計画は、「授業のねらい」、「授業計画」、「テキスト」、「受講生へのメッセージ(授業評価を踏まえた方針など)」、「評価方法」の項目にしたがって記載されている(資料4-3-3)。従来のシラバスは、情報量は多いものの、全370ページにも及ぶボリュームで携行には不便であったために、平成19年度からシラバスの記載方法を見直して、情報量を減らすことなくページ数を削減し、学生の利便性の向上を図っている。

なお、平成19年頃からシラバスのうち科目一覧を、平成21年度からシラバスの全内容を本学ホームページにも掲載して学外に公開するとともに、学生がパソコンやスマートフォンなどを用いてもシラバスを閲覧できるようにしている。

講義紹介 <http://www.yone.ac.jp/department/lecture/>

シラバス http://www.yone.ac.jp/department/H24_syllabus.html

次に授業内容・方法とシラバスとの整合性について確認する。

シラバス原稿は毎年、科目の担当教員に原稿を依頼して更新しているため、授業内容の変更がすぐに反映されるようになっている。

また、学期ごとに行われている授業評価アンケートでは、質問文の中に「Q2. この授業の受講を決める際や受講していく上でシラバスは役立ちましたか?」という質問項目を設けて、「とても役立った」、「おおよそ役立った」、「あまり役立たなかった」、「ほとんど役立たなかった」、の4つの選択肢から一つを選ばせ、順に5、4、2、1点の得点を与えて、実際の授業内容・方法とシラバス記載内容の整合性について検証している(資料4-3-12 4-3-13)。たとえば平成23年度前期において、各科目の上記項目の平均得点を見ると、最高値は5.0、最低値は3.0、平均値は4.0であった。同年度後期も最高値5.0、最低値2.8、平均値4.1であって、このように受講する上でシラバスが大いに役立っていることから、授業内容・方法とシラバスとの間にはかなり整合性がとれていると考えられる。

なお、この授業評価結果は学長より各教員に直接手渡しされる形でフィードバックされており、翌年度のシラバス原稿の執筆に役立っている。

〔国語国文学科〕

国語国文学科では、平成23年度の授業評価アンケートの「Q2. この授業の受講を決める際や受講していく上でシラバスは役立ちましたか?」という質問項目の値は、次の通り

である。前期科目の最高値は4.5、最低値は3.3、平均値は4.0で、後期科目の最高値は4.8、最低値は3.0、平均値は4.0であった（資料4-3-12 4-3-13）。最低値が3.0の科目もあったが、平均値は前期も後期も4.0であり、概ねシラバスが受講に当たって役立っていることが確認できる。

〔英語英文学科〕

英語英文学科では、平成23年度の授業評価アンケートの「Q2. この授業の受講を決める際や受講していく上でシラバスは役立ちましたか？」という質問項目の値は、次の通りである。前期科目の最高値は5.0、最低値は2.7、平均値は4.5で、後期科目の最高値は5.0、最低値は3.2、平均値は4.2であった（資料4-3-12 4-3-13）。最低値が2.7の科目もあったが、これは1科目だけであり、平均値は前期が4.5、後期が4.2であり、概ねシラバスが受講に当たって役立っていることが確認できる。

〔日本史学科〕

日本史学科では、平成23年度の授業評価アンケートの「Q2. この授業の受講を決める際や受講していく上でシラバスは役立ちましたか？」という質問項目の値は、次の通りである。前期科目の最高値は5.0、最低値は3.7、平均値は4.1で、後期科目の最高値は5.0、最低値は2.8、平均値は4.0であった（資料4-3-12 4-3-13）。最低値が2.8の科目もあったが、平均値は前期が4.1、後期は4.0であり、大半の科目について概ねシラバスが受講に当たって役立っていることが確認できる。

〔社会情報学科〕

社会情報学科では、平成23年度の授業評価アンケートの「Q2. この授業の受講を決める際や受講していく上でシラバスは役立ちましたか？」という質問項目の値は、次の通りである。前期科目の最高値は4.5、最低値は3.8、平均値は4.1で、後期科目の最高値は4.7、最低値は3.1、平均値は4.1であった（資料4-3-12 4-3-13）。最低値が3.1の科目もあったが、平均値は前期・後期とも4.1であり、大半の科目についても比較的高い数値を示しており概ねシラバスが受講に当たって役立っていることが確認できる。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科では、平成23年度の授業評価アンケートの「Q2. この授業の受講を決める際や受講していく上でシラバスは役立ちましたか？」という質問項目の値は、次の通りである。前期科目の最高値は4.9、最低値は2.9、平均値は3.8で、後期科目の最高値は4.6、最低値は3.3、平均値は3.9であった（資料4-3-12 4-3-13）。最低値が3.3の科目もあったが、平均値は前期が3.8、後期が3.9であり、概ねシラバスが受講に当たって役立っていることが確認できる。

（３）成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

はじめに本学の成績評価方法と成績評価基準の明示のあり方について現状を確認しておく。

成績評価及び単位認定については、各学科で対応が異なっていることはないため、全学的な状況について説明していく。

本学では学則第五章（履修方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業）（資料４－３－14）及び「山形県立米沢女子短期大学成績の査定に関する規程」（資料４－３－15）を定めており、成績評価はこれらを基準として厳格に運用している。平成24年度からは、授業の到達目標や成績基準をより明確にするために、後に述べるように５段階評価が導入された。

成績評価は、科目担当教員が上記の規程に基づいて、出席、試験、レポート、作品提出などにより行っている。「成績の査定に関する規程」第2条では、成績の査定は100点満点の得点で査定し、次の標語により標示するとしている。

90点以上100点まで・・・特優

80点以上89点まで・・・優

70点以上79点まで・・・良

60点以上69点まで・・・可

59点以下・・・・・・・・不可

この５段階評価を導入するために「成績の査定に関する規程」は平成23年度に改正されたため、平成23年度入学生までは従来通り、優、良及び可を合格として所定の単位を与え、平成24年度入学生からは「優」の上に「特優」を設け、特優、優、良及び可を合格として所定の単位を与えることになった。なお、各科目における成績評価は、学期ごとに決められたしめきりまでに事務局に集約する形で情報管理を行っている。卒業認定は第2学年の2月に教授会において一括審議し、適否を判断している。

上に挙げた「学則」及び「成績の査定に関する規程」は「学生生活の手引」に記載して、学生に明示している（資料４－３－８ P27～29、P38～39）。併せてシラバスにも「教育課程と履修の方法」を記載し、入学時及び新年度のガイダンスで学生に説明して周知を図っている（資料４－３－３ P8～9）。シラバスには、さらに科目ごとの講義計画の中にも「評価方法」の項目を設けており、具体的な成績評価の方法について記載し、学生に明示している。シラバスは本学ホームページに掲載されているので、この「評価方法」もホームページを通して学外に公開されている。

次に本学の成績評価方法及び成績評価基準の公平性について現状を説明する。

上で述べたように、成績評価方法及び成績評価基準は事前に学生へ明示されていて、履修者全体で一様な基準が用いられている。本学ではさらに、成績評価の正確性を保証する

システムとして「成績の査定に関する規程」の第5条と第6条で、追試験や再試験の制度を設け、病気など正当な理由で試験を受けられなかった場合や、学生からの成績に関する異議の申し立てに十分対応できる制度が整っており、成績評価の正確性を担保している。

「追試験」とは、正当な理由により試験を受験することができなかった者は、願い出により受けることができる試験であるが、欠席時数が授業時数の3分の1を越える場合は、原則として受験資格がない。追試験の願い出は、自分の成績が不可だと分かってから一週間以内としている。

一方「再試験」とは、試験及び追試験で不合格となった者が、願い出により受けることができる試験である。但し、再試験の受験は、原則として1科目につき1人1回とする。再試験の願い出も、自分の成績が不可だと分かってから一週間以内としている。再試験の成績は80点満点であり、選択科目の場合、再試験を行わないことがある。

この追試験・再試験の制度についてはシラバスや「学生生活の手引」に明示されており、新入生オリエンテーションの学生部ガイダンスでも説明されている。「学生生活の手引」には、成績交付のスケジュールや、成績に関する質問がある場合は事務局で対応することも明記されており（資料4-3-8 P5～6）、これと同じ内容は本学ホームページ上にも掲載されている。

授業・成績について http://www.yone.ac.jp/campuslife/related_class.html

さらに本学における単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性について現状を確認すると以下の通りである。

短期大学設置基準第7条では、単位数の計算について以下のように定めている。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

また、栄養士養成施設指導要領の「第8 授業に関する事項」の3では、「単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例によること。ただし、実験及び実習については、原則として45時間をもって1単位とすることが望ましい。」としている。

これらに基づき、本学のカリキュラムでは、講義や演習の科目は15時間の授業で1単位又は30時間の授業で2単位、若しくは60時間の授業で4単位を認定している。また「スポーツ実技」については30時間の授業で1単位を、「海外語学実習」は90時間の授業で3単位を認定している。日本史学科専門科目の「史学実習一」・「同二」に関しては、通常授業の外に学外実習も含む教育内容であるため、45時間の授業で1単位を認定している。健康栄養学科専門科目のうち実験や実習に関しては、上に挙げた栄養士養成施設指導要領の定めに基づき、45時間の授業で1単位としている。資格科目に関しても、それぞれ関連法令などに基づき、適切な単位数を設定している。

また、本学における既修得単位認定の仕組みについても現状を確認する。

他の教育施設等における授業科目の履修等については、本学学則第14条から16条において以下のように定められている（資料4-3-14）。

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（当該短期大学又は大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第29条第2項又は第31条第2項の規定により入学を許可された場合を除き、本学におい

て修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第14条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

このように、学生が他の短期大学や大学において履修した単位（留学、外国での取得、通信教育を含む）、他の短期大学・高専の専攻科などでの学修、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した単位などについて、30単位を越えない範囲で本学において修得したと見なすことになっている。さらに学則第17条の2において、これらの単位を卒業要件に含めることも定めている。

これらの規程によって、単位互換制度を利用して他大学で単位を修得した学生、転入学生、高大連携で高校生の時に本学聴講生となって単位を修得した学生、他大学を卒業してから本学に入学してきた学生など、様々な学歴を持った学生に対して、それまでの学修を本学の単位として認めることが制度化されている。

2. 点検・評価

学生に対する履修指導は、大学全体そして各学科の特徴に合わせた具体的な説明と指導を、全学・学科・ゼミ担当という徐々に細分化される形で整備し、十分かつ適切に行っている。また、シラバスに基づいた授業が行われている。成績評価方法も評価基準を明示するとともに適切に行っている。

①効果が上がっている事項

授業形態や授業方法の適切性に関しては、特にゼミや演習など能動的教育に資する科目において各学科で工夫を重ねており、教務委員会や自己評価改善・SDFD委員会も適宜検討している。

学生が十分に学習成果を得るために講じている措置としては、授業回数の確保やオフィスアワーの実施、障がい学生、留学生、科目等履修生や高大連携の聴講生への支援が行われている。学生からの相談に関しては学年担任・ゼミ担当教員等を配置し、身近で相談しやすい環境を確保した上で、より専門的で具体的な学習・進路支援や助言が受けられるよう、様々な角度の対応が適切にできていると言える。同時に既述のように、学生は随時、研究室を訪ねたり、教員にさまざまな相談を行う雰囲気が醸成されている。この点は本学の「顔の見える教育」の成果として挙げられる。

学生の主体的参加を促す授業方法としては、各学科合同研究室や附属図書館を整備する他、科目や学科ごとにも資料や教育機器などの整備や学科ごとの助手(嘱託助手を含む)によ

る指導体制づくりなど、それぞれ工夫を行っている。キャリア教育についても、キャリア支援センターが様々なメニューを用意している。

シラバスは適切に編纂されてホームページ上にも掲載され、授業評価アンケートの結果から学生の受講に役立っていることが分かる。

成績評価の方法と基準は学生へ適切に明示されており、成績評価、単位認定、卒業認定は学則などに基づいて厳格かつ適切に行われている。成績評価の正確性を保証するシステムとしては、追試験や再試験の制度を設けており、他の教育施設等で修得した単位を認定する規程も整えられている。

平成24年度には、学科および資格科目ごとに「履修モデル」を作成し、学科オリエンテーションで活用するという試みを初めて行った。これについては、特にアンケート調査などは行っていないが、概ね良い感触を得ている。また、障がいを持った学生に対する支援については、本学はこれまでも積極的に対応してきており、前回、受けた大学認証評価でも高い評価を得ている。

②改善すべき事項

今後の検討課題としては、**e-learning** の環境整備と活用推進があげられる。本学では、コンソーシアムやまがたに参加しており、その **e-learning** 事業にも参画している。しかし、現実的にはコンソーシアムやまがた全体としても有効に活用できているとは言えない状況にある。そうした現状を踏まえて、本学としてどのように対応していくべきなのかを検討していく必要がある。

同時にコンソーシアムやまがたにおいて単位互換制度を整えているものの、実際に単位互換科目を受講する学生は少ない点も検討していく必要がある。しかし、この点については、単位互換制度を準備する段階から山形県内の各大学・短期大学・高等教育機関のキャンパス相互の移動が極めて困難であるという根本的な問題がある。これは首都圏の大学にはない地方の事情と言える。

また、オフィスアワー・学年担任・学生アドバイザー制度の一体運用制度についても検討課題として存在している。本学でも入試の多様化などを受けて入学してくる学生の多様化も進んできていることから、今後もさらに学生支援体制の工夫が求められている。

さらに本学では、まだ履修単位の上限設定や GPA 制度の導入は行われていない。これらの検討も進めていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

上で述べたように、平成24年度には学科および資格科目ごとに「履修モデル」を作っ

学科オリエンテーションに活用してもらうようにした。平成24年度前期の教務委員会で事後検証を行ったところ、概ね好評であったので、今後も学科ガイダンスなどで適宜活用していくこととなった。

また、オフィスアワーの実施に関しては、決められた時間帯以上の対応状況が確認されたので、同等以上の指導・助言態勢の継続に努めたい。

障がい学生への学習支援は前回の大学認証評価においても高く評価された点である。この実施に当たっては、利用学生の意向を聞きながら、必要な措置を弾力的に運用すべきであるが、支援体制の整備やノートテイク・チューター謝金の予算措置などは、入試前相談の時点から迅速に対応しなければ間に合わないことなので、教務委員会と学生委員会、入試委員会、事務局など関係部署間の連携協力体制を予め構築しておくことも肝要である。

②改善すべき事項

導入科目の指定や5段階評価の効果検証については、平成24年度から制度が施行されたばかりなので、1年間実施してから教務委員会で検討する予定である。「海外語学実習」についても、平成24年度の「海外語学実習」日程が終わった後に、教務委員会で検討を行いたい。

e-learningの環境整備と活用推進については、一般的には「授業をインターネット中継で学外に配信する」ような「送信」面を整備するイメージが強い。しかし本学にはネットワークを管理する「メディアセンター」のような組織がないため、設備面・人員面の双方からインターネット配信は難しい。教員が授業中に自らカメラを操作することの負担も大きく、教室に来ている学生にとってサービス低下につながりかねない。そもそも少人数教育を重視し「顔の見える教育」を謳う本学では、むしろゼミや演習など、学生と教職員が直接対面する教育方法に力を注ぐべきである。

そこで教務委員会ではe-learningの「受信」面の整備を進めることとして、インターネット配信が始まった放送大学の授業について、平成24年度に学内パソコンでの視聴が可能であることを確認した上で、具体的な視聴方法を説明した学生向けマニュアルを作成した（資料4-3-16）。放送大学の授業科目は、単位互換制度により本学での履修単位とみなされるので、このようなe-learningの「受信」環境の整備はまた、単位互換制度の利用促進にもつながる。e-learning「送信」面の整備に関しては、他大学のように「インターネット配信授業」の実現を目指すのではなく、たとえば授業で配布するレジュメ・資料を電子化してインターネット経由で配布できるようにすることや、あるいはメールやSNSなどを使って学習情報を学生へ提供するなど、本学にとって実のあるような形での活用策を検討した方が賢明だと判断される。

他大学の単位互換科目を受講する者が少ない理由に関しては、平成24年度に放送大学が企画募集した「体験学習プラン」を利用して受講する学生の意見を聞いた上で、教務委員会で検討する予定である。

平成24年度の「年度計画」にあげている「時代の変化に伴う多様なニーズに応える教育課程を常に工夫するとともに、履修制度の恒常的な充実・発展を目指す」、「講義演習などに必要な機器、教室の点検整備」といった項目は学生のニーズを鑑みながら、継続的に検討していく項目である。後者については、特に教育機器の新規購入や更新を計画的に進めるための予算をしっかりと措置することが重要である。前者に関しては、本学では他大学に比べて、教員が学務分掌や事務的作業に取られる時間が多いと思われるので、短大事務局の機能向上を図って、教員が研究・教育活動に対してより多くの時間を確保できるようにすべきである。

オフィスアワー・学年担任・学生アドバイザー制度の一体運用制度について、現状では、学科ごとに1年担任、2年担任がいる一方で、1年次の「教養ゼミ」、2年次のゼミ・演習科目の担当者も実質的な学生アドバイザーの役割を果たしているため、この現状を維持すべきか、あるいは校務分掌を整理して新たな制度を作るかといったことを教務委員会で検討する。

本学における単位の実質化への取り組みに関しては、1年間に履修できる単位数に上限を設けることは現状では行われていない。修学期間が2年間しかない状況下においては、2年生になると本学での特長となっている編入学試験に向けた学習や就職支援講座の受講などに、一定程度の時間を必要とするのが現状である。そうした環境下において1年間に履修できる単位数に上限を定めてしまうことは、かえって学生の学習意欲を削いでしまう可能性がある。しかし、単位の実質化を実現し、学生に対する教育の質的向上を目指すためには、単位数の上限設定が求められていることから、本学においても単位数の上限設定について具体的に検討を行う。

GPA制度についても、本学においてまだ導入はなされていない。しかし、平成24年度からこれまでの「優・良・可・不可」の4段階で行ってきた成績評価を、「特優・優・良・可・不可」の5段階に改めた。本学卒業後に海外の大学に留学したいなど、現状ではGPAを必要とする学生はほとんどいないが、今後はこの5段階評価の運用状況をもとに、本学の現状に照らしてGPA制度の導入についても検討を行う。

4. 根拠資料

- 4-3-1 平成24年度 入学式・オリエンテーション日程
- 4-3-2 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成23年度 業務実績報告書
(既出2-4)
- 4-3-3 平成24年度講義計画書<SYLLABUS> (含授業時間割) (既出2-5)
- 4-3-4 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成21年度 業務実績報告書
(既出4-2-2)
- 4-3-5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成22年度 業務実績報告書

(既出4-2-3)

- 4-3-6 FD ネットワーク “つばさ” 研究年報 2011
- 4-3-7 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画 (既出4-1-5)
- 4-3-8 学生生活の手引 (平成24年度) (既出1-5)
- 4-3-9 2007 ノートテイク実施案 (平成19年4月 総務会資料)
- 4-3-10 平成18年度留学生チューター制度実施要領 (平成17年1月 教授会資料)
- 4-3-11 社会情報学科 7つの履修モデル例 (H19年度カリキュラム対応)
- 4-3-12 平成23年度 (前期) 授業評価アンケート集計表
- 4-3-13 平成23年度 (後期) 授業評価アンケート集計表
- 4-3-14 山形県立米沢女子短期大学学則 (既出1-3)
- 4-3-15 山形県立米沢女子短期大学成績の査定に関する規程
- 4-3-16 放送大学の単位互換科目を学内で視聴するには

第4節 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

はじめに本学の学習成果、目標達成度を測定する方法について現状を説明する。

まず、学習成果を測定する取り組みとして、本学のカリキュラムでは全ての学科に「卒業研究」の科目を配置しており、短大2年間で学んだことを卒業論文や卒業制作などの形で提出してもらい、成績評価するようにしている。ただし、「卒業研究」を必修科目としているのは、日本史学科・社会情報学科・健康栄養学科の3学科で、国語国文学科・英語英文学科は選択科目である。提出された卒業研究は、ゼミによっては論文集や作品集としてまとめられるほか、日本史学科は『米沢史学』に卒業研究の要旨を、国語国文学科は『米沢国語国文』に卒業研究を2、3編掲載したり目録に掲載したり、外部にその教育成果を公表しており、健康栄養学科でも抄録を発行している。日本史学科と健康栄養学科では卒業研究発表会が実施されており、社会情報学科の中にも卒業制作展を行うゼミがある。日本史学科では、これまで提出された卒業論文を卒業研究保管室に保管して、学生が自由に閲覧・借出しができるようにしている。

日常的な学生の成績や履修状況については、各学科の前期及び後期オリエンテーション時に「履修状況通知書」を学生個人に配布して周知し、同時に保護者にも郵送している。成績や履修状況は事務局がデータベースで一括管理しているので、必要に応じて教員がこれを参照することにより、的確な学生指導につなげることができる。

なお、前節で述べたように、授業の到達目標や成績基準を明確にするための客観的な評価システムの導入に向け、5段階評価に係る内容及び導入是非の検討を行った結果、平成24年度から5段階評価を導入することを決定した。

次に、教育目標達成度の測定に関しては、「年度計画」を自己評価する際に、各項目の実施状況を「S評価（年度計画を上回って実施している項目）」から「C評価（年度計画を実施していない項目）」までの4段階で評定して、業務実績報告書にまとめて掲載している（資料4-4-1）。

一方、学生側から見た教育目標の測定については、自己評価改善・SDFD委員会によって、学期ごとに学生による「授業評価アンケート」が実施されている（資料4-4-2 4-4-3）。この授業評価アンケートは、平成23年度までは「授業の前提・ねらい」、「授業の方法・技術」、「理解度」の3項目に関する8つの質問を択一式で回答する形式になっている。アンケート用紙は、講義系の科目用と演習・実習系の科目用で一部質問文の表現を変え、2種類作成している。ただし、平成24年度から1枚のアンケート用紙に改訂している。授業評価アンケートは授業中に科目担当教員が配布するが、回収に教員は携われな

いことになっており、受講している学生に回収を頼んで事務局まで提出してもらう手順になっている。集計結果は、学長が教員に直接手渡ししており、また、学内 LAN の共通フォルダや学内用ホームページに掲載して、学生や教職員に公開している。

授業評価アンケート以外にも、学生生活実態調査や「学生の声」アンケートの実施、学長・理事・審議会委員と学生との懇談会を通して、学生の意見を聴取して本学の運営に活かせるように努めている。

次に学習成果と教育目標がどの程度達成されていると考えられるかどうかを確認していく。

卒業研究や履修状況を含めた学習成果を定量的に測定する指標として、ここでは学生の卒業状況や資格取得状況、さらには卒業後の進路状況を取り上げる。

まず、本学学生の単位取得、進級並びに卒業に関する状況は、概ね良好である。表 4-4-1 を見ると、過去 3 年間で留年者数は毎年 2～3 名、退学者は 3～7 名にとどまる。各年度の卒業判定時に、全体に占める卒業者数の割合を計算すると、全学で実に 97%以上の学生が本学で学業を順調に進め、卒業していることがわかる（表 4-4-2）。

表 4-4-1 本学の卒業・留年・退学者数 (単位：人)

学科	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	卒業者数	留年者数	退学者数	卒業者数	留年者数	退学者数	卒業者数	留年者数	退学者数
国語国文	104	0	0	105	1	1	114	0	2
英語英文	55	0	2	59	0	0	58	0	3
日本史	67	1	1	63	1	3	60	2	0
社会情報	59	2	1	60	0	2	61	0	0
健康栄養	42	0	0	42	0	1	40	0	0
計	327	3	4	329	2	7	333	2	5

注 数字はその年度の卒業判定時の人数。ただし平成 22 年度の卒業者数には 9 月卒業した社会情報学科 1 名を含めた。

卒業者数や退学者数は前年度の留年者を含むため、卒業・留年・退学者の合計は前年度の入学者数と一致しないことがある。

表 4-4-2 年度ごとの卒業者率

学科	年度ごとの卒業者率		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
国語国文	100.0%	98.1%	98.3%
英語英文	96.5%	100.0%	95.1%
日本史	97.1%	94.0%	96.8%
社会情報	95.2%	96.8%	100.0%

健康栄養	100.0%	97.7%	100.0%
計	97.9%	97.3%	97.9%

注 年度ごとの卒業生率 = 卒業生数 / (卒業生数 + 留年生数 + 退学者数)

平成22年度には社会情報学科1名が9月卒業しているが、表には含まれていない。

また、資格の取得状況に関しては、平成23年度では教職91名、司書102名、司書教諭11名、学芸員14名、栄養士41名、ピアヘルパー60名と、多くの学生が希望する資格を取得して卒業している（表4-4-3）。

表4-4-3 資格・免許等の取得人数 (単位：人)

学科	平成21年度					
	教職	司書	司書教諭	学芸員	栄養士	ピアヘルパー
国語国文	21	56	15	-	-	11
英語英文	12	6	4	-	-	3
日本史	11	30	7	17	-	10
社会情報	-	12	-	-	-	19
健康栄養	16	-	-	-	39	0
計	60	104	26	17	39	43

学科	平成22年度					
	教職	司書	司書教諭	学芸員	栄養士	ピアヘルパー
国語国文	15	63	4	-	-	22
英語英文	15	6	4	-	-	13
日本史	9	31	3	26	-	4
社会情報	-	10	-	-	-	10
健康栄養	9	-	-	-	41	1
計	48	110	11	26	41	50

学科	平成23年度					
	教職	司書	司書教諭	学芸員	栄養士	ピアヘルパー
国語国文	40	63	7	-	-	30
英語英文	21	5	0	-	-	10
日本史	19	24	4	14	-	5
社会情報	-	10	-	-	-	13
健康栄養	11	-	-	-	41	2
計	91	102	11	14	41	60

注 数字はその年度の卒業判定時の人数。

「－」は、その学科で設置されていない資格科目を示す。

次に、卒業後の進路状況から教育の成果を考えると、平成23年度の本学学生の卒業後の進路に関しては、就職した者181名（希望者数に占める就職率85.8%）、四年制大学へ編入学した者80名（同じく希望者数に占める進学率96.2%）、専門学校へ進学した者13名、家庭に入る者10名、その他15名、合計で300名が卒業後の進路を決めている。就職先を見ると、公務員（40名）、卸・小売業（34名）、宿泊業・飲食店サービス業（32名）の順に多くなっている。学科別では、健康栄養学科の学生が栄養士の資格を生かして宿泊業・飲食サービス業や医療・福祉関係など就職を決めている例が顕著である（資料4-4-4）。

編入学に関しては、山形大学に22名、福島大学16名、岩手大学・埼玉大学に各5人、北海道教育大学、高崎経済大学、都留文科大学、宮城学院女子大学に各4人など（いずれも、のべ人数）、北海道・東北から関東甲信越地方にかけての国公立大学へ進学する者が多い。本学卒業後もさらに四年制大学に編入学して学業を続けている学生は、平成23年度では、全卒業生333人のうち80名であり、その割合は24%に上っている（資料4-4-5）。およそ4人に1人が編入学を遂げているという進学率の高さは本学の特長の一つであり、本学の教育が学生にとってさらなる学問的動機づけにつながっていることを示している。

教育目標の達成状況に関して、平成24年度の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学業務実績報告書」で「教育に関する目標」に属する項目をみると、「教育の成果」に関する項目では「S評価」が1項目、「A評価」が5項目、「教育内容の改善」に関する項目では「A評価」が8項目、「教育方法」では「S評価」が4項目、「A評価」が7項目であった。「S評価」とは「年度計画を上回って実施している項目」、「A評価」は「年度計画を十分に実施している項目」であるから、本学において教育目標は十分に達成されていると言える（資料4-4-1）。

さらに、平成23年度の授業評価アンケートの集計結果（資料4-4-2 4-4-3）をみると、「授業によって学ぶ意欲が湧いたか」、「受講を決める際や受講していく上でシラバスは役立ったか」「授業の目標やねらいを理解できたか」、「教員の声は聞き取りやすかったか」「教員の講義技術（指導方法）についてどう思うか」、「講義の内容が理解できたか（演習・実習・実験の内容が身についたか）」といった質問項目について、各科目の得点平均の平均値を取ると、前・後期とも全て4.0以上であった。これらの質問項目で最高点は5点であることから、この4.0という値は、これらの事項について学生の評価がかなり肯定的であったことを示している。また、「講義（演習・実習・実験）の速度についてどう思ったか」や「講義（演習・実習・実験）の内容についてどう思ったか」に関しても、平均値は前・後期で変わらず、3.1と3.4であった。この2つの質問項目では、3点の「ちょうど良かった」に近いほど良い評価であるので、ここでも学生の評価が肯定的であったと言える。このように「授業の前提・ねらい」、「授業の方法・技術」、「理解度」、言い換えると「教育

目標」、「教育方法」、「教育内容」に関する項目全てにおいて、全体的におしなべて学生の評価が高いことから、本学において教育目標の達成が図られていることが分かる。

表4-4-4 平成23年度 授業評価アンケート 集計結果＜全体＞

Q1. この授業によって学ぶ意欲が湧きましたか？

1. とても湧いた → 5
2. 少し湧いた → 4
3. あまり湧かなかった → 2
4. ほとんど湧かなかった → 1

	最高値	最低値	平均値
前期	5.0	2.7	4.2
後期	5.0	2.8	4.2

Q2. この授業の受講を決める際や受講していく上でシラバスは役立ちましたか？

1. とても役立った → 5
2. おおよそ役立った → 4
3. あまり役立たなかった → 2
4. ほとんど役立たなかった → 1

	最高値	最低値	平均値
前期	5.0	3.0	4.0
後期	5.0	2.8	4.1

Q3. この授業の目標やねらいを理解できましたか？

1. とても理解できた → 5
2. おおよそ理解できた → 4
3. あまり理解できなかった → 2
4. ほとんど理解できなかった → 1

	最高値	最低値	平均値
前期	5.0	2.7	4.2
後期	5.0	2.8	4.2

Q4. 教員の声は聞き取りやすかったですか？なお、理由があれば下の欄にお書き下さい。
(声が小さい、私語がうるさいなど)

1. とても聞き取りやすかった → 5
2. 聞き取りやすかった → 4
3. 少し聞き取りにくかった → 2
4. とても聞き取りにくかった → 1

	最高値	最低値	平均値
前期	5.0	2.1	4.3
後期	5.0	1.9	4.3

Q5. 教員の講義技術についてどのように思いましたか？＜講義系＞

この演習・実習・実験などを進める上で教員の指導方法についてどのように思いましたか？

＜演習・実習・実験系＞

1. とても良かった → 5
2. おおよそ良かった → 4
3. あまり良くなかった → 2
4. 良くなかった → 1

	最高値	最低値	平均値
前期	5.0	2.4	4.2
後期	5.0	2.7	4.3

Q6. この講義の速度についてどのように思いましたか？＜講義系＞

この演習・実習・実験などの速度についてどのように思いましたか？＜演習・実習・実験系＞

1. とても速かった → 5
2. 少し速かった → 4
3. ちょうど良かった → 3
4. 少し遅かった → 2
5. とても遅かった → 1

	最高値	最低値	平均値
前期	4.2	2.7	3.1
後期	4.0	2.6	3.1

Q7. この講義の内容は理解できましたか？＜講義系＞

この演習・実習・実験などの内容は身につきましたか（又は理解できましたか）？

＜演習・実習・実験系＞

1. とても理解できた → 5

- とても身に付いた
2. おおよそ理解できた → 4
- おおよそ身に付いた
3. あまり理解できなかった → 2
- あまり身に付かなかった
4. ほとんど理解できなかった → 1
- ほとんど身に付かなかった

※上段：講義系、下段：演習・実習・実験系

	最高値	最低値	平均値
前期	4.9	2.8	4.0
後期	5.0	2.5	4.0

Q8. この講義の内容についてどのように思いましたか？＜講義系＞

この演習・実習・実験などの内容についてどのように思いましたか？＜演習・実習・実験系＞

1. とても難しかった → 5
2. 少し難しかった → 4
3. ちょうど良かった → 3
4. 少しやさしかった → 2
5. とてもやさしかった → 1

	最高値	最低値	平均値
前期	4.3	2.3	3.4
後期	4.4	2.5	3.4

〔国語国文学科〕

国語国文学科では、年度ごとの卒業生率は次の通りである。平成21年度が100.0%、同22年度が98.1%、同23年度が98.3%となっており、高い卒業率を示している（表4-4-2）。ほとんどの学生が順調に単位を取得して卒業していることが確認できる。また、受講科目についての理解の程度は、平成23年度の授業評価アンケートの「Q7. この講義の内容は理解できましたか？（この演習・実習・実験などの内容は身に付きましたか（又は理解できましたか）？）」という質問項目の値で見ると、次の通りである。前期科目の最高値は4.2、最低値は3.2、平均値は3.8で、後期科目の最高値は4.5、最低値は3.2、平均値は4.0であった（資料4-4-2 4-4-3）。最低値が3.2の科目もあったが、平均値は前期が3.8、後期が4.0であり、概ね講義科目について理解できていることが確認される。

〔英語英文学科〕

英語英文学科では、年度ごとの卒業率率は次の通りである。平成 21 年度が 96.5%、同 22 年度が 100.0%、同 23 年度が 95.1%となっており、高い卒業率を示している（表 4－4－2）。ほとんどの学生が順調に単位を取得して卒業していることが確認できる。また、受講科目についての理解の程度は、平成 23 年度の授業評価アンケートの「Q7. この講義の内容は理解できましたか？（この演習・実習・実験などの内容は身に付きましたか（又は理解できましたか））」という質問項目の値で見ると、次の通りである。前期科目の最高値は 4.9、最低値は 2.9、平均値は 4.3 で、後期科目の最高値は 5.0、最低値は 3.1、平均値は 4.2 であった（資料 4－4－2 4－4－3）。最低値が 2.9 の科目もあったが、1 科目だけであり、大半の科目は高い数値を示している。平均値は前期が 4.3、後期が 4.2 と平均値も高い値を示しており、概ね講義科目について理解できていることが確認される。

〔日本史学科〕

日本史学科では、年度ごとの卒業率率は次の通りである。平成 21 年度が 97.1%、同 22 年度が 94.0%、同 23 年度が 96.8%となっており、高い卒業率を示している（表 4－4－2）。ほとんどの学生が順調に単位を取得して卒業していることが確認できる。また、受講科目についての理解の程度は、平成 23 年度の授業評価アンケートの「Q7. この講義の内容は理解できましたか？（この演習・実習・実験などの内容は身に付きましたか（又は理解できましたか））」という質問項目の値で見ると、次の通りである。前期科目の最高値は 4.9、最低値は 3.6、平均値は 4.2 で、後期科目の最高値は 4.8、最低値は 3.4、平均値は 4.1 であった（資料 4－4－2 4－4－3）。最低値が 3.4 の科目もあったが、平均値は前期が 4.2、後期が 4.1 で高い数値を示しており、概ね講義科目について理解できていることが確認される。

〔社会情報学科〕

社会情報学科では、年度ごとの卒業率率は次の通りである。平成 21 年度が 95.2%、同 22 年度が 96.8%、同 23 年度が 100.0%となっており、高い卒業率を示している（表 4－4－2）。ほとんどの学生が順調に単位を取得して卒業していることが確認できる。また、受講科目についての理解の程度は、平成 23 年度の授業評価アンケートの「Q7. この講義の内容は理解できましたか？（この演習・実習・実験などの内容は身に付きましたか（又は理解できましたか））」という質問項目の値で見ると、次の通りである。前期科目の最高値は 4.4、最低値は 2.9、平均値は 3.9 で、後期科目の最高値は 4.7、最低値は 2.5、平均値は 3.9 であった（資料 4－4－2 4－4－3）。最低値が 2.5 の科目もあったが、1 科目だけであり、平均値は前期も後期ともに 3.9 であり、概ね講義科目について理解できていることが確認される。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科では、年度ごとの卒業率率は次の通りである。平成 21 年度が 100.0%、同 22 年度が 97.7%、同 23 年度が 100.0%となっており、高い卒業率を示している（表 4－4－2）。ほとんどの学生が順調に単位を取得して卒業していることが確認できる。また、受講科目についての理解の程度は、平成 23 年度の授業評価アンケートの「Q7. この講義の内容は理解できましたか？（この演習・実習・実験などの内容は身に付きましたか（又は理解できましたか））」という質問項目の値で見ると、次の通りである。前期科目の最高値は 4.8、最低値は 2.8、平均値は 3.9 で、後期科目の最高値は 4.8、最低値は 2.7、平均値は 3.9 であった（資料 4－4－2 4－4－3）。最低値が 2.7 の科目もあったが、平均値は前期も後期もともに 3.9 であり、概ね講義科目について理解できていることが確認される。

（２）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

本学における教育成果の検証方法と、その検証結果を教育内容・方法に結びつける方策について現状を説明する。

教育成果のうち、学習成果の検討に関しては各学科や教務委員会が、教育目標の達成度に関しては、認証評価や SDFD を担当する自己評価改善・SDFD 委員会が、主に実務を管理している。

検証結果を教育内容・方法に結びつける方策のうち、学科や委員会レベルの方策については、年度計画とその自己評価という検証サイクルの中で、毎年、学科や委員会が改善策を新たな計画として盛り込んでいる。教育の質の向上という個々の授業レベルの課題に関しては、自己評価改善・SDFD 委員会が毎年行う授業評価アンケートのフィードバックや、授業改善ワークショップ、SDFD 研修会の内容などを元に、実際の授業への反映を図っている。さらに、FD 活動の一環として、平成 18 年度後期より授業公開制度を導入し、予め教員が指定した科目に関しては、全教職員が参観できるようにしている。ただし、第 3 章でも述べたように、制度の利用状況の把握にまでは至っていないのが現状である。

教員個人レベルの方策では、上のような自己評価改善・SDFD 委員会の活動に参加する以外に、教育研究業績書やシラバスの記載内容を通して改善策を明らかにしたり、授業公開制度や授業改善ワークショップを通して、互いのノウハウを共有しあう、といったことが挙げられる。

まず教員の教育活動については、平成 18 年度から年度ごとに各教員に「教育研究業績書」の提出が義務付けられており、その「Ⅰ. 教育活動（過去 3 年）」中の「担当授業科目」「主な授業科目についての教育上の工夫」「指導した卒業研究の題目」「FD 授業改善活動」「正規課程以外の教育活動、学生支援」といった項目において、自らの教育活動について具体

的な報告を行っている。自己評価改善・SDFD 委員会は、こうした定期的に提出される教育研究業績書や各種報告書に加えて、教授会や委員会あるいは個々の教員から随時提出される改善提案書や報告書、さらには学生に対するアンケート調査や意識調査等を収集・分析することで教育活動の実態を示すデータや資料を蓄積・保存し、必要な措置を講じている。

また、これまで述べてきたように、シラバスでも、講義計画の中に「受講生へのメッセージ（授業評価を踏まえた方針等）」の項目を設けて授業評価の結果や改善点を反映した記述を各担当教員に毎年求め、学生への説明責任を果たすと同時に、授業評価アンケート結果を講義計画に生かす工夫がなされている。

上に挙げた以外にも、平成18年度以降は、学生による授業評価アンケート結果を学長から各教員に手渡しする形態をとることで、教員の教授技術に関する注意喚起が行なわれている。さらに自己評価改善・SDFD 委員会によって、授業評価アンケートから集約的に検討された全学的な授業改善の課題を個々の教員に提示し、継続的な改善活動を行なうことで、個々の教員の質の向上を図るだけではなく、問題意識の共有化にも努めている。

全学的な教育環境等に関する学生の要望に関しては、平成17年から投書箱形式で学生から意見聴取する「学生の声」アンケートが、自己評価改善・SDFD 委員会によって学期ごとに期間を定めて実施されている。学生への回答はアンケート実施期間終了後、約1ヶ月前後で、しかるべき担当委員会・部署からの回答を添えて学内掲示板に掲示する形で行われている。平成23年度の「学生の声」アンケート結果を見ると、教室の使用状況表示、冷房、カラーコピー機の設置、体育館のカーテン取り替えなど、施設改善に関する要望が多く挙げられている。しかし後期のアンケートでは、教員の指導方法に対して学生からクレームが寄せられ、学長がこれを当該教員に伝えて改善するようお願いするとの回答をしている（資料4-4-6 4-4-7）。このように、「学生の声」アンケートもまた、授業改善の方策として機能している。

〔国語国文学科〕

国語国文学科では、平成23年度の年度計画第2-1-(1)教育の成果において、次のように策定している。

国語国文学科では、少人数教育をさらに充実させ、学生一人一人に対応した濃やかな教育の徹底を目指して演習を重視し、1年次は年度初めに、2年次は前年度の終わりに、学生個人の志向に応じた演習の振り分けを行うことにより、1年次の基礎演習と2年次の応用演習の関連性を活かした学習の定着を図る。

以上の年度計画に対して、平成23年度業務実績報告書において、次のように自己評価を行っている。

学年ごとに演習振り分けのガイダンスを実施し学生個人の志向に応じた演習の振り分けを行った。

このように毎年度の年度計画を策定して年度ごとに自己評価を行い、次年度の年度計画に反映させていくサイクルが整えられている（資料4-4-1 第2-1-(1)）。

〔英語英文学科〕

英語英文学科では、平成23年度の年度計画第2-1-(1)教育の成果において、次のように策定している。

英語英文学科では、少人数教育を充実させ各学生からの需要に対応した教育を目指し、23年度新カリキュラムにおける1年次後期の基礎演習と2年次の演習で細やかな指導を充実させ学習の定着を図る。

以上の年度計画に対して、平成23年度業務実績報告書において、次のように自己評価を行っている。

新カリキュラムの導入により、1年生後期からの基礎演習で専門性を高めることができ、2年生のみの演習は個々の学生へのきめ細かな指導が可能となった。

このように毎年度の年度計画を策定して年度ごとに自己評価を行い、次年度の年度計画に反映させていくサイクルが整えられている（資料4-4-1 第2-1-(1)）。

〔日本史学科〕

日本史学科では、平成23年度の年度計画第2-1-(1)教育の成果において、次のように策定している。

日本史学科では、幅広い知識を身につけさせるとともに資料の読解力の向上とコミュニケーション能力の育成を図るため、専門科目「思想史」の新設や、史学実習の内容及び講師の見直しを行い、さらには学外実習の際の学生の移動手段を確保し、実習のさらなる充実を図る。

以上の年度計画に対して、平成23年度業務実績報告書において、次のように自己評価を行っている。

カリキュラムの充実を図るため専門科目「思想史」を新設した。学外実習の際の学生の移動手段の確保のほか、史学実習の内容・講師の見直しを行い、さらなる実習の充実を図った。

このように毎年度の年度計画を策定して年度ごとに自己評価を行い、次年度の年度計画に反映させていくサイクルが整えられている（資料4-4-1 第2-1-(1)）。

〔社会情報学科〕

社会情報学科では、平成23年度の年度計画第2-1-(1)教育の成果において、次のように策定している。

社会情報学科では、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った学生の育成をめざし、1年次では「経済と経営分析」「人間社会と心理」および「メディア表現と情報」の3つの分野を幅広く学習しそれら専門教育を組み合わせることにより、2年次においては学生各自の志向に応じてより専門分野に特化した学習を進めることにより、幅広い情報活用能力の育成に努める。

以上の年度計画に対して、平成23年度業務実績報告書において、次のように自己評価を行っている。

学生のコミュニケーション能力向上及び課題探求能力育成のため、1年生の教養ゼミ・基礎ゼミと、2年生の学生の志向に応じた専門ゼミを通して、在学全期間に渡り少人数教育を行う学科カリキュラムを実施した。

このように毎年度の年度計画を策定して年度ごとに自己評価を行い、次年度の年度計画に反映させていくサイクルが整えられている（資料4-4-1 第2-1-(1)）。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科では、平成23年度の年度計画第2-1-(1)教育の成果において、次のように策定している。

健康栄養学科では、現場（栄養士・栄養教諭・食品関係）に対応した応用力を発揮できる実践力を育成するため、①栄養士養成としてさらなる調理技術の向上と、ヒトの形体とも関わり深いエネルギー収支バランスの学習、②栄養教諭養成として教育現場での体験の充実と教育技術の向上、③食品関係として微量サンプル中の機能成分の定量的測定技術と高度な衛生管理技術の習得を目指すなど、実習科目の内容をより充実させる。

以上の年度計画に対して、平成23年度業務実績報告書において、次のように自己評価を行っている。

調理学実習では実践的実習を実施し、今年度から必修科目となった教職実践演習に対応する形で栄養教育実習の内容を改善した。また、微量サンプル中の機能成分の定量的測定技術を習得し、食品衛生管理技術の高度化を図った。

このように毎年度の年度計画を策定して年度ごとに自己評価を行い、次年度の年度計画に反映させていくサイクルが整えられている（資料4-4-1 第2-1-(1)）。

（3）学位授与（卒業・修了認定）を適切に行っているか。

本学における卒業判定手続きは以下の通り本学の学則に基づいて行われている。

卒業認定は、本学学則第17条及び18条の規程に基づき、2年以上在学し必要単位を修得した学生について、教務委員会の審議、教授会の議を経て、学長が行っている。学位授与については、卒業認定された学生に対して「山形県立米沢女子短期大学学位規程」に基づき短期大学士の学位を授与している（資料4-4-8）。

次に学位授与の実施状況について確認していく。

既に掲げたように、平成21～23年度の卒業生数は表4-4-1のようになっている。年度ごとの卒業生の割合を計算すると、全学で毎年97%以上の学生が本学を無事に卒業し、学位授与されている（表4-4-2）。

〔国語国文学科〕

国語国文学科では、卒業判定の手続については、上述のように教務委員会の審議、教授会の議を経た上で学長が行っており、卒業要件を満たした者に対して学位授与が行われている。その結果、再述することになるが、過去3年間の年度ごとの卒業生率は次の通りである。平成21年度が100.0%、同22年度が98.1%、同23年度が98.3%となっており、高い卒業率を示している（表4-4-2）。

〔英語英文学科〕

英語英文学科では、卒業判定の手続については、上述のように教務委員会の審議、教授会の議を経た上で学長が行っており、卒業要件を満たした者に対して学位授与が行われている。その結果、再述することになるが、過去3年間の年度ごとの卒業生率は次の通りである。平成21年度が96.5%、同22年度が100.0%、同23年度が95.1%となっており、高

い卒業率を示している（表4-4-2）。

〔日本史学科〕

日本史学科では、卒業判定の手続については、上述のように教務委員会の審議、教授会の議を経た上で学長が行っており、卒業要件を満たした者に対して学位授与が行われている。その結果、再述することになるが、過去3年間の年度ごとの卒業率率は次の通りである。平成21年度が97.1%、同22年度が94.0%、同23年度が96.8%となっており、高い卒業率を示している（表4-4-2）。

〔社会情報学科〕

社会情報学科では、卒業判定の手続については、上述のように教務委員会の審議、教授会の議を経た上で学長が行っており、卒業要件を満たした者に対して学位授与が行われている。その結果、再述することになるが、過去3年間の年度ごとの卒業率率は次の通りである。平成21年度が95.2%、同22年度が96.8%、同23年度が100.0%となっており、高い卒業率を示している（表4-4-2）。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科では、卒業判定の手続については、上述のように教務委員会の審議、教授会の議を経た上で学長が行っており、卒業要件を満たした者に対して学位授与が行われている。その結果、再述することになるが、過去3年間の年度ごとの卒業率率は次の通りである。平成21年度が100.0%、同22年度が97.7%、同23年度が100.0%となっており、高い卒業率を示している（表4-4-2）。

2. 点検・評価

本学では、学習成果については卒業研究や学生の履修状況から測定し、教育目標の達成度は「業務実績報告書」の自己評価や学生の授業評価アンケートなどで適切に測定している。また、平成24年度から、成績評価を4段階から5段階評価に改正し、成績評価をより綿密に行う形態を整えている。

卒業判定手続きについては、学則や規程に則って行われ、学位授与も適切に実施されている。

①効果が上がっている事項

学習成果と教育目標の達成状況については、卒業や資格取得の状況、卒業後の進路状況、また「業務実績報告書」の自己評価や授業評価アンケートの結果などを総合的に見て、十分

に達成しているものと考えられる。これは、教員一名あたり学生数10名前後という少人数教育の徹底、丁寧な履修指導、オフィスアワーの利用促進、高校の受身の授業から大学の参加型授業にスムーズに移行できるよう1年前期に配置された「教養ゼミ」など、本学がこれまで取り組んできた学生への教育支援体制が有効に作用しているためと考えられる。とりわけ文科系の学生が約70%を占める中で、世界的不況の下でも86%の就職率及び95%の四年制大学への進学率を上げていることは、本学の教育の成果を証明していると言える。また、栄養士の資格を生かした就職率の高さや、四年制大学へ編入学を希望する学生数の多さは、各学科の教育目標が十分に達成され、専門性を身につけた学生が養成されていることを示していると思われる。

教育成果の検証については、「年度計画」・自己評価の検証サイクル、「教育研究業績書」やシラバスの内容更新、授業評価アンケート結果のフィードバック、「学生の声」アンケート、授業公開制度、授業改善ワークショップを始めとするSDFD研修会などを通して、定期的に検討と改善がなされて、次年度の講義計画に生かす工夫がなされている。

②改善すべき事項

教育の成果や効果が上がっているかを考える際には、卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断する観点もある。本学では、教職員が企業訪問時に卒業生の資質や能力に関する意見を聴取した場合は、その内容を復命書で報告させている。また、同窓会開催時に教員と卒業生が意見交換し、本学での勉学が仕事や編入学後の勉学に活かされているかを意見聴取しているものの、現在のところ、本学には卒業生や就職先に定期的に意見聴取をする制度がない。

また、授業評価アンケートの用紙は、本学では講義系と演習・実習系とで2種類の質問用紙を使っていたが、平成24年度から1枚に統合して実施している。その検証を踏まえてアンケート調査や分析の簡便化を図るために、質問項目の検討も必要である。

FDの取組みは全学に組織的に広がってはいるものの、個々の教員においては授業改善、とりわけ教育技術や授業運営に関する取組みの意識がまちまちである。上に述べた通り、本学では教育活動に関する実質的な評価は、各教員の自己評価に委ねてきたという経緯がある。他者の視点から評価するという点に関しては、従来は昇任人事以外に本格的には行っていなかったが、現在は自己評価改善・SDFD委員会の活動により組織的な運営体制は整っていると言えるので、教員のさらなる意識改革が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

「学生の声」アンケートの回答に関しては、施設・設備面での学生の要望には財政的な

事由から学生の満足のいく回答が提示できていないという課題がある。せっかくの「学生の声」に対して言い訳の回答ばかりでは、かえって信頼関係を損なうことにもなりかねないので、たとえば年度予算案の作成過程に「学生の声」で挙げた要望について検討する手順を加えるなどして、「学生の声」を大学運営に生かす工夫が必要である。

「少人数教育」を特長とする本学において、教員と学生とのコミュニケーションは総じて良好である。授業評価アンケート調査や「学生の声」アンケートなどにおいても、決して馴れ合いになることなく、真摯な意見交換が行われている。また、各教員に「学生のために」という観点を多少の差はあれ常に見ることができ、このことが本学の授業改善の大きなモチベーションとなっている。さらに、本学は教員数が比較的少ないので、自己評価改善・SDFD 委員会の指揮のもと、評価結果を教育状況の改善に結び付ける取組みとして、必要であれば教授会等の場で全学的に講じることも可能である。課題もまだまだ多いが、本学の特長の一つでもある「少人数教育」の利点を活かした、教員と学生との普段からの活発なコミュニケーションによって、個々の授業における教育状況を改善してゆく取り組みが一層求められる。

②改善すべき事項

現在のところ、本学には卒業生や就職先に定期的に意見聴取をする制度がない。卒業生の状況を定期的に追跡調査し、その調査結果を教育に生かすとともに、本学での教育の成果が上がっているか否かを検討することが今後の課題である。その手法や必要性も含めて検討する。

授業評価アンケートの回答用紙の統一や質問項目については、平成 23 年度に自己評価改善・SDFD 委員会が検討した結果、平成 24 年度から講義系用と演習・実習系用の質問用紙のフォーマットを統一して 1 種類の用紙に統一し、各質問の選択肢も 5 つに統一した。

FD 活動の取組みについては、たとえば嘱託助手に対する研修は現在のところ SD 研修の範疇で行われているが、授業補助なども行う立場でもあるので、FD 研修にも参加させるべきかといった検討も必要であろう。また、本学の事務局は県職員で構成されているために 3 年程度で異動してしまい、学生・教務や入試、研究補助金の担当者や図書館司書といった、大学運営の中核的業務に関する事務的ノウハウが蓄積されにくくなっている。このことが、職員よりも比較的長く在職していて学内事情をよく知っている教員側に事務作業が廻ってくる現状を生み出している。さらに、事務局職員同士でお互いの職務内容が必ずしもよく分かっていない側面も見られるので、これらの問題点を改善して、教育活動をスムーズに進められるような SD 活動も必要だろう。その具体的な内容については、自己評価改善・SDFD 委員会で検討を行う。

4. 根拠資料

- 4-4-1 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成23年度 業務実績報告書
(既出2-4)
- 4-4-2 平成23年度(前期)授業評価アンケート集計表(既出4-3-1 2)
- 4-4-3 平成23年度(後期)授業評価アンケート集計表(既出4-3-1 3)
- 4-4-4 求人・内定状況(平成24年3月卒業・最終版)
- 4-4-5 地域別内定状況および編入状況(平成24年5月末最終状況)
- 4-4-6 「学生の声」アンケート 平成23年度前期集計結果
- 4-4-7 「学生の声」アンケート 平成23年度後期集計結果
- 4-4-8 山形県立米沢女子短期大学学位規程

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

はじめに本学と各学科の理念・目的・教育目標に基づいた学生の受け入れ方針の策定と明示方法について述べていく。さらに入学するにあたり、修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準の明示状況についても現状を説明する。

「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」には、「(4)学生の確保」として、

大学の特色、求める学生像、その他入学者の選抜に関する情報を積極的に発信し志願者の確保を図るとともに、入学者の選抜方法の検証により見直しを進め、大学が求める資質と能力を有する優秀な学生の確保を図る。

と定めている（資料5－1）。

この方針に先行する形で、入学者受け入れの際のポイントとなる、大学及び学科のアドミッション・ポリシーを平成19年1月に定めた。これに副った受け入れは、平成20年度入試から導入しており、たとえば「平成24年度 学生募集要項」に、具体的に謳っている（資料5－2 P 1～2）。また、平成21年に文部科学省から通知（「平成23年度大学入学者選抜実施要項の変更予定について」）がなされ、その第2項「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の明確化」には、

各大学は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に、高等学校で履修すべき科目や取得が望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示すること。なお、明示する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。こと。（20高大振第89号、平成21年3月31日付）

とあり、既習の望ましい教科・科目の具体例を掲げ、高等学校教育との関連性を明示すること、とする趣旨の通達があった。これを受けて、本学ではアドミッション・ポリシーの中身に〈習得しておいて欲しい教科について〉という新たな項目を学科単位で設定・付加した。「平成23年度大学入学者選抜から適用すること」との通達に従い、平成23年度入試よりこれを実施した。

〔国語国文学科〕

国語国文学科のアドミッション・ポリシーは、以下の通りである。

- ① 文学に興味をもち、それを通して、様々な人生のあり方、考え方を理解し、自分とは何かを知り、自分の生き方を確立するため、人間としての幅広い教養を身につけたいという意欲をもつ者

- ② 人間社会を成り立たせている言葉に関心をもち、言葉の働きを理解し、豊かな表現能力を身につけたいという意欲をもつ者
- ③ 日本の文化に興味をもち、先人達の豊かな知恵を理解し、現在の社会がどうあるべきかを考えることによって、よりよい社会の形成に寄与したいという情熱をもつ者

このように学科のアドミッション・ポリシーを明確に策定し、「平成24年度 学生募集要項」に、具体的に明示している(資料5-2 P1～2)。

〔英語英文学科〕

英語英文学科のアドミッション・ポリシーは、以下の通りである。

- ① 国際社会において必要とされる英語コミュニケーション能力、および様々な局面に対応できる国際感覚を養うことに意欲のある者
- ② 海外の異文化を積極的に学び、異文化間コミュニケーション能力を培うことに意欲をもつ者

このように学科のアドミッション・ポリシーを明確に策定し、「平成24年度 学生募集要項」に、具体的に明示している(資料5-2 P1～2)。

〔日本史学科〕

日本史学科のアドミッション・ポリシーは、以下の通りである。

- ① 日本史・地域史・女性史・考古学・民俗学など、歴史的な事柄について特別な関心をいだき、歴史情報の収集・調査・分析をする力をつけるべく、本学日本史学科でとくに学びたいという積極的な意欲をもつ者
- ② 本学で身につけた歴史的な思考力と歴史情報に対する調査研究能力をもって、地域文化および地域社会の発展に積極的に貢献していこうとする強い意思と情熱をもつ者

このように学科のアドミッション・ポリシーを明確に策定し、「平成24年度 学生募集要項」に、具体的に明示している(資料5-2 P1～2)。

〔社会情報学科〕

社会情報学科のアドミッション・ポリシーは、以下の通りである。

- ① 人間社会にみられる様々な問題に関心をいだき、社会学・心理学・経済学・経営学・情報学・メディア表現などを学ぶことにより、幅広く現代社会を理解し、その中で生き抜くための情報活用能力を身につけたいという積極的な意欲をもつ者
- ② 急速に情報化が進む現代社会で必要となる情報コミュニケーション能力を養うことにより、仕事の現場で即戦力となりたい、あるいは、自発的な社会活動を通じて豊

かな地域社会造りに貢献したいという強い意思と情熱をもつ者

このように学科のアドミッション・ポリシーを明確に策定し、「平成24年度 学生募集要項」に、具体的に明示している(資料5-2 P1~2)。

〔健康栄養学科〕

健康栄養学科のアドミッション・ポリシーは、以下の通りである。

- ①食事の重要さ、健康づくりのための運動の大切さを正しく理解し、人々の健康保持・増進、疾病予防・治療について、病院、介護老人福祉施設、事業所などで栄養管理を行い、また、学校での給食・食育活動に貢献したいという強い意思と情熱をもつ者
- ②食料の生産、流通における、境を越えたボーダレス化が進むなかで、地球規模での栄養・食料問題、衛生管理などの問題に取り組み、また地域住民の健康、栄養など地域レベルの諸課題にも貢献したいという強い意欲をもつ者

このように学科のアドミッション・ポリシーを明確に策定し、「平成24年度 学生募集要項」に、具体的に明示している(資料5-2 P1~2)。

ついで本学に入学を希望する障がいを持つ学生や社会人入学生等、多様な学生の受け入れの現状について述べる。

入学者の受け入れについては、高等学校卒業見込みの現役生のみならず、一般社会人、学士および短期大学士、高等学校卒業程度認定試験合格者など短期大学に入学を希望するなら誰に対しても門戸を広げており、一般社会人、外国人留学生、海外帰国および在外子女、学士および短期大学士に対して特別の枠を設け、各学科とも若干名の募集を行っている。平成24年度入試においても、「一般社会人特別入学」(資料5-2 P15~16)、「私費外国人留学生特別入学」(資料5-2 P17~18)、「帰国子女・在外子女特別入学」(資料5-2 P19~20)、「学士・短期大学士特別入学」(資料5-2 P21~22)のように募集を行っている。

身体的に障がいを持つ生徒・学生・一般人に対しては、特に別枠を設けて入学試験を行ってはいない。ただしこれに該当する例が出た場合に備え、「AO(アドミッション・オフィス)入学」(資料5-2 P4)、「センター試験を課さない推薦入学(学校長推薦)」(資料5-2 P7)、「センター試験を課す推薦入学(自己推薦)」(資料5-2 P9)、「一般入学」(資料5-2 P13)、「一般社会人特別入学」(資料5-2 P16)、「私費外国人留学生特別入学」(資料5-2 P18)、「帰国子女・在外子女特別入学」(資料5-2 P20)、「学士・短期大学士特別入学」(資料5-2 P21)の各試験において、出願時にその旨を本学教務学生課に相談して欲しいと「出願手続上の注意事項」に明記して、個別に配慮の用意があることを示している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

はじめに本学における学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法と入学者選抜方法の適切性について現状を確認する。

本学の定める「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」には、「(4) 学生の確保」に関して、

ア 入試状況や入学者の追跡調査結果等の分析により入学者選抜方法を検証し、大学のアドミッション・ポリシーをより反映した入試内容とするための改善を行う。

とある。

公正かつ適切な学生募集を行うために、必要不可欠な要因がアドミッション・ポリシーの周知であるが、これに関しては、(1)に掲げた「学生募集要項」のみならず、これとセットで用意・頒布する「大学案内」(資料5-3)、「大学要覧」(資料5-4)、加えて山形県立米沢女子短期大学のホームページ (<http://www.yone.ac.jp/>) に記載し、読み手の目に留まるように工夫して示している。また、6月上旬から7月中旬にかけての高校訪問(県内外)において訪問先の教職員に対して、7月中2回に分けて行うオープンキャンパスならびにその最中に行われる保護者懇談会において入学志願者およびその保護者に対して、その他各高校側で自主的に行われる個別進学相談会においては入学志願者に対して、高大連携による提携校との学生交流など、あらゆる機会を捉えながら、アドミッション・ポリシーについての広報に努めている。

一方、本学のアドミッション・ポリシーを十分に理解したうえで志願して欲しい旨を志願者に向けて「学生募集要項」の巻頭に、以下のように説明している(資料5-2 P1)。

ここに掲げたアドミッション・ポリシー(入学者受け入れ基本方針)は、本学が入学者に対して期待する学生像を示したものです。いずれの入学試験方式についても、以下のアドミッション・ポリシーを十分に理解したうえで受験してください。

アドミッション・ポリシーをもっとも重視する入学者受け入れ方法として、平成19年度入学試験からAO(アドミッション・オフィス)入学を2学科において採用し、学科のアドミッション・ポリシーに適合した者を選抜条件としている(資料5-2 P3 「2.出願資格」(3))。具体的には、2回の予備面談に必要な提出書類「エントリーシート」や本面接受験時に提出の「志願理由書」に、アドミッション・ポリシーに対する理解がどの程度反映されているかが吟味内容の一つとなっている。予備面談においては、必ずアドミッション・ポリシーについての説明が行われている。

また本学では、公正かつ適切に学生募集を行うために、[1] AO 入学のほかに、[2] センター試験を課さない推薦(学校長推薦)入学(全5学科)、[3] センター試験を課す推薦(自己推薦)入学(国語国文学科、日本史学科および健康栄養学科)、[4] 一般入学(全5学科)、[5] 特別入学(全5学科)の各選抜を実施しており、前項(1)に触れたとおり

である。[5]については、毎年志願者のあることが必ずしも期待されるとは限らないが、近年のケースでは、平成24年度特別入学による受験者は、国語国文学科に1名、健康栄養学科に2名、実際例があった。3名いずれも合格と判定されたが、実際に入学を果たしたのは両学科1名ずつであった。また平成23年度入試において、英語英文学科に1名および健康栄養学科に3名、平成22年度入試においては、英語英文学科、社会情報学科、健康栄養学科にそれぞれ1名ずつの受験者があり、2カ年度、立て続けに受験者があった。ただし22年度入試では、いずれの受験者も選抜の結果不適と判定され、入学までには至らなかった。

各入学試験における選抜方法の一つに、[4]を除いてすべて、面接試験を設けている。[1]はとくに、アドミッション・ポリシーに共鳴して入学を志願する受験生を対象として行う試験であるから、重視されて当然であるが、[2][3][5]についても入試委員会において面接マニュアルを設け、「本学を志願する学科のアドミッション・ポリシーを理解し、『基本的な知見・理解力があり、何らかの分野で積極的な取り組みを行うなどの積極性が見られ、本学に入学を強く望んでいる者』を「採りたい学生」と位置づけ、これに関連する質問を行うよう、面接員に対して注意喚起を行っている。

次に本学の入学者選抜基準の公表と受験者への説明責任の様態についても現状を述べる。

入学者選抜の基準に関しては、「学生募集要項」に可能な限り示している。「3.入学者選抜方法等」として、小論文を選抜方法に課す試験の場合(資料5-2 P6および11)、

小論文では、①課題に対する正確な理解度、②思考の妥当性、③思考の論理的組み立て、④文章表現力を評価します。

とし、面接を選抜方法に課す試験の場合(資料5-2 P3、6、8)、

面接では、[[1]学校長から提出される調査書および志願理由書を参考に、アドミッション・ポリシーへの適合性という観点から、[3]学校長から提出される調査書および自己推薦書を参考に、]①意欲、②理解度、③取り組み方、④論理的表現力および態度を評価します。

として、簡明にその基準をそれぞれに示している。なお、学生募集および入学者選抜の検証については、評価項目(4)のところで改めて触れることとする。

また、入学者選抜の公正さを期した実施という観点からも本学の現状が公正かつ適切であると考えている。

本学では入試ごとに以下のような実施体制で臨んでいる。

[1]AO(アドミッション・オフィス)入試

入学者選抜の実施は、教授会規程に基づき設置された入試委員会およびAO入試を実施する学科の面接員(各学科3名)により実施している。

[2]センター試験を課さない推薦(学校長推薦)入試

入学者選抜の実施は、上記の入試委員会、各学科選出の小論文出題委員(複数名)、問

題点検委員及び面接員（各学科3名）により実施している。小論文の採点は各学科3名の採点員が行っている。小論文出題委員・問題点検委員は学長名で委嘱された者が担当する。

〔3〕センター試験を課す推薦（自己推薦）入試

入学者選抜の実施は上記の入試委員会及び各学科選出の面接員（各学科3名）により実施している。

〔4〕一般入試（センター試験利用）

入学者選抜の実施は上記の入試委員会、入試委員長が指名する小論文出題委員（4名：委員長含む）及び問題点検委員（3名：委員長含む）により実施している。小論文出題委員・問題点検委員は学長名で委嘱された者が担当する。

〔5〕特別入試

（一般社会人、私費外国人留学生、帰国子女・在外子女および学士・短期大学士）

入学者選抜の実施は上記の入試委員会、各学科選出の問題（小論文）出題委員（複数名）、問題点検委員及び面接員（各学科3名）により実施している。小論文の採点は各学科3名の採点員が行っている。小論文出題委員・問題点検委員は学長名で委嘱された者が担当する。

以上の入学者選抜のうち、AO入試、センター試験を課さない推薦入試、センター試験を課す推薦入試については、平成24年度入試の実績について山形県内と県外の合格者数を表5-1に示す。県内合格者と県外合格者数は、大きく片寄ることがなく公正に行われている。ただし、学校長推薦および自己推薦入試では、健康栄養学科のみが県内の受験者にしか志願資格を与えていないため、全員が県内者となっている。

表5-1 24年度入試合格者における県内・外出身者の比較(実人数)

学 科	国語国文	英語英文	日本史	社会情報	健康栄養	全 学
	県内：県外	県内：県外	県内：県外	県内：県外	県内：県外	県内：県外
A O	-	-	3:10	2:1	-	5:11
学校長推薦	19:18	9:11	5:7	19:9	13:0	65:45
特 別	0:1	-	-	-	1:1	1:2
自 己 推 薦	10:10	-	3:4	-	6:0	19:14
一 般	46:48	32:34	7:27	28:23	16:21	129:153
合 計	75:77	41:45	18:48	49:33	36:22	219:225

この評価項目の最後に、選抜結果の透明性について触れておく。本学入試結果について、当事者本人による試験結果開示請求には、合格者発表の日から4週間という期間を区切り、本学事務室にて応じている。これまでも結果開示請求が実際になされており、事務局担当者がこれに応じている(資料5-2 P4～5、7、9～10、14、16、18、20、22)。

以上、各学科も含めて全学の状況について述べてきたので、内容重複を避けるという意味において学科ごとのまとめ直しは行わない。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

まず本学の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率について現状を説明する。

この評価項目に対する本学の現状として、単年度ごとでは予測を越えた入学者が不可避免的に発生しているが、複数年度にわたっての調整を行っている。

前項に示した「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」(4) 学生の確保には、

エ 入学者選抜に関する情報を積極的に提供し、本学を第一志望校とする受験生の増加を目指すとともに、志願者倍率2.3 倍以上を維持するよう努力する。

ともある。すなわち努力目標としての数値の提示であるが、志願者倍率を一定に保つことにより、適正な入学定員数を担保したいという本学の趣旨がここに示されている。

現在、本学の各学科定員数は、以下のように定めている。これに併せて、平成23年度入学生(第2学年)および24年度入学生(第1学年)の实在席数も示すと、以下のとおりである(資料5-4 P6)。

表5-2 各学科定員と实在籍者数

学科名	国語国文	英語英文	日本史	社会情報	健康栄養	全学
定員数	100名	50名	50名	50名	40名	290名
23年度生	108名	71名	54名(2)*	63名	40名	336名
24年度生	107名	57名	53名	55名	41名	313名

*日本史学科23年度生の54名には、前年度卒業延期となった2名が含まれている。

在籍者数が入学定員を20%以上超えているのは、英語英文学科の71名(23年度生)ならびに社会情報学科の63名(23年度生)であるが、これも24年度生では両学科とも定員数の20%以内に収めており、社会情報学科も含めて他の学科も10%を越えない在籍者である。ちなみにさらに過去3ヶ年で、入学年度それぞれの在籍者数を見てみると、

表5-3 過去3ヶ年の在籍者数

学科名	国語国文	英語英文	日本史	社会情報	健康栄養	全学
20年度生	105名	55名	69名	62名	43名	334名
21年度生	107名	59名	67名	61名	43名	337名
22年度生	115名	61名	61名	61名	40名	338名

となっており、それまで定員数に対して20%を越える学科(英語英文学科22年度生、日

本史学科 20～22 年度生、社会情報学科 20～22 年度生）が割合に多くあった過去の状況に対する反省から、定員数を守ろうとする姿勢の顕れとも見られる。特に健康栄養学科においては、厚生労働省東北厚生局指導養成課により、定員数を堅く守るよう指導がなされ、本学もこれを受けて入学者が過剰にならないよう厳正に合格者判定に臨んでいる。

反対に、定員を割り込む事態は近年においてない。

入学定員に十分見合う入学在籍者数の担保として、前掲「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」にある志願倍率の維持という努力目標について触れておく。2.3 倍以上の志願倍率の維持は、現在一般入試においてのみ達成している。24 年度一般入試の志願倍率は以下であった。（資料 5－4 P 5）

表 5－4 平成 24 年度一般入試志願倍率

学 科	国語国文	英語英文	日本史	社会情報	健康栄養	合 計
志願者数	136	94	38	66	67	401
募集人員	40	30	17	20	24	131
志願倍率	3.40 倍	3.13 倍	2.24 倍	3.30 倍	2.79 倍	3.06 倍

5 学科のうち日本史学科において若干届かない志願者数になってはいるが、前年の 23 年度入試においては全学科努力目標を達成しており、日本史学科では 3.71 倍と高倍率であったため、その反動が原因しているという本学特異の事情(隔年現象)が介在する。補足すると、志願者の増減傾向については後述の説明にも関わる点であるが、本学志願者には 2 年周期で増減を繰り返すという現象が見られる。こうした傾向を隔年現象として本学では捉えている。

総じて、本学では入試委員会を中心として、絶えず入学者選抜方法の検討・見直しを行ってきている。その都度、入試ごとに適正な募集人員を見定めている。実態例については、次項において触れることとする。

本項目についても各学科の現状の説明を含めて記述してきたので、学科ごとに説明することは冗長になるだけであることから行わない。

（４）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

本学の学生募集と入学者選抜の公正さについては以下の通りである。

前々項に挙げた「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」の「（４）学生の確保 ア」が、ここにも適用される。

前項でも触れたが、入学者選抜のあり方についての見直しは、入試委員会を中心に行っている。入試委員会は、入試に直接関係する諸業務(事前準備・事後処理)および入学者合格判定委員会を除いて、年に平均 11 回の定例委員会を開催しているが、第 11 回の定例委員会(通例 3 月初旬)までに、各学科における募集人員および配点等の変更ならびに全体入試の問題点を挙げ、この委員会で協議・検討を行う。直近の変更例を挙げれば、平成 25

年度入試においては大きな変更点が2点あった。国語国文学科の配点および日本史学科の各入試募集人員について学科意見が提出され、23年度入試委員会にてこれを協議のうえ適正であるとしてこれを承認した。具体的には以下の変更点である。

表5-5 平成25年度入試の変更点

学 科 名	変更事項	変更内容
国語国文学科	一般入試(国語)の配点	150点(従前)→200点(変更後)
日本史学科	AO入試の募集人員	7名(従前)→10名(変更後)
	自己推薦入試の募集人員	10名(従前)→7名(変更後)

日本史学科においては、現状に見合った募集人員を考慮しての定員数の変更である。過去5ヶ年における志願(受験)者および合格(入学)者人数をAO入試と自己推薦入試とで対比的に以下に示す。

表5-6 日本史学科のAO入試・自己推薦入試の推移

日本史学科	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	志願：合格	志願：合格	志願：合格	志願：合格	志願：合格
AO入試	10：7	16：9	14：13	18：14	17：13
自己推薦入試	10：10	14：10	9：7	11：9	7：7

一瞥して判るとおり、AO入試における志願者が年々増加する一方で、自己推薦入試における志願者が若干の増減を隔年ごとに繰り返しながら下降線を描くように減少している。本学の謂うところの隔年現象である。両入試ともアドミッション・ポリシーに照らして厳正に行われる入学者選抜であるが、アドミッション・ポリシーとの適合性をより重要視する入試形態としてはAO入試であることからすれば、結果として日本史学科の入学者選抜はアドミッション・ポリシー重視への傾向を強めたということになる。なお、各学科の各入試における募集人員は、25年度入試では以下のとおりとなる。

表5-7 平成25年度入試の募集定員

		国語国文	英語英文	日本史	社会情報	健康栄養
A O		—	—	10	3	—
学校長推薦	県内	20	10	8	20	12
	県外	20	10	8	7	—
自己推薦		20	—	7	—	4
一 般		40	30	17	20	24

(数字はその人員数、—は募集しないことを意味する)

国語国文学科における変更事由は、主要教科・科目である「国語」（近代以降の文章と古文）を24年度入試までは素点のままであったが、25年度入試からは200点に換算した配点に変更される。より国語を得意とする志願者にとって優位に立てるような措置になるが、国語国文学科のアドミッション・ポリシー〈習得しておいて欲しい教科について〉に照らせば、

高校での学習では国語に力を入れて勉強して欲しいのですが、国語を中心にしながら、新聞でも雑誌でも小説でも何でも、むしろいろいろな文章に興味を持って触れてください。文章の中身は、必ずしも国語という教科に関するものに限らず、たとえば地理、歴史、公民、外国語あるいは外国事情に及んでいて構いません。そのような文章を読むことが、高校での関連教科の勉強に繋がりますし、また本学に入学してからも、国語国文学について関心を持って臨むことができるものと考えます。

と謳っており(資料5-2 P1)、これに抵触するものではけっしてなく、国語を中心に据えながら関連教科・科目の勉強を促す趣旨に添った措置と捉えられる。

本学において、県内出身学生の割合が県外出身学生よりも大きい学科は、社会情報学科および健康栄養学科の2学科である(資料5-4 P6)。このうち健康栄養学科については、県立短大という性格から、県外からの受験生に比べて本県の受験生への間口が広がっていることに由来する事実と考えられる。もとより定員40名という間口の狭さに加えて、栄養士希望者が多く、その社会的および地域的要請を受け入れざるを得ず、図らずも県内出身受験者にとって優位な条件になってしまっている。以上の各入試における募集人員からいっても、現役生で県外高校から受験する場合、一般入試以外に受験の機会がない。この点においては、多様な学生の受け入れという大きな方針に対して消極的であるという見方も可能ではあるが、県立大学法人であるという特性を尊重している結果とも言える。

本項目についても各学科の現状説明を含めて記述してきたことから、重複を避けて学科ごとの説明は行わない。

2. 点検・評価

学生募集および入学者選抜についての検証が体制として機能しているかどうか、また適切であるかどうかについて以下に検討するが、結論を先取りすれば、体制として入試委員会による見直し・検討がきちんと機能しており、おおむね適正化が図られている。ただ、日本社会全体の少子化および18歳若年層の短期大学離れがますます深刻化し、それに伴い本学が抱える不安材料が顕在化してきており、これに合わせた学生募集および入学者選抜の新たな方法を案出しなければならず、本学にとっての最大の課題を有している。

まず、入学者受け入れ方針に関して、明示の方法と検証の実態について、吟味してみる。本学の中期目標「大学の特色、求める学生像、その他入学者の選抜に関する情報を積極的に発信し志願者の確保を図る」という箇所に関して、アドミッション・ポリシーについて

の説明は、「学生募集要項」、「大学要覧」、「大学案内」、本学ホームページ、高校訪問、進学説明会、オープンキャンパス、といったあらゆる機会を通じて行っており、一定の責務は果たしていると言える。その点で、「大学の特色、求める学生像」の発信力は持っていると言分析される。

それに対して、入学生のアドミッション・ポリシーに対する理解がどの程度なされているか、把握することに勉めなければならないが、本学では、毎年入学生全員に対して「新入生アンケート」を実施している。アンケート問9に「本学を志願するに当たり、学生募集要項の冒頭に記載してあるアドミッション・ポリシーを読んで理解しましたか。1つ選んでください。」の質問項目がある。平成24年度入学生のアンケート集計によれば、以下の結果が出されている。

表5－8 平成24年度入学生アンケート結果概要

回 答		国語国文		英語英文		日 本 史		社会情報		健康栄養		全 学	
1	十分理解	26	24.3%	15	26.3%	15	28.3%	15	27.3%	17	41.5%	88	28.1%
2	まず理解	73	68.2%	38	66.7%	35	66.0%	39	70.9%	22	53.7%	207	66.1%
3	理解できない	0	0.0%	1	1.8%	2	3.8%	0	0.0%	1	2.4%	4	1.3%
4	読んでいない	8	7.5%	3	5.3%	1	1.9%	1	1.8%	1	2.4%	14	4.5%
5	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
B	BLANK	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小計	107	100.0%	57	100.0%	53	100.0%	55	100.0%	41	100.0%	313	100.0%

(資料5－5「平成24年度新入生アンケート結果概要」)

このアンケート実施日時については、4月5日(木)の入学式終了後の学籍簿記入時であり、本学に関する予備知識がまったく十分ではない。それだけに素朴な意見の収集が期待されるが、この調査結果を全面的に信頼すれば、「十分理解」かつまた「まず理解」と回答した学生が大半を占めていることになる。ただし少数ながら、「読んでいない」「理解できない」とする向きもあり、本学のアドミッション・ポリシーを全く知らないかあるいは理解しないまま入学したケースも認められるということになる。本学において、大学および学科ごとの教育目的に副ってアドミッション・ポリシーを定めた平成19年1月からまる5年経っており、周囲にも少しずつ浸透してきているという印象はあったが、数値的にこのような実態が掴めたのである。この結果に鑑みて、入学生においてこれを心得て入学する姿勢が一部を除いて窺い知れる。

ただしその検証に関しては、現在のところ、新入生を対象としたアンケートに基づいて行うこと以外にはなされていない。また得られた結果から、今後どのように成果をあげてゆくかという点において、まだ何らかの改善の余地があると考えられる。

当該課程(各学科)に入学するのに必要な水準の示し方については、アドミッション・ポリシーのなかに〈習得しておいて欲しい教科について〉を加味し、高等学校時に修めても

raitai教科・科目を明確にしたことで、受験者において何が求められるかが判然とするようになったと考えられる。ただ、その教科・科目の内容に関してどの程度までの理解が必要となってくるのか、具体性の叙述についてはいま少しく検討が必要であるように思われる。こと数学や理科の教科・科目が基礎知識としてある程度要求される側面の強い、社会情報学科および健康栄養学科においては、アドミッション・ポリシーとはまた別の方法で受験者に対し知らしめる手段を持つ方がよろしいと判断される。

本学ではアドミッション・ポリシーに沿った受入方法の一つとして AO（アドミッション・オフィス）入学を平成 19 年度入試から一部の学科で採用している。日本史学科および社会情報学科では、平成 18 年 5 月にそれぞれのアドミッション・ポリシーを定め、学科のアドミッション・ポリシーに適合した者を選抜条件としている。学校長推薦および自己推薦入試においても面接試験が課され、そこで本学のアドミッション・ポリシーに関する質問がなされ、結果受験生に対して理解を促す方向に繋がっていると理解される一方、一般入試に関してはアドミッション・ポリシーについての理解度を確認する術が、新入生アンケートを措いてほかない。前項の「現状の説明」に触れたケース(アドミッション・ポリシーに関わる記述を読んでいない少数回答)も、一般入試による入学者の意見と分析される。今後こうしたケースにどう対応するか、検討を要する。

多様な学生の公正なる受け入れに関しては、本学では、一般社会人、学士・短期大学士、高等学校卒業程度認定試験合格者、私費留学生、帰国・在外子女等の受験者にも別枠で特別入試を行っていること、また近年続けてこれを利用した受験者があることからすると、本学における多様な学生受け入れについては相応の認知度を得ていると考えてよいであろう。現役受験生の入学者について述べれば、学科によって本県出身の学生が多数派を占めるところもある。ますます激化すると予想される短大入学者減少という傾向に備えて、入学定員数の確保という点を最大限考慮するなら、県外の学生をどのように集めて受け入れていくか、各学科の諸事情はあるにせよ、全学的に足並み揃えて募集に当たることが、多様な学生受け入れの公正性の面からいっても肝要である。なお、この評価項目に該当する事項で、障がいを持った受験生の公正なる受け入れに関しては、当事者からの申し出によって個別に対応しているというのが現状であるが、高校訪問などの機会を積極的に利用しつつ、安心して受験ができるように配慮するという旨の説明を可能な限り行っていくという取り組みが必要であると考えられる。

学生募集方法および入学者選抜の適切性については、日本史学科および社会情報学科の 2 学科においてアドミッション・ポリシーをもっとも重視した AO 入試を行っていること、自己推薦入試や一般入試においてアドミッション・ポリシーに副う受験科目や募集人員を設定していることなど、受け入れ方針に副った入学者選抜に本学も腐心していると評価できる。

選抜基準の透明性に関しては、「学生募集要項」の面接および小論文の採点・評価基準や、各教科・科目学力試験の配点を明確に示しており、進学説明会における個別相談やオープンキャンパスの学科案内、あるいは高校訪問時での説明を実施してもいる。25 年度一般入試から国語国文学科では「国語」の配点が増えるため、ここの説明は丁寧にしてし過ぎることはないほど、心して行う必要がある。

入学定員に対する入学者比率の適切性に関して、本学では国語国文学科および健康栄養

学科を除いて、近年 20%を越える入学者を収容する年が続いたため、これを是正すべく 24 年度入試については、全学科収容定員のプラス 10%前後に抑えるよう努めた。これにより本評価項目における適切性を取り戻したといえる。これは、各学科および入試委員会と連携して定員に対する合格者のあり方の見直し、追加合格者の検討などを併せて有機的に行った結果と解される。つまり、在籍学生数の過剰に関する適切性が巧く働いたのである。今後においても、濫りに収容定員を超すことのないよう、合格判定に慎重さが求められる。ただし、昨今急速な少子化と学生の短期大学離れが全国的にますますもって顕著な傾向を見せてきた。本学の「中期計画」に「志願者倍率 2.3 倍以上を維持するよう努力する（前掲）」とある努力目標に届く状況は、現在一般入試においてのみである。定員を下回することはこれまではないものの、今後いっそう県内外の高等学校に対して本学のアドミッション・ポリシーの周知に努めつつ、適切な学生の受け入れが機能するよう、効果的な学生募集活動の模索が急務である。

① 効果が上がっている事項

本学全体が示す、以下のアドミッション・ポリシーとして、

- ① 好奇心に富み、自ら課題を発見して、主体的に課題解決に取り組む意欲がある者
- ② 専門分野において、基礎的な勉学を着実に積み重ねる努力を厭わず、かつ幅広い教養にも関心を持ち、柔軟な発想ができる者

と唱えるものに副った学生募集および入学者選抜には、一定の成果が上がっている。これを検証する方策として新入生アンケートは相応の役割を担っている。また、学生募集および入学者選抜を公正かつ適切に行うための見直し・改正に関して、本学入試委員会が全面的に責務を果たしており、しかるべき処理がこれまで営々となされてきている。適切な定員の設定および収容定員の確保についても、各学科ごとの点検および入試委員会の是正機能が十全に発揮されており、在籍学生数に適切性を保たせている。

② 改善すべき事項

アドミッション・ポリシーにより見合う学生の確保について、一般入試による入学者の理解がいま少く得られていない。入学後の手当として、新入生におけるアドミッション・ポリシーへの理解度の向上にむけて、全学的に組織的に取り組む必要がある。また、なおいっそう多様な入学者の公正なる受け入れにむけて、障がいを持った受験生における入学者選抜方法への不安あるいは志願する際の障壁を可能な限り取り除くための工夫として、当事者からの申し出に頼るばかりではなく、高校訪問などの機会を積極的に利用して、個別に配慮する旨の説明を可能な限り行っていくこと、ならびに県外出身の学生をさらに受け入れるための取り組みが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

以上の分析に基づき、現状と将来への展望とつき合わせて、効果の上がっている事項と改善すべき項と分けて見ることとする。

① 効果が上がっている事項

入学定員数の確保および適切な在籍学生数の保持に関して、各学科および入試委員会の協力体制が機能しており、24年度入試においては適正な入学者数の確保ができた。今後も両者良好な連絡体制を保ちつつ、本学の学生数の安定的維持を図って行きたい。

② 改善すべき事項

現在アドミッション・ポリシーは「学生募集要項」をはじめ、本学各種発行誌およびホームページ等で明確に示しているが、その見直しに関して、入学に必要な基礎学力の水準を具体的に示せるような指標をここに加味していければ、受験上のメリットが大きい。ただし、アドミッション・ポリシーはあくまでも大きな指針として掲げてあるものであるから、これに並んで別途示すのが適切であろうと考えられる。その具体的な方法を検討する。

また、多様な入学生の受け入れという観点から見れば、本学入試は各種揃った状態にある。ただし、学生募集に関しては県内高校からの募集に限りがあり、今後積極的な募集活動は県外高校に対してより広げることで、活路が見いだせると考えられる。また障がいを持った志願者に対しては、本学の対応に安心して受験できるよう、いっそうの工夫があったほうがよい。短期的な視点でいえば、県外の学生を多く集められるように、高校訪問などの機会を十分に活用して学生募集に臨むこと、またオープンキャンパスおよび個別の進学相談会などにおける志願者や保護者あるいは教職員に対して、直接接触する機会を巧みに利用して、受験上障がいとなる事由に柔軟に対応する用意のあるとの説明に当たることである。中期的視点に立てば、入試制度の見直しが必要である。本学は、多様な学生の受け入れとして、種々の入試(AO・自己推薦・特別入試など)を行ってきているが、これを定期的に見直すこと、また県外の学生を多く受け入れるための県外枠について全学的に検討することなど、来るべき18歳年齢層のさらなる減少に備える、喫緊の課題と考えているところである。このような中期的な問題を入試委員会で検討する。

4. 根拠資料

- 5-1 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出1-8）
- 5-2 平成24年度 学生募集要項
- 5-3 2012大学案内（既出1-6）
- 5-4 平成24年度 大学要覧
- 5-5 平成24年度新入生アンケート結果概要（およびデータ）（既出1-9）

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生に対する修学支援、生活支援及び進路支援に関する方針の明確化に関する本学の現状を説明すると以下の通りである。

学生支援に関する基本方針は、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」の中で、以下のように定められている（資料6－1 第2－1－(5)）。

①学習支援

学生が意欲と目的を持って学習に取り組めるよう、学生一人ひとりの学習目的及び習熟度に応じた学習支援の充実を図る。

②生活支援

学生が心身ともに充実した大学生活を送ることができるよう、生活全般に対する支援の充実を図る。

③キャリア支援

学生が就職、編入学等、進路についての希望を実現できるよう、早い段階からの進路についての動機付けを含めたキャリア支援の充実を図り、就職率及び進学率の維持、向上を図る。

本学では、この「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」を受けて「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」及び各年度計画を策定し、上記の方針を実践している。

キャリア支援に関しては、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」に、学生が就職、編入学等、進路についての希望を実現できるよう、早い段階からの進路についての動機付けを含めたキャリア支援の充実を図り、就職率及び進学率の維持、向上を図る方針である（資料6－1 第2－1－(5)－③）。

(2) 学生への修学支援を適切に行っているか。

本学の学生に対する修学支援のあり方について、具体的には留年者及び休・退学者の状況把握と対処に関する現状を述べる。

過去5年間の平均で見ると、「留年者」は2.4人、「休学者」は2.4人、「退学者」は4.2人という状況である（表6－1）。退学・休学の事由は、「進路変更」「経済的な問題」「健康上の理由」など様々であるが、全体的に見て、「学力不足」のために単位取得が困難であったという事例はほとんど見られない。経済的な理由で20年度に休学し、状況が好転しないまま21年度に退学したケースもあった。休・退学者に対しては、本人のみでなく保護者

も交えて、事前に当該学科担当者が面談を行うなどして十分な意思疎通を図っている。

表 6－1 留年者及び休・退学者数

(単位：人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
留年者数	2 (0.3%)	4 (0.7%)	2 (0.3%)	2 (0.3%)	2 (0.3%)
休学者数	4 (0.7%)	2 (0.3%)	2 (0.3%)	2 (0.3%)	2 (0.3%)
退学者数	3 (0.5%)	7 (1.2%)	6 (1.0%)	4 (0.7%)	1 (0.2%)

以上のように、留年者・休学者・退学者ともに全学に対する割合は高いわけではないが、特に留年者と退学者については、全学として組織的な対応を行って来ていないのが現状である。本学では、学生の所属学科、あるいは履修科目の担当教員が対応してきている。前期・後期ごとに各学科の教務委員を通じて履修状況通知書を所属学生に配布しており、各学科で所属学生の履修状況を把握するとともに対応を図っている。このように学科を通して目配りはしているものの、全学としての対応は不十分である。

次に本学の補習・補充教育に関する支援体制についても確認する。

本学における補充教育に関しては、入学以前に、AO入試およびセンター試験を課さない推薦（学校長推薦）入試合格者に対して、すべての学科において接続教育を実施している。具体的には、AO入試合格者にはレポート課題を3回、学校長推薦入試合格者には問題集やレポートなどの課題を与え、高校までの学習内容を復習させるようにしている。詳細については、第4章第2節 評価項目（2）において述べている通りである。

入学後に対しては、各学科・教員が主体的に担っている。その中で、健康栄養学科では、化学、特に有機化学の基礎学力不足の学生のために平成13年度から「生物有機化学」を開講している。また、高大連携事業として、高等学校の教員を本学に招いて学生に対して基礎学力の不足を補うべき授業等を実施している。今後は、本学としての組織的な支援体制を整備していくことが必要である。

さらに障がい者等、サポートが必要な学生に対する修学支援措置について述べる。

本学では、第4章第3節 評価項目（1）でも述べた通り、特別な支援を必要とする学生数は少ないが、過去に車椅子利用の学生が入学した際には、玄関スロープ、エレベータの設置を行った。既存の建物の構造上、エレベータ設置が不可能な階もあったが、授業で利用する教室の変更などで対応した。

また、聴覚障がい者が入学したときは、学生ボランティアによるノートテイカー（要約筆者）を障がい学生が要望する授業に配置して対応した。

また、奨学金などの経済的支援の様態についても現状を確認する。

本学では学業成績が優秀であり、かつ経済的な理由で就学が困難と認められる学生を、日本学生支援機構に推薦している。平成22年度から同24年度の平均採用者数は無利子の一種が156名、有利子の二種が230名であり、同機構からの奨学金を受給している学生の割合は在学生の58%に達している（資料6－2）。

また、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められた時、その他やむをえない事情がある時は、授業料の全額または半額を免除する制度を設けている（資料6－3 第9条）。平成20年度から同24年度までの各学期の平均希望者数は78.6名であり、平均免除者数は全額免除が33.9名、半額免除が12.6名である。希望者のうち平均で59.2%の学生が全額または半額免除となっている（各年度の免除者数は表6－2を参照）。

これらの奨学金制度並びに授業料免除制度については、入学時のガイダンスにおいて新入生全員に説明すると共に、「学生生活の手引」（資料6－4）にも掲載し周知徹底を図っている。

なお、日本学生支援機構への推薦及び授業料免除の審査は、前者は同機構が定める申込資格、学力基準、家計基準に基づいて、後者は「山形県立米沢女子短期大学授業料免除等取扱要領」（資料6－5）、「山形県立米沢女子短期大学授業料免除等取扱基準」（資料6－6）に基づいて適正かつ公平に行われている。

表6－2 授業料免除者数

（単位：人）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
希望者数	62	49	79	72	102	81	100	69	93	99
全額免除	22	26	30	37	45	39	44	46	16	20
半額免除	6	9	8	8	11	7	9	9	46	51
不採用者	34	14	41	27	46	35	47	14	31	28

また、家計が急変し、日本学生支援機構の緊急採用及び応急採用の奨学金制度を利用して、も就学が困難な学生に対しては、本学教育振興会奨学金貸与（無利子）の制度がある。貸付限度額は120万円（一年度につき60万円）である。

さらに、平成23年12月には「三宅記念奨学金」も創設した（資料6－7）。これは、在職中（平成22年）に他界された故三宅信一教授のご遺族からの寄付を基金として創設したもので、上記の奨学金と同様に無利子で貸付限度額は120万円（一年度につき60万円）というものである。

以上の教育振興会貸与制度と「三宅記念奨学金」という、本学独自の奨学金制度を整えて、経済的な理由で学業を放棄することがないように図っている。

通学の利便性向上を図るため、平成21年度及び22年度の冬期間において、米沢駅と本学間のスクールバス運行の試行を行った。22年度は、22年12月13日から23年2月10日まで、1日当り午前3便・午後3便のスクールバス運行を行った。期間中の延べ利用者は2,770人に達した。

23年度から本学独自の本格的な冬季スクールバスの運行体制の確立を目指してきたところであるが、米沢市からの強い要請があったため、独自路線を取りやめ、新設される「市民バス」の中に発展的に組み込むこととした（市民バスのダイヤは本学の時間割と連動したものである）。また、利用学生に対してスクールバスに見合う補助（バス回数券の半額補助）を行っている。

「顔の見える教育」という本学の特色を更に発揮させるため、第4章第3節評価項目（1）で詳述したように、オフィスアワー制度の充実に努めており、教員全員が毎週2時間のオフィスアワーを設定して学生に対応している。オフィスアワー実施時間の一覧表は「学生生活の手引」に掲載して、学生に明示している。

学生の意見を反映させたより望ましい学内教育環境を整備するため、学長や理事（学外理事も含めて）、経営審議会・教育研究審議会委員と学生（各学科から2名程度）との定期的な対話の場を毎年1回設けている。これについては、第10章評価項目（2）で詳しく説明している。

（3）学生の生活支援を適切に行っているか。

はじめに学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮のあり方について現状を説明する。

学生の健康保持・増進については、年度初めに行われる健康診断のほか、保健室には看護師が常駐している。また、3名の医師を学校医として委嘱しており、健康診断のほか看護師と連携をとって学生の健康フォローを行っている。さらに、トレーニング機器などを備えた健康トレーニング室を設置しており、学生が自由に利用できる環境となっている。

防犯・交通安全に関しては、前期のガイダンス時に地元警察署員を講師に迎えて指導を行っているほか、新入生全員に防犯ブザーを配布している。また、学生への不審者による声掛け事案などが発生した時には、適宜、学生の携帯電話への一斉メールによって注意喚起を行っている。

本学におけるカウンセリング等の相談体制の整備状況については以下の通りである。

学生の相談体制に関する取組みは以下の通りである。

①クラス担任等，教員による個別相談

各学年ごとにクラス担任を置いているほかに、少人数のゼミ担当者が生活面や進路・学習相談を含めて相談にあたっている。必要な場合には看護師と相談し、カウンセリング等を紹介している。

②保健室

看護師が常駐しており、カウンセリングの予約受付を行うなど、学生にとって身近な保健室となっている。より相談しやすい環境づくりのため、仕切りのある相談コーナーも室内に設置している。

③カウンセリング

学生相談室では、学期中週に1回の臨床心理士による予約制のカウンセリングを実施している。平成23年度の実施状況は前期20日（51件）、後期25日（51件）であった。相談内容としては、「学生生活」「進路」「人間関係」「勉学」などが多くなっている（資料6－8）。

学生相談室の利用者数は、前記の通り平成23年度前期・後期ともに51人であったが、毎週1回の相談受付で十分かどうか、また相談しやすい雰囲気作りも十分かどうか、といった点は今後も検討していく必要がある。近年の学生の多様化によって、相談内容も複雑化してきていることから、今後も相談体制の検討を続けていく必要がある。

学生生活全体を支援する体制作りを目指して、平成23年度から学生委員会と学生自治会との意見交換会を開催している。23年度の意見交換会では、自治会から卒業祝賀会にかかわる教職員への協力要請などがあり、短大からは自治会役員の引き継ぎを円滑に行うためにも自治会規約の整備を行うことなどを提案した。今後、最低でも年1回は意見交換会を行うことも確認した。

また、ハラスメントの防止体制についても述べる。

本学においては、平成15年度に残念ながら新採教員によるセクシュアル・ハラスメントが発生した。これを受けて、セクシュアル・ハラスメント対策のための組織と規程等を整備し、現在は、セクシュアル・ハラスメントだけではなく多様なハラスメントにも対応できる組織と規程を以下のように整えている。

本学における学生へのハラスメント（教職員及び本学関係者へのハラスメントを含む）の防止については、平成21年度よりガイドライン（資料6－9）ならびに規程（資料6－10）を定め、対策・相談体制の周知、防止ならびに適切な措置に努めている。具体的には、ハラスメント防止に関する啓発・研修活動及びハラスメントに対する措置を行うハラスメント対策委員会、ならびに学生からのハラスメントに関する相談に対処するハラスメント相談室、以上の2つを常設の組織として配置している。

ハラスメント対策委員会は、学長指名の委員会であり、教授会から独立した組織として、学生の人権を最大限に尊重し、修学上の良好な環境を確保することを目的としている。新入生全員に対してハラスメント対策に関するガイダンスを行うとともに、「学生生活の手引」及びポスターによって相談体制の周知に努めている。

ハラスメントに対する相談窓口としての相談室は、教員及び事務職員から各数名、ならびに保健室常駐の看護師を相談員の任に充当している。その際、相談員のジェンダーバランスにも一定の配慮を行っている。

さらに、少人数教育を旨とする本学の特質を鑑み、全ての教員が学生からの相談に対応できるよう、自己評価改善・SDFD委員会とも連携して、教職員への啓発・研修活動を行っている。

（４）学生の進路支援を適切に行っているか。

就職率を向上させるため、次の支援策を実行し、就職希望者の就職率 100%を目指している（資料6-11 第2-1-(5)-③-イ）。

- （ア）面接訓練を含めた学生相談の充実
- （イ）求人情報の積極的な提供
- （ウ）進路について動機づけを図る講座・就職支援講座・公務員講座などの各種講座の開設
- （エ）インターンシップ制度をより充実させるための工夫・改善
- （オ）情報処理などキャリアアップにつながる各種資格取得への支援
- （カ）公務員・企業合格者及び内定の先輩体験談を聞く会の実施
- （キ）学内における合同企業面接会・合同企業説明会などの開催

編入学率を向上させるため、次の支援策を実行し、編入学希望者の編入学率 100%を目指している（資料6-11 第2-1-(5)-③-ウ）。

- （ア）小論文添削指導
- （イ）面接訓練、模擬問題の学習
- （ウ）編入学対策講座、先輩合格者の体験談を聞く会の開催

その結果、平成23年度の編入学率は、96.4%を記録した（資料6-12）。しかし、目標である100%には不足していることから、最終的に100%を目指して引き続き支援を強化していく。

就職・編入学等、学生が希望する進路を自らの力によって開拓できるようキャリア支援センターの専任職員の増加など、機能の一層の充実を図るとともに、本学への入学希望者増加に繋がるキャリア支援策を構築しつつある（資料6-11 第2-1-(5)-③-ア）。その他、就職支援の一環として語学支援をおこなうべく検討しているが、いまだ実施に至っていない。

2. 点検・評価

学生の修学支援、生活支援、キャリア支援について「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」の中に明記されている（資料6-1）。上述のように、修学支援では留年者、休・退学者の把握を行うとともに障がいを持つ学生に対する支援にも努めている。また、経済的な支援についても本学独自の奨学金制度を設けるなど、可能な限りの対応を試みている。ハラスメント対策についてもハラスメント相談室、ハラスメント対策委員会を設置して対応できる体制を整えている。

キャリア支援については、キャリア支援センターを設置して就職支援だけではなく、本

学の特徴ともなっている四年制大学への編入学支援にも力を入れている。

①効果が上がっている事項

学生支援に関する方針に関しては、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」及び「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」に明示されており、それに基づいて各年度計画で具体的な施策が実施されている。

学生への修学支援については、まず、障がい者等サポートが必要な学生に対して車椅子トイレやエレベータの設置など施設・設備面での対応のほか、学生ボランティアによるノートテイクの実施など、きめ細かな対応体制を確立している。さらに、学生のニーズを当該学科から適宜把握し、学生委員会において対応策を検討し必要なものから実施している。

授業料免除制度については、近年の希望者の増加に鑑み、免除比率（金額ベース）を維持しながら、全額免除比率を下げ、半額免除比率を上げることによって、多くの学生が当該制度の恩恵を受けられる仕組みに24年度から変更した。

奨学金制度については、日本学生支援機構の奨学金は希望者のうちほぼ全員が採用されている。また、本学独自の奨学金に関しては、従来からの本学教育振興会奨学金貸与制度に加え、平成23年12月には「三宅記念奨学金」も創設して支援の厚みを増した。

学生相談室に関しては、従来は保健室からの紹介により利用する学生が大半だったが、学生相談室前に設置してある相談申込箱に直接申込みをする学生も見られるようになってきた。平成23年度は、震災の影響で心身の健康を害してしまっている学生も来談し、数回の面接で落ち着きを取り戻した事例も多く見られた。

オフィスアワー制度に関しては、教員が指定した時間以外での対応も行われており、学生が研究室を訪れやすい環境が形成されている。

学長・理事、両審議会委員と学生との対話については、双方から高い評価を得ており、特に学外理事からは、学生の生の声を聞くことができ大変有意義であるとの指摘もなされている。

平成22年よりキャリア支援センターの専任職員を副センター長として1名増員し、より充実した支援体制を構築した（資料6-11 6-13 第2-1-(5)-③）。さらに平成23年度より大学コンソーシアム派遣職員をキャリア支援センターに受け入れた。そしてこの職員枠は平成24年度より本学の経費負担による嘱託職員となった。また平成23年度からはハローワークよりジョブサポーター2人の派遣を受け入れた。副センター長ならびに新たな嘱託職員、ジョブサポーターにより企業訪問や面接練習などの支援事業がさらに充実した。

また、各種講座の受講状況等のチェックやアンケート分析を通じ、より充実した内容とするために課題の把握に努めるとともに、視聴覚教材の整備などによりキャリア支援センターの充実を図った。また、求人開拓の新規事業として、平成22年1月19日、本学において学内に企業を招待し、学生と直に触れ合って本学の良さを実感してもらう学内合同企業面接会を実現した（資料6-11 第2-1-(5)-③）。この事業は、平成24年度からは学内合同企業説明会（2回実施）として拡充して実施する。

編入学英語対策を強化するため、編入学英語対策特別指導員を設置するとともに、小論文指導のあり方を検討し、英語を受験科目とする編入学希望者の合格率の向上を図った（資

料6-13 第2-1-(5)-③)。さらに小論文添削講座の回数を増やした(資料6-13 第2-1-(5)-③)。

以上のようなことから、平成23年3月の卒業生の就職率は85.8%、編入学率は96.4%にまで伸ばすことができた(資料6-12)。

学生の自発的な社会活動の動きが、東日本大震災を一つの契機として出てきている。このように学生が社会の中に出てさまざまな活動に取り組むことは将来に向けても有意義なことである。

②改善すべき事項

修学支援については、学ぶ意欲があるにもかかわらず就学を続けられない学生の数可能な限り少なくするという達成目標(資料6-14)のもとで取り組んできたが、残念ながら卒業間際に経済的な理由で退学(実際は授業料未納のため除籍)を余儀なくされた学生が存在したことも事実である。学生の置かれている状況を的確に把握し、本学独自の奨学金貸与の可否を早期に検討するなどの対応も今後は必要である。

本学独自の奨学金に関しては、制度としての整備は十分に行われたものの利用率が低い状況にある。本学独自の奨学金制度については、入学時のガイダンスで説明を行うとともに、「学生生活の手引」に案内を掲載しているものの、学生に十分に認識されていないことが考えられる。その一方で、奨学金制度があることは認識しているが、仮に利用してしまうと日本学生支援機構奨学金との併用となるため、将来の返済額負担が大きくなり過ぎることを懸念して利用を断念していることも考えられる。また、本学独自の奨学金制度の原資には限りがあるため、希望者が殺到しても学生の要求に必ずしもすべて応えられるわけではないことも事実である。今後は学生への周知を徹底すると共に、より利用しやすい制度へと改善することも検討課題である。

学生相談については、対人関係を築いていく力が未熟な学生が増加している傾向が見受けられる。その改善策の一つとしてグループワークなどが実施できるとより効果的であると思われるが、内容や対象者の選定など学生相談の枠の中で実施していくことの難しさがある。実施の可能性を含めて今後検討していきたい。

キャリア支援については、これまでもキャリア支援センターの設置や専従職員の配置など、さまざまな改善を進めてきたが、さらなる支援の仕組みが必要であり、新たな就職支援システムの構築が必要である。

編入学英語対策特別指導員は、現在、本学を退職した教員をあて、編入学試験における英語の学習指導を行っている。定年まで本学に勤めていた教員であるため、きめ細やかな指導が行われ、編入学率の向上にも効果が上がっている。しかし、今後は持続的な支援体制を整えていく必要があることから、英語英文学科教員による指導体制に改めていく方針である。

3. 将来に向けた発展方策

① 成果が上がっている事項

学生の社会参加や学生主体で企画・実施した意欲ある活動が、東日本大震災以降、徐々に増えている。たとえば、県内の他大学や地元ボランティア団体と連携して、東日本大震災で津波被害に遭った貴重な文献や歴史資料の修復作業には、学内から多くの学生がボランティアとして参画した。また、震災避難者のために、米沢市の商店街の魅力についてのPRマップなどを作成し、避難者と地域の人々が交流できるような場づくりのための活動も行った。この取組は、平成23年11月の経済産業省主催の「社会人基礎力グランプリ」北海道・東北大会で発表され、参加16大学の中で短大では唯一の準優秀賞に輝いた。

キャリア支援については、合同企業面接会を平成23年度から学内において実施し、内定率アップに貢献した。この事業を参加企業数・参加学生数を増やすことにより、さらなる内定率アップに貢献できると思われる。さらに平成24年度には学内で合同企業説明会も実施し、これも内定率アップへの貢献が期待される。

② 改善すべき事項

教員が学生一人ひとりの相談相手となり、学習や生活について指導・助言を行う学生アドバイザー制度についての検討を現在すすめている。現状では、1年次・2年次の担任やゼミ担当教員は実質的な学生アドバイザーの役割を果たしているが、学年や学期で担当教員が交替し、一人の学生に対して継続的にアドバイスできる体制にはなっていない。教員間の連携を密にした上でこの現状を維持すべきか、あるいは入学時から卒業時まで一貫した体制とする方がよいのか検討していく必要がある。

修学支援については、より積極的な Web 活用が求められる。学生一人ひとりに用意されたポータルページを通じて、短大からのお知らせやシラバス情報などを提供するほか、履修している科目の講義ノートや参考資料などの提供、さらには Web を通じての課題提出などが行えるようなシステムの構築を図っていきたい。併設される新大学の開学に合わせて整備していきたい。

新たな就職支援システムの構築については、実現を目指し今後も引き続き検討する。また、成人の職業教育の再教育の場を提供するために、キャリア支援センターの講座を、資格取得を目指す学外の社会人にも開放することを目指しているが、いまのところ実現に至っていない。その問題点をキャリア支援委員会で検討していく。

4. 根拠資料

- 6-1 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出1-8）
- 6-2 日本学生支援機構の奨学生数
- 6-3 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学授業料等徴収規程
- 6-4 学生生活の手引（平成24年度）（既出1-5）
- 6-5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学授業料免除等取扱要領
- 6-6 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学授業料免除等取扱基準

- 6－7 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金貸付規程
- 6－8 カウンセリング相談内容
- 6－9 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学におけるハラスメントの防止に関する指針
- 6－10 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程
- 6－11 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成21年度 業務実績報告書
(既出 4－2－2)
- 6－12 求人・内定状況(平成24年3月卒業・最終版) (既出 4－4－4)
- 6－13 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成22年度 業務実績報告書
(既出 4－2－3)
- 6－14 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成23年度 業務実績報告書
(既出 2－4)

第 7 章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学における学生の学修及び教員の教育・研究に必要な環境整備に関する方針について現状を説明すると以下の通りである。

本学の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」では、「第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「1 教育に関する目標」の「(2) 教育内容の改善」において「③ 教育環境 学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備、資料等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る」ことを明確化している(資料 7-1 第 2-1-1-(2))。また「2 研究に関する目標」の「(2) 研究実施体制の整備」において「研究水準の向上のため、柔軟な研究者の配置及び研究環境の向上を図り、研究活動を推進する体制を整備するとともに、研究活動の適正な評価を行い、その評価結果の活用を図る」としている(資料 7-1 第 2-2-1-(2))。

この方針に基づき、本学の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」において、「第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「1 教育に関する目標を達成するための措置」の中で、教育環境に関してさらに細かく規定されている(資料 7-2 第 2-1-(3)-③)。

③ 教育環境

- ア 学生が自由に意見を述べるために設置されている「意見箱」に寄せられた学生の意見を生かす等、学生の視点に立った教育環境の検証及び改善の取組みを進める。
- イ 教育研究機能の充実、学生活動の支援、地域社会との連携に資するため、施設設備の保全調査を実施し、長期的な視点に立った老朽施設・設備の整備及び改修を計画的に行う。
- ウ 講義や実験実習が円滑かつ効果的に行えるよう、情報機器、視聴覚機器、実験実習用備品等の適切な維持・管理に努めるとともに、計画的な整備・更新を進める。
- エ 図書館について、図書購入費を増額し、収蔵図書をより充実させる。更に、レファレンス資料の充実、県立図書館との連携による機能充実、だれもが利用しやすい環境整備を進めるほか、土、日曜日の開館実現を目指す。

同じく「中期計画」の「2 研究に関する目標を達成するための措置」の「(2) 研究実施体制の整備」では、「イ 研究活動に必要な施設・設備・備品について、平成 21 年度中に点検調査を実施し、整備・改修などに関する年次計画を策定する」ことも明記している。

これら「中期目標」や「中期計画」に基づき、各年度の「年度計画」では、より具体的な教育・研究環境の計画が記載されている(資料 7-3 第 2-2-(2)-イ)。

次に校地・校舎・施設・設備に関する整備計画について述べる。

短大の5学科のうち健康栄養学科が廃止され、新しく管理栄養士養成課程単科の新県立大学が同一敷地内に建設される。新校舎は現グラウンドに建設されるためグラウンド面積は半減されることになる。

また、健康栄養学科が26年度で廃止されることから、現在のA号館、4階部分の健康栄養学科に関する部屋が不要となることから改修される計画である。

(2)十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学の校地面積は38,416㎡であり、校舎面積は17,248㎡である。校舎の区分は、A号館・B号館・C号館・体育館に分けられ、その中に講義室、研究室、LL教室、視聴覚教室、情報処理教室、附属図書館、体育館のほか、健康栄養教育のための実習室、実験室、健康トレーニングルームなどが設けられている。また、4室ある情報処理学習施設をはじめ、合同研究室、キャリア支援センター、学生自治会室、図書館、学生ホール、実習室等の学内に設置されているパソコン418台はネットワークに接続されている。学内ネットワークシステムサポートについては専門業者に委託し、常に良好なネットワーク環境にある。これらは、学生の各種情報収集や研究・レポート作成などに有効に活用されている。

昭和47年に建てられたA号館は老朽化が顕著となっている。平成22年度には耐震化工事及び空調設備更新工事等が施工されたが、外壁補修などの大規模修繕が必要に迫られている。

また、本学のキャンパス・アメニティの形成状況についても確認する。

本学は、米沢市の南部にあり、米沢市立陸上競技場に隣接し、松川のほとりの住宅地に立地している。キャンパス面積は、38,000㎡を超え、余裕のあるスペースを確保している。周辺には小学校やコミュニティーセンターの公共施設が位置している。米沢市都市計画では「第二種中高層住居専用地域」に指定されている。

キャンパスの最寄り駅は、JR米沢駅（本学から2.3km）で、山形新幹線の停車駅となっており、学内に市民バスの停留所がある。第6章でも述べたように、以前は、大学で冬期間のみ駅と本学を結ぶスクールバスを運行していたが、平成23年12月から米沢市街地循環バス南回り路線（右回り・左回り）が運行しており、午前中は駅から本学に向かう右回りが4便、午後は本学から駅に向かう左回りが5便となっており、学生の通学にあった運行形態となっている。そのほか米沢（松原）関根線が本学と米沢駅を結んでいる。敷地内には駐車場が整備されており、来客者をはじめ、教職員及び学生の用に供されている。

また、大学には学生食堂、売店があり、本学内の学生食堂は、民間経営により比較的安価で食事を提供している。土曜日、日曜日又は大学休業期間中は営業していない。

スポーツ施設としては体育館、健康トレーニングルーム、多目的グラウンド、テニスコートが整備されている。体育館はバスケットボール・バレーボールの2面の広さを持っている。

学生の居住施設として学生寮を整備しており、入居を希望する学生のほぼ全員入居している。

また、本学の学生の居住形態は、自宅（家族と同居）が155名、23.9%、アパート・下宿が375名 57.9%、学寮が118名 18.2%となっている（表7-1）。

本学の通学方法は、JR利用者が、92名（14.2%）で、駅又は自宅、アパート・下宿から、自転車・徒歩が多く、自家用自動車は37名（5.7%）にとどまっている。

毎年、前期と後期にそれぞれ、「学生の声」アンケートを実施しているが、平成23年度のアンケートでは、校舎の施設設備については、教室の空調（冷暖房設備の運転・整備）関係、駐輪場の整備関係について意見が出され、学寮については、トイレ・浴室設備、食事内容について、そのほか学食・購買部のメニューについて意見が出されている（資料7-4）。これらの声に対する対応としては、教室の空調関係については、修繕費の中から緊急度の高いものから整備しており、節電対策を行いながら適切に活用している。学寮の食事、食堂・購買部のメニューについては民間の業者に伝え検討を求めている。ただし、すべての要望に対応できない点がある。

表7-1 居住実態別

		自宅	アパート・下宿	学寮	計
国語国文学科 A	1年	14	31	9	54
	2年	8	40	6	54
国語国文学科 B	1年	10	32	11	53
	2年	15	26	13	54
英語英文学科	1年	11	33	13	57
	2年	14	42	15	71
日本史学科	1年	6	34	13	53
	2年	9	34	10	53
社会情報学科	1年	15	30	10	55
	2年	27	30	6	63
健康栄養学科	1年	12	23	6	41
	2年	14	20	6	40
計		155	375	118	648

さらに施設・設備面におけるバリアフリー化の整備状況についても確認しておく。

正面玄関及び学生昇降口にはスロープが、B号館及びC号館には車いすでの乗降可能なエレベーターがそれぞれ設置されており、バリアフリー化への配慮がなされている。しかし、A号館にはエレベーターを設置することができないなどの問題点も存在している。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能してるか

「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」には、第2-（3）-③-エとして、

図書館について、図書購入費を増額し、収蔵図書をより充実させる。更に、レファレンス資料の充実、県立図書館との連携による機能充実、だれもが利用しやすい環境整備を進めるほか、土、日曜日の開館実現を目指す

と定めている（資料7-1 第2-（3）-③-エ）。

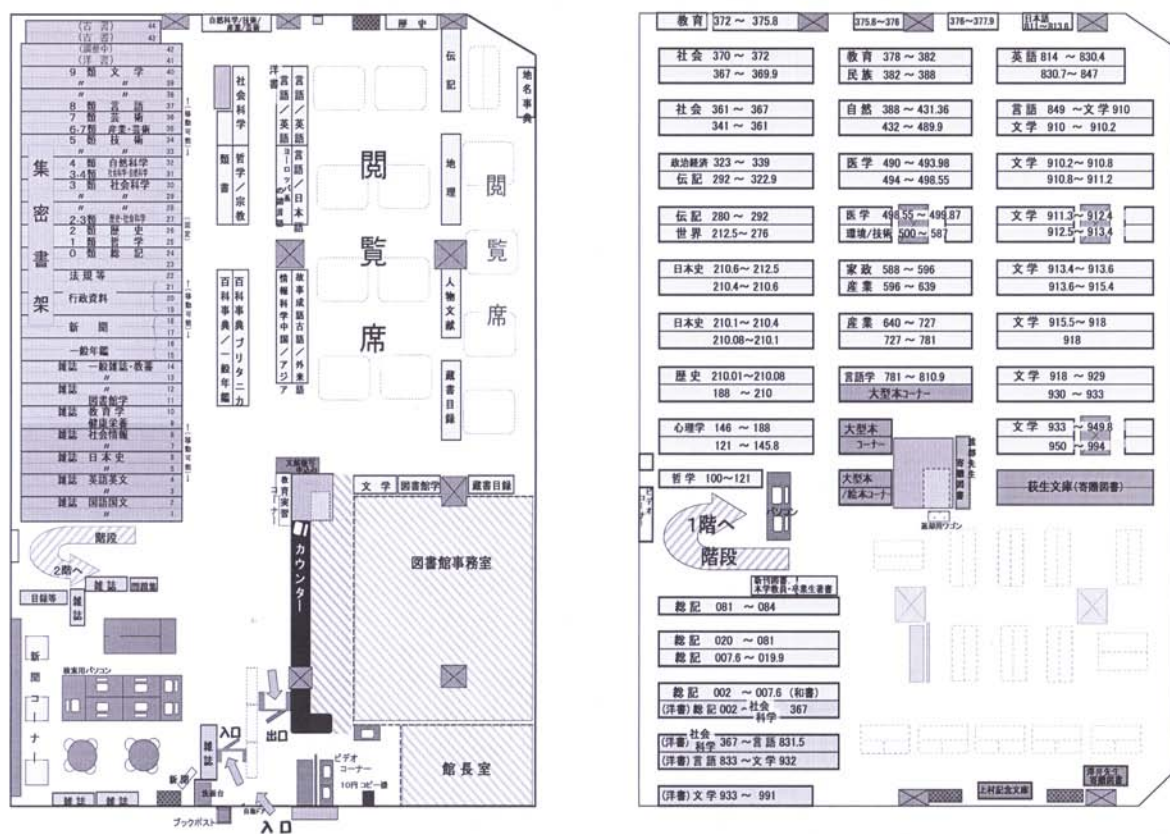
この中期目標に沿った形で、本学の基本理念及び講義内容に即した図書・資料の充実を図っている他、大学等を含む研究機関や公立図書館等と連携しながら、学術サービスの提供に努めるとともに、土曜開館等により、学生・教職員のみならず、地域住民の利用に供している。また、「図書館利用案内」というリーフレットを作成して利用の便宜を図っている（資料7-5）。

以下に、項目に分けて具体的に説明する。

① 図書・図書館の整備

附属図書館は、昭和27年4月に開学と同時に開館し、昭和47年8月本学校舎の新築に伴い、A号館1階西側に移転し、昭和58年11月に現在の場所に移転した。

図7-1 附属図書館配置図



現在の附属図書館はB号館東側の1・2階に位置し、延べ床面積は1,144㎡、閲覧席108席である。

1階には、受付カウンター、閲覧席(52席)、辞書・レファレンス図書コーナー、集密書架、新聞閲覧台、雑誌架の他、パソコン7台、ビデオデッキ3台、新聞・雑誌の閲覧が可能な丸テーブル2台を設置している。

集密書架には、雑誌・新聞のバックナンバー、複本や古くなった図書を中心に一般図書を配架している。

2階には、書架、閲覧席（56席）、パソコン2台を設置している。

2階書架には、洋書を含めた一般図書その他、本学元教授等から寄贈を受けた図書を記念文庫として配架している。

閲覧席は前述のとおり108席であり、1階閲覧席は、新聞・地図等が広げられるよう衝立のない閲覧机としている。また、パソコンについては、館内蔵書の検索以外にも、インターネット利用等が自由にでき、レポート等の作成にも活用されている。

また、入口にブックディテクションシステム（無断持ち出し防止装置）を設置し、カバン等の持ち込みを認めている。

附属図書館の平成24年3月末日現在の蔵書数は、本学の基本理念や講義内容に即した図書を中心に、106,024冊（和書98,521冊、洋書7,503冊）、講読雑誌124種（和雑誌108種、洋雑誌16種）、新聞が10種である。また、視聴覚資料については、DVD24タイトル、ビデオテープ242タイトル、CD-ROMが103タイトルとなっている。特に、新聞については、地方紙は昭和33年から、全国紙も古いもので昭和37年から保管しており、要望があれば、閲覧・利用が可能となっている。

資料の購入の際は、学科推薦の図書を優先的に購入している他、学生の希望による図書の購入も行っている。この他に、他大学から寄贈された紀要等も整理・保管しており、教職員・学生の要望に応じ、貸出・複写を行っている。

また、電子資料として、前記DVDの他に、新聞のオンライン検索システムや科学技術文献情報検索システムを契約し、館内のパソコンはもとより、学内の全パソコンから検索が可能となっており、研究・学習に活用されている。

図書館の利用状況をみると、平成23年度の入館者は、延べ29,197人で、うち学生が27,760人、貸出冊数は、10,190冊、うち学生が8,891冊であり、学生一人当たりの年間貸出冊数は15.1冊となっている（表7-2）。

表7-2 入館者・貸出の状況（平成23年度）

	合計	学 生	教職員	学外者
入館者	29,197	27,760	1,093	344
貸出冊数	10,190	8,891	975	324
貸出人数	5,153	4,536	459	158
学生一人当たりの年間貸出冊数		15.1		

平成23年度の開館日は226日（土曜日は試行開館のため含まず）の開館であったが、平成24年度は、土曜開館の実施により、40日ほど増加予定である。また、開館時間は、平日は9時から17時となっているが、休業期間以外（5月～7月及び10月～翌年1月）は、19時まで2時間延長を行い、学生の利用に供している（表7-3）。

表7-3 時間延長 利用状況（平成23年度）

	学 生	教職員	学外者	計
期間中入館者 延人数	22,474	736	224	23,434
17時以降入館者数	1,348	36	11	1,395
17時以降入館者の割合	6.0%	4.9%	4.9%	6.0%

また、平成23年度から、嘱託職員ではあるが司書が1名増員となったため、5月からほぼ毎週土曜日の試行開館を実施し（表7-4）、継続的な利用が見込まれ、校舎管理等についても、大きな問題がないため、平成24年度から本格実施とし、年末年始等を除く毎週土曜日の9時30分から16時まで開館している。

表7-4 土曜試行開館利用者状況(利用延べ人数)（平成23年度）

	学生	教職員	学外者	計
入館者数	848	35	60	943
貸出人数	173	22	12	207
返却人数	156	13	14	183

（開館日数：40日）

土曜の利用者は、一日当たりの最大入館者が49人、最少入館者が4人、一日平均23.6人と多いとは言えないが、学習のため長時間利用する学生が多く、本学の特長の一つである編入率の高さを支えているといえる。また、土曜日に開講されている公開講座の受講者が図書館を利用することもあり、平日の利用と併せて地域住民の利用促進にも寄与している。

② 図書館の運営及び専門職員の配置

図書館職員については、館長（教員兼務）のほか、司書3名を嘱託職員として雇用し、図書館管理を行う事務職員1名と併せ、5名体制である。

図書館の運営は、「山形県立米沢女子短期大学附属図書館規程」（資料7-6）「山形県立米沢女子短期大学附属図書館利用細則」（資料7-7）等の規程に則り、図書館長・各学科代表の教員・事務局職員から構成される図書館委員会（図書館情報委員会委員の兼務）の審議・承認を経て、行われている。

嘱託職員として採用している司書については、本学司書課程を修了した学生を採用しており、講義内容や学内に精通し、年齢的にも学生に近い立場で、よりきめの細かいサービスの提供を行っている。

また、2時間延長開館の期間は、本学学生のうち、司書課程を選択している学生を雇用しており、司書の指導のもと、窓口業務・配架・PR用の提示物を作成するなど、実質的に図書館実習の役割も果たしている。

③ 学術情報へのアクセス

所蔵図書については、図書館内端末・学内パソコン・本学ホームページから図書館 OPAC に接続することにより、検索が可能となっている。学生については、図書館内及び学内のパソコンから、借りたい本の予約もできるようになっている。

所蔵していない図書については、附属図書館ホームページに、利用できる検索システム等のリンク集を作ることにより、国立国会図書館・GeNii 等の国内検索はもとより、国外の論文等も検索できるように利便性を図っている。

また、従来からの朝日新聞データベースの契約に加え、平成 24 年度からは、科学技術全般などに関する学術論文についての文献情報を検索できるシステム (JDream2) を契約している。

これらの検索で利用したい資料が見つければ、所蔵機関へ文献貸借・複写の申込・取寄せを行うサービスを行っている。

また、他の教育機関等からの依頼にも応じている他、ILL 文献複写等料金相殺サービスの利用も行い、相互協力に努めている等、内外の教育研究機関との連携も深めている (表 7-5)。

表 7-5 相互利用状況

年度			国会 図書館	他大学 (ILL 相殺以外)	ILL 相殺	その他 (公立図書館等)	計
二十三年度	依頼	複写	62	2	141		205
		貸借	39	1	38	9	87
		閲覧		3			3
		計	101	6	179	9	295
	受付	複写		3	84		87
		貸借			6	2	8
		閲覧					
		計		3	90	2	95
二十二年度	依頼	複写	60		73		133
		貸借	5		10	4	19
		閲覧					
		計	65		83	4	152
	受付	複写		6	41	1	48
		貸借		1	4	2	7
		閲覧					
		計		7	45	3	55

また、山形県公立図書館横断検索システムへの参加により県内の公立図書館等の検索が可能となっている他、県内大学・短大で構成される「ゆとり都 OPAC」に参加し、加盟大学等の蔵書検索ができるようなシステムを構築している。さらに、「大学コンソーシアムやまがた」にも参加し、「ゆうキャンパスリポジトリ」において、本学紀要掲載論文の発信・提供も行っている。

④ 図書館の地域開放

学外者の利用については、初回利用時に、身分証明書を提示し、利用者カードの発行を受ければ、利用可能となっており、地域住民等への開放を行っている（表7－6）。

また、前述のとおり、土曜開館も地域住民の利用の促進の役割も担っているといえる。

表7－6 学外者利用状況

	23 年度	22 年度
入館者	344	178
貸出冊数	324	189
貸出人数	158	88

（4）教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

本学における研究論文・研究成果を公表・発信する機会の確保及び支援の様態について現状を説明する。

研究実施体制の整備については、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」第2－2－（2）に、「研究水準の向上のため、柔軟な研究者の配置及び研究環境の向上を図り、研究活動を推進する体制を整備するとともに、研究活動の適正な評価を行い、その評価結果の活用を図る」と定めている（資料7－1 第2－2－（2））。

教員が研究論文や研究成果を公表する機会として、本学では「山形県立米沢女子短期大学紀要」と「生活文化研究所報告」を刊行している。「山形県立米沢女子短期大学紀要」は、「山形県立米沢女子短期大学附属図書館規程」第21条に定める通り、本学における学術研究の成果を発表するため、年1回刊行するものである。ただし、必要があるときは、2回以上刊行することができる（資料7－6 第21条）。投稿の資格は、同じく第22条に本学教員（常時勤務する者に限る）と図書館委員会が認めた者であり（資料7－6 第22条）、本学教員に平等に研究成果を投稿する機会が保証されている。また、「生活文化研究所報告」は、「山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所規程」第7条に定める通り、年1回刊行することを原則としている（資料7－8 第7条）。また、投稿する資格を有する者は、同じく第8条に、所員、客員所員、運営委員会で認めた者と定め（資料7－8 第8条）、全教員が所員となっていることから、全教員に投稿資格が保証されている。

この他には第4章第2節で述べた通り、国語国文学科では「米澤国語国文」、日本史学科では「米沢史学」という研究雑誌を年1冊刊行して、教員の研究成果を発表する場として活用している。

次に研究費・研究室及び研究に専念する時間の確保の現状について述べる。

教員の研究費については、表7-7の通り、すべての学科で適切に配分されている。国語国文学科・英語英文学科・日本史学科の文系よりも社会情報学科・健康栄養学科の理系の方が若干、多く配分されている。また、健康栄養学科の助手にも均等に個人研究費を配分している。

表7-7 平成24年度 個人研究費の配分額 (単位：円)

	教授	准教授	講師	助手
国語国文学科	229,000	229,000		
英語英文学科	229,000	229,000	229,000	
日本史学科	229,000	229,000		
社会情報学科	293,000	293,000		
健康栄養学科	293,000	293,000		92,000

また、研究室は教授、准教授、講師にはそれぞれ研究室が割り当てられ、助手(嘱託助手も含む)には合同の研究室などが割り振られている。全教員には一台ずつパソコンが割り振られ、定期的に更新されている。各パソコンは学内のネットワークによって接続されているとともに、インターネット環境も整えられている。研究に専念する時間の確保についても、専任教員(助手を除く)については裁量労働制を採用して(資料7-9 第13条)、教員の研究の内容や特性に応じた研究時間の確保が図られている。

教員が長期間にわたって研修を行う制度として、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員のサバティカル研修に関する規程」を定めている(資料7-10)。この規程は、教員の教育研究能力の向上を図り、もって本学の教育研究の発展に寄与することを目的としている(資料7-10 第1条)。具体的には、原則前期か後期に、海外での研修も含めて学務から離れて研究教育能力の向上のための研修を行うものである。

また、教育研究支援スタッフの人的配置については以下の通りである。

教育研究を支援する体制については、本学事務局があたっている。事務局組織は、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学事務組織規程」により、総務課、教務学生課、法人企画担当が置かれるとともに新県立大学の準備のための人員が配置されている(資料7-11 第2条)。そのうち、教育支援に関しては、教務学生課職員が深く関与している。教務学生課は、平成24年度現在では課長・係長のほか4名の主査・主事が置かれ、さらに看護師1名から構成されている。この教務学生課が学務・補導厚生・進路指導に関わる全般の事務に当たっている。

総務課では主として教職員に関わる業務が執り行われているが、学内施設・学内行事に関すること、学生食堂・学生寮などの運営に関わることに携わっており、教職員に関することだけではなく学生生活支援にもあたっている。

（５）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、倫理委員会と動物実験委員会を設けて研究倫理の遵守が図られている。以下に各委員会に分けて説明する。

〔倫理委員会〕

直接「ヒト」を対象とした医学、生物学及びその関連諸科学の研究に取り組む場合については、国民の健康の保持増進を図る上での疫学研究の重要性と学問の自由を踏まえつつ、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報保護その他の倫理的観点並びに科学的観点から、適切な実施を図ることが求められている。そのために、倫理的配慮の周知、倫理審査委員会の設置、倫理審査委員会への付議などの必要な措置を講じることとされており、本学においても、「公立大学山形県立米沢女子短期大学倫理審査規程」を制定し、倫理委員会を設置し、直接「ヒト」を対象とした研究の審査を行い、承認を受けたもののみが研究を実施している（資料7-12）。

次に研究倫理に関する学内規程の整備状況について確認する。

「公立大学山形県立米沢女子短期大学倫理審査規程」は、直接「ヒト」を対象とした研究に取り組む場合にヘルシンキ宣言の精神に則り倫理的配慮が適切なものが審査することを目的とし、委員会の開催に関し必要な事項（山形県立米沢女子短期大学倫理委員会の設置、組織、運営、職務、審査方法、研究審査の申請など）について定められている。

研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営状況については以下の通りである。

本学の倫理委員会は、自然科学の有識者、人文・社会科学の有識者、一般の立場を代表する者、学外の外部委員の男女両性で構成され、学長から委嘱されている。

倫理委員会は、研究の妥当性、信頼性、安全性など倫理上の重要事項について審査を行っている。平成23年度の倫理委員会については、1回（8月）開催され、3件の研究を審査し承認した。

〔動物実験委員会〕

動物実験については、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適切な実施を図ることが求められている。そのために、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施結果の把握、教育訓練等の実施、基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証、情報公開などの必要な措置を講じることとされており、本学においても、「山形県立米沢女子短期大学動物実験規程」を制定し、動物実験委員会を設置し、動物実験計画の審議を行い、承認を受けたもののみが動物実験を実施している（資料7-13）。

同じく動物実験における研究倫理に関する学内規程の整備状況について確認する。

本学の動物実験規程は、動物実験を科学的かつ倫理的に行うとともに、動物福祉の観点から適正な動物実験の実施を図ることを目的としている。また、動物実験の実施に関し必

要な事項（山形県立米沢女子短期大学動物実験委員会の設置、役割、組織、運営、動物実験計画の立案、申請、報告、動物の飼育管理など）について定められている。

同様に動物実験における研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営状況は以下の通りである。

本学の動物実験委員会は、研究・地域貢献・連携担当の理事、健康栄養学科長、動物実験に関して優れた見識を有する者、実験動物に関して優れた見識を有する者、その他学識経験を有する者の5名から構成され、学長から委嘱されている。

動物実験委員会は、動物実験計画及び動物実験結果について審議するとともに、学内の実験動物の飼養、保管状況について調査を行っている。

平成23年度の動物実験委員会については、2回（4月、10月）開催され、7件の動物実験計画を審議し承認した。

2. 点検・評価

教育研究の基幹となる図書館、学術情報サービスは十分に機能しているかどうかについては、結論から先に言えば十分機能していると言える。

図書の整備状況については、各学科ごとに必要な図書・資料は、学科からの推薦を受け毎年購入しており、この他に、レファレンス図書の購入や電子資料(データベース)の契約等により充実を図っている。また、学生希望図書や司書選書の購入により、学科関連図書のみならず、教養・娯楽面の学生の要望にも答えている（表7-8）。

表7-8 資料購入実績

（単位：円）

種 別		購入金額		備考
		23年度	22年度	
図 書	学科推薦	912,476	776,945	各学科及び図書館分
	学生希望図書	506,081	354,413	
	司書選書	599,156	604,560	
	継続図書等	245,953	38,345	
	キャリア支援図書	95,422	96,663	
	図書小計	2,359,088	1,870,926	
	レファレンス図書	499,431	497,158	特別配分
	図書合計	2,858,519	2,368,084	
雑 誌	和雑誌	1,656,712	1,853,576	
	洋雑誌	866,624	936,142	
	雑誌合計	2,523,336	2,789,718	
資料購入費 合計		5,381,855	4,660,644	

利用面の配慮としては、平日の開館時間延長に加え、土曜開館による利便性の向上を図っている。

また、嘱託職員ではあるが司書3名を配置し、館長の指示の下、図書館委員会で決定された方針に基づき、図書館学教員等の助言も受けながら、よりきめ細かいサービスを行っている。

学術情報へのアクセス面でも、平成23年度は前年の倍近い相互利用の依頼・受付の件数（表7-5 相互利用状況参照）となっており、十分な機能を果たしている。

地域開放についても、地域貢献の観点から積極的に行っており、身分証明書の提示と資料利用が目的であることが確認できれば、誰でも利用できる体制としており、さらに土曜開館により、学外者にとっても利用しやすい環境を整えつつある。

また、教育研究を支援するスタッフについては、最低限、必要な人員・体制を確保している。また、教員の研究環境についても、各研究室が確保され、研究費や研究成果の公表の機会も平等に保証されている。研究時間も柔軟に運用できる制度を採用している。

①効果が上がっている事項

教育・研究に必要な環境整備に関する方針は、本学の「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」において明確化されている。

また、図書館については、土曜開館等開館日の増加を図っている他、図書館ホームページの検索リンク集などの活用や、研究機関や県内公立図書館等との相互貸借等の連携により、学生や教職員の利便性の向上に努めている。

研究費の取り扱いについては、法人化以前は、旅費・備品費・役務費などの区分に分かれ、実際の研究状況に応じて費目を変更することが難しかった。しかし、法人化後にはその区分が取り払われたことで、研究費を柔軟に使用することが可能となった。

研究倫理については、直接「ヒト」を対象とした研究に関しては、ヘルシンキ宣言の精神に則った倫理的配慮を図った適正な研究の実施が図られている。

動物実験については、規程が制定されたことにより教職員に周知が図られ、動物実験を科学的かつ倫理的に行うとともに、動物福祉の観点から適正な動物実験の実施が図られている。

②改善すべき事項

教育研究環境の整備については、整備方針の内容は既存の施設・機器などの維持・更新が中心となっている。また年度予算は県からの運営交付金などを基に事務局ベースで作られるが、教育・研究現場からの要望をより多く反映させるように工夫する必要がある。

研究室については、先述のように各教員に割り当てられているが不備な点も存在している。特にA号館は、研究室を隔てている壁の遮音性が極めて低く課題としてあげられる。さらに教室についても十分とは言えない。季節によって寒暖の差が激しい米沢では、冬期間は集中スチーム暖房と補助的にストーブを使用して凌いでいるが、夏期は窓を開放する以外なく、エアコン未設置の教室では快適な教育環境を確保しているとは言い難い。エアコン未設置の教室が多くあることから、その設置が望まれる。

一方、食堂についても、全学生約600名の本学としては、十分な規模とは言えず、昼食

時には、食堂には収容しきれず、周囲の教室を利用している学生もいる状況である。

バリアフリーについては、前述のように正面玄関・学生昇降口にスロープを設け、B号館とC号館にはエレベーターを設置している。この点では、バリアフリー化への配慮を行ってきているものの、A号館にはエレベーターを設置することが出来ないという課題が残っている。

また、図書館については、土曜開館時に緊急事態が発生した場合を想定すると、対応体制が十分とは言えない面があり、図書館のみでなく庁舎管理の関係部署とも協議しながら、セキュリティ面の強化を図っていきたい。

研究費としての外部資金の獲得は、現在の大学の置かれた環境では重要な問題の一つであるが、本学は外部資金の獲得については、教員個人の力に頼っている。外部資金獲得をさらに助けるための仕組みをどのように組織的に構築していくかが課題である。

教育研究を支援する体制については、第9章でも詳しく述べるように、事務局職員は山形県から派遣され、おおよそ3年前後で交替している。こうしたシステムは人事の活性化や透明性の確保といった点では有益ではあるが、教育研究の現場である本学としては、複雑な学内業務に精通した事務局職員を育成していくことが困難な状況とも言える。将来的には本学の専任職員を採用することが必要である。

以上の点とも関わるが、事務局職員が3年前後で交替してしまうため、学内業務を理解した頃に交替してしまい、また新しい職員が派遣されてくるために事務引き継ぎや職務内容の理解という観点からすると、非効率的な状況と言える。専任職員の採用の他に、SD研修の充実を図る必要がある。

本学の教員が研究成果を公表する場については、その媒体として『山形県立米沢女子短期大学紀要』と『生活文化研究所報告』があるが、現段階では査読制度の導入は行っていない。この点については紀要類をどのように本学として位置付けるのか、という問題が存在していることから、全学的な検討が必要である。

研究倫理については、直接「ヒト」を対象とした研究については、学内においてその研究状況や研究成果を周知することにより、共通理解を深めていく必要がある。

また、本学における動物実験が適正に実施されていることを更に周知していく必要がある。そして、学内においても動物実験の状況や研究の成果を周知することにより、共通理解を深めていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教育研究等の環境整備に関しては、方針はすでに明確化されているので、次はその実質化が問われるであろう。たとえば、「中期計画」に書かれているように、「学生が自由に意見を述べるために設置されている「意見箱」に寄せられた学生の意見」、すなわち「学生の声」アンケートを生かせるように予算作成の手順を工夫するといった取り組みが必要である。

図書館については、図書館ホームページの活用や、大学図書館においては主流となって

きている有料の Web データベースや電子ジャーナル等の導入の検討により、さらなる利便性の向上に努めていきたい。

研究費の取り扱いについては、法人化以前と比べればだいぶ良くなったとはいえ、さらに充実させていく必要がある。

動物実験については、今後とも適正に実施することが重要である。そのため、関係者が法律、飼養保管基準、基本指針などの基本的考えを理解し、適正な動物実験規程の制定、動物実験委員会の運営を行うことがより重要である。

②改善すべき事項

教育研究等の環境整備については、学科や委員会からは、「年度計画」を策定する際に「年度計画予算配分要求書」を提出して、必要な予算措置を要求できるが、たとえば資格科目担当教員のように、「年度計画」に担当項目がない場合は新たな予算要求ができないので、この点は改善を要するだろう。

また教育環境の整備方針に比べて、研究環境の整備方針の記述は少ない。研究環境の整備は各教員の研究費を通じて行う側面もあるが、新聞や雑誌論文のデータベース、高額な統計分析ソフトなど、共通基盤的な研究設備・機器に関しては、全学的な整備方針の下で導入・更新すべきである。そのような全学的な調整を行うための具体策を検討する。

教員の研究室の不備、エアコン未設置教室が多い点、食堂の収容力の問題、より徹底したバリアフリー化の問題については、施設設備の充実に関わる問題であり、予算がともなうことから、現実には簡単に改善できるものとは言えない。しかし、教室へのエアコンの設置など、出来るところから少しずつでも実現していくとともに、予算として計上して、その必要性を山形県に要望していく。

図書館に関しては、「中期目標」では、土曜開館の他に、日曜開館も検討することになっているが、現在の図書館職員体制では、毎週土曜・日曜両日の開館への対応は困難な面があり、庁舎管理面と併せて検討が必要である。また、現行の土曜利用者数を勘案すると、日曜開館については、人件費・光熱水費等も含めた費用面からの検討も必要であろう。

また、現在の司書は嘱託職員のため最長3年の雇用となっており、館長・事務職員も交替の期間等を考え合わせると長期的な視野に立った図書館運営のためには、少なくとも1名は正規職員として司書の雇用が検討されるべきと思われる。

さらに、年々増加する蔵書の保管場所の確保も、将来に向けて検討していく必要がある。

外部資金の獲得については、そのために専門の職員を置くことが、一つの方策として考えられるが、人件費の問題もあり、当面はその可能性について検討していく。同時に本学の専任職員についても、予算が伴う問題であるため困難な課題であるが、その可能性を探っていく。また、3年前後で交替していく事務局職員に対するSD研修については、自己評価改善・SDFD委員会で具体的な内容やプログラムについて検討する。

教員の研究成果の公表の場である紀要類の査読制度の導入については、全学的な議論が必要であり慎重に検討していく。

直接「ヒト」を対象とした研究は、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報の保護その他の倫理的観点並びに科学的観点から、今後とも適正に実施することが重要である。そのため、関係者が基本的考えを理解し、適正な直接「ヒト」を対象とした研究の実施、倫理委

員会の運営を行うことがより重要である。

本学における動物実験を実施しているのは健康栄養学科のみであるため、動物実験の計画者と動物実験委員会委員との重複が起きるという問題はある。また、新四年制大学へ移行する間に、外部委員への委嘱等改善策を講じる必要があるかどうかについては、さらに検討していく。

4. 根拠資料

- 7-1 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出1-8）
- 7-2 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画（既出4-1-5）
- 7-3 平成24年度年度計画（既出1-4）
- 7-4 平成23年度前期「学生の声」アンケート 後期「学生の声」アンケート
（既出4-3-6 4-3-7）
- 7-5 図書館利用案内
- 7-6 山形県立米沢女子短期大学附属図書館規程
- 7-7 山形県立米沢女子短期大学附属図書館利用細則
- 7-8 山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所規程（既出2-3）
- 7-9 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- 7-10 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員のサバティカル研修に関する規程
- 7-11 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学事務組織規程
- 7-12 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学倫理審査規程
- 7-13 山形県立米沢女子短期大学動物実験規程

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学には、地域社会の生活文化の向上に貢献するための附属機関として附属生活文化研究所がある。これは開学の翌年(昭和28年)に設立されて以来今日まで続く研究所であり、本学のすべての教員が研究所員として関わっている(資料8-1 第3条)。その業務内容は、生活文化関連の調査及び研究、生活文化関連の地域共同研究、調査研究資料・成果等の刊行、外部機関からの依頼・相談窓口、大学間及び地域連携事業、外部資金導入関連、その他研究所が必要と認める事業の8つである(資料8-1 第2条)。

本学の社会連携・地域貢献活動はこの生活文化研究所を拠点として実施する方針をとっており、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」第2の「3 社会貢献に関する目標」にも「(1) 地域貢献の推進」を行うべく、次のように定められている(資料8-2 第2-3-(1))。

地域と大学の窓口として生活文化研究所の活動の活性化を図るなど、行政、他の教育機関、研究機関、県内企業等との連携の強化を図るとともに、教員、学生が積極的に地域に関わり、地域を創っていく「地域創造」の取組みを推進する。

また、地域のニーズに合わせ広く学びの機会を提供するなど、大学が有する教育研究成果の地域への還元を図る。

こうした方針に基づき、生活文化研究所の円滑な運営を図るために、教職員8名(所長、所長所属以外の各学科1名の選出委員、事務局次長、事務局選出委員、庶務担当職員)からなる運営委員会(資料8-1 第4条)を組織して定期的に事業の実施状況を点検し、現状の改善点や次年度計画等を協議している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では教育研究の成果を社会に還元するため、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」第2の「3 社会貢献に関する目標」の中で「(1) 地域貢献の推進に関する具体的方策」を次のように定めている(資料8-3 第2-3-(1))。

- ア 県、あるいは市町村と本学との定期的な協議・意見交換の場を設置し、本学に求められるニーズの正確な把握に努める。
- イ 地域貢献に益する情報を広く収集し、大学に求められる多様な地域課題に応じられる体制構築を目指す。
- ウ 県民を対象とした公開講座を1年間に10回以上開催し、公開講座を含めた各種の学習機会を民間企業等とも連携し、計画的に提供する。

- エ 県内にある大学のほか、近隣県の大学等との間で、単位互換をはじめとする教育研究、編入学、教職員・学生交流などの連携を強化する。
- オ 高校と連携し、高校教員による学生の基礎学力の補完を図るとともに、相互のカリキュラムの調整や高校での生活状況の情報交換など、より進んだ高大連携のあり方も検討する。また、高校生への短大教員による出前講義等を通じ、地域教育への貢献を行う。
- カ 開かれた高等教育機関として、地域の歴史・文化を後世に伝える講座、県民のIT活用能力を高める講座、食と健康の重要性を子供やその親に伝える講座など地域のニーズに即した公開講座等を実施するなど、生涯学習機会を提供する。
- キ 成人の職業教育の再教育の場を提供するために、キャリア支援センターの講座を、資格取得を目指す学外の社会人にも開放することを目指す。
- ク 教員の研究成果の発表場所として生活文化研究所の機能を更に充実させるとともに、研究成果を地域に還元する施設として、より開かれた研究施設とするよう地域と連携した改善策を講じる。

また、国際交流関連では、同じく「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」第2の「3 社会貢献に関する目標」の中で「(2) 国際交流、国際化の推進に関する具体的方策」を次のように定めている(資料8-3 第2-3-(2))。

- ア 「海外語学実習」をより充実させ、姉妹大学との交流を一層密にする。
- イ 教員が半期程度海外の諸研究機関において研修に励むことが可能となる制度を構築し、国際化に応じた多くの研修成果を広く地域に還元する。
- ウ 本学外国人講師による公開講座、国際化に関わる講演会の開催等を通じて、地域の国際化に積極的に協力する。

これらの方針に沿って、平成24年度の「年度計画」では、以下のような地域貢献にかかわる実施項目を掲げ(資料8-4 第2-3-(1))、年度内に目標を達成するべく生活文化研究所を中心に活動を続けている。

- ・ 地域が大学に求めるニーズの的確な把握に努めるため、的確なニーズの把握方法を検討のうえ実施する。
- ・ 教員の専門分野を生かし、地域が求めるものを題材とした共同研究を積極的に支援する。研究成果は地域に還元できるよう努めるため、地域貢献にかかわる共同研究事業として有益なものを複数採択し、事業費の配分並びに事業執行の援助を行う。
- ・ 県民ニーズに即した公開講座、学生が主体となる「こども大学」を開催し、地域に対する学習機会を提供する。
- ・ 単位互換可能な他大学・学部との連携体制について、問題点の整理と対策案の策定を行う。単位互換については、積極的に広報しているが、希望学生が極めて少ない

のが現状である。本年度は、この現状がいかなる理由によるかを検証する。

- ・高大連携を促進させ、活性化をはかる。
- ・キャリア支援講座の学外公開を目指す。
- ・教員の研究成果の発表の場としての生活文化研究所活動について、教員より様々な手法・アイデア・要望等の調査を行う。『生活文化研究所報告』の電子公開を進め、従来の冊子による発刊とともに、広く地域に研究成果を公表する。アンケート等を通じ、地域のニーズを把握し地域と連携した生活文化研究所を目指す。

また、国際交流・国際化の推進については、同「年度計画」において以下の実施項目を掲げ（資料8－4 第2－3－(2)）、英語英文学科を中心に年度内での目標達成に向けて努力している。

- ・「海外語学実習」の充実に向けた検討や取り組みを行う。引き続き実習内容の見直しや実習科目名等についての検討を行う。実習実施を全学生に周知する。安全かつ実り豊かな実習となるように十分な事前指導を行うとともに、実習中の学生支援の充実を図る。また、奨学金の獲得を行い参加学生の人数確保と経済的援助を行う。
- ・海外研修を含むサバティカル研修の充実を図る。
- ・地域の国際化に積極的に協力するため、本学外国人講師による公開講座等を開講する。

2. 点検・評価

本学は教育研究成果を社会に還元するため、公開講座並びに「米短こども大学」の開催、学外者との共同研究及びその報告書の刊行、「生活文化研究所報告」の定期刊行、出前講座への講師派遣、「総合教養講座」の一般公開、附属図書館の一般開放、高大連携、「海外語学実習」に伴う姉妹大学との交流、本学外国人講師による公開講座など、地域貢献・社会貢献活動に積極的に取り組んできた。とくに平成21年度に法人化された以降は、毎年「年度計画」を立て、年度末に達成度を点検して自己評価を着実に実行しており、社会連携・地域貢献並びに国際交流・国際化の推進についてはほぼ目標を達成してきただけでなく、「年度計画」以上の成果を挙げた実施項目もある。

①効果が上がっている項目

直近3年間の「業務実績報告書」（資料8－5 8－6 8－7 各第2－3）から、社会連携・地域貢献関連で効果を上げている主な項目を拾い上げると次のようになる。

- ・平成22年度には、本学が行い得る公開講座・出前授業及び教員の研究内容を紹介

するパンフレット『よねたんマル得活用ブック』（資料8－8）を作成し、米沢市をはじめとする置賜管内の市町村、小・中・高等学校並びに学園都市推進協議会へ配布した。併せて、アンケートを配布し地域が求めるニーズの把握に努めた。平成23年度の出前授業等への講師派遣依頼は19件あり、延べ38回の講師派遣を行っている（資料8－9）。

- ・研究費の支援を行った学外者との共同研究5件のうち、平成21年度は3件、22年度は4件、23年度は3件が地域貢献にかかわる研究であった。
- ・地域の一般住民を対象とする公開講座を毎年4講座（延べ10回前後）開講し、加えて米沢市児童会館と共催の小学生向け公開講座を延べ3回開講した。
- ・平成21年度には、高畠高校、米沢工業高校（専攻科）からの受講生を受け入れるとともに、編入学を希望する学生への支援も兼ねて、高校教諭による小論文講座を開催した。また、小国高校から体験受講生の受け入れも行うなど、高大連携の一層の活性化を図った。
- ・飯豊町教育委員会と共催の『いいで・米短こども大学』（学生ボランティア10名前後参加）を本学及び飯豊町内において3日間開催した（東日本大震災の影響で開催できなかった平成23年度を除き、24年度で8回目となる）。
- ・平成21年度から毎年、松川小学校の児童及び保護者を対象とした『松川こども大学』（学生ボランティア10名前後参加、24年度で4回目）を1日開催している。
- ・平成23年度には『生活文化研究所報告』39号を発行するとともに、これまでに発行済みの報告冊子の電子公開に向けて学内教員の著作権移譲の手続きを進め、24年度の電子公開に向けた準備を行った（著作権譲渡に関する規定は、資料8－1 第10条）。

また、国際交流・国際化の推進関連で効果を上げている項目は次の通りである。

- ・海外語学実習については、平成23年度に日本学生支援機構の留学生交換支援制度の奨学金を受給し、参加学生の経済的負担軽減が図られた。
- ・平成22年度に海外研修も含めた「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員サバティカル研修に関する規程」（資料8－10）を制定した。
- ・平成19年度以降毎年、米沢市児童会館と共催で小学生向け英会話の公開講座を3日間開講している（本学外国人講師が担当し、学生ボランティア3～4名参加、24年度で6回目となる）。

②改善すべき項目

直近3年間の「業務実績報告書」（資料8－5 8－6 8－7 各第2－3）から、社会連携・地域貢献関連で改善すべき項目を挙げれば次のようになる。

- ・平成22年度に作成した地域貢献パンフレット『よねたんマル得活用ブック』に添えて本学へのニーズを把握するためのアンケートを配付したが、郵送によるアンケートの回収率は低かった。そこで、翌年度から本学開催の公開講座やシンポジウム

においてアンケートを配布するように変更したが、本学の講座に参加した人たちの意見ばかりなので、本学ホームページを利用するなど配布先を広げる必要がある。なお、アンケートの内容については24年度内に見直すことにしている。

- ・「大学コンソーシアムやまがた」の単位互換制度の利用を勧めるため広報を行っているが、大学間の移動に長時間を要する等の理由により希望者がいなかった。地理的な要因のため難しい面もあるが、今後も利用者を増やす努力を続ける。

また、国際交流・国際化の推進関連で改善すべき項目は次の通りである。

- ・海外研修制度については、平成22年度策定の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員サバティカル研修に関する規定」で運用可能だが、研修教員の代替が得られないと研修を取得することが難しいため、代替教員を確保しやすくするための予算措置等が望まれる。

さらに、本学の公開講座については、平成24年度から予算が大幅に減ることになったため、その対応が課題となっている。平成23年度に実施した公開講座の実績は、資料8-11（第3項）の通りで、4講座（延べ8回実施）を開講したが、いずれも受講定員を下回っている。受講者の中には毎年続けて受講される方も多く、アンケート（2回以上開く講座のみ実施）の結果からは概ね好評を得ていると思われる（資料8-12 8-13）が、今後は、地域社会のニーズの高いテーマを設定する、実施する曜日（これまでは全て土曜日）や時間帯を変えるなど、受講者を増やしていく努力を絶えず行っていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

ここでは、上で点検・評価を行った事柄の中から将来に向けて検討を要する項目を取り上げる。

①効果が上がっている項目

生活文化研究所で最も大きな予算配分を占める学外者との共同研究は、法人化翌年の平成22年度に、(a)地域貢献にかかわる研究、(b)外部資金の導入を目指す基礎的研究の二つに分けて募集するように改められた。(a)、(b)ともに最長3年まで継続できるが、(b)の場合は採択の翌年度（遅くとも2年以内）に科研費など外部資金獲得のための申請を行うことが条件として課せられた（資料8-14）。毎年5件前後の共同研究が実施されているが、平成23年度は全5件のうち(a)が3件、(b)が2件、平成24年度は全6件のうち(a)が3件、(b)が2件、(a)と(b)を兼ねた研究が1件であった。法人の運営や研究活動の活性化という面から、外部資金の獲得は地域貢献と並んで重要な課題の一つとされる。(a)と(b)は必ずしも一致する目的とは限らないが、平成24年度に両者を兼ねた研究申請が現れたことは望ましい傾向である。今後は、こうした方向の研究が増えるよう支援を続けていく方針である。

②改善すべき項目

本学の公開講座はこれまで米沢市生涯学習委託講座として開催されてきたが、諸般の事情により平成24年度からは本学法人の予算で賄われることとなった。これに伴い、残念なことに公開講座の準備等に使用できる予算が大幅に減ってしまった(資料8-15 8-16)。平成24年度はこれまで通り4講座(延べ10回)の開講が予定されていて問題ないが、来年度以降どうなるかが懸念される。本学の地域貢献事業の大きな柱の一つである公開講座を安定的に継続し、個々の講座を企画・担当する講師の意欲を高めるためにも、来年度以降の予算拡大に向けて様々な方策を生活文化研究所として検討していく。

また、公開講座の内容については、概ね好評を得ていると判断されるものの受講者数を増やす努力は継続的に行っていく必要がある。具体的には広報の方法や開講曜日・時間帯の変更などを検討する。

4. 根拠資料

- 8-1 山形県立米沢女子短期大学生生活文化研究所規程(既出2-3)
- 8-2 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標(既出1-8)
- 8-3 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画(既出4-1-5)
- 8-4 平成24年度年度計画(既出1-4)
- 8-5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成21年度 業務実績報告書(既出4-2-2)
- 8-6 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成22年度 業務実績報告書(既出4-2-3)
- 8-7 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成23年度 業務実績報告書(既出2-4)
- 8-8 よねたんマル得活用ブッケー地域のみなさまに向けてー
- 8-9 H23 派遣依頼受付簿
- 8-10 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員のサバティカル研修に関する規程(既出7-10)
- 8-11 平成23年度事業報告
- 8-12 H23「源氏物語を読む」アンケート集計
- 8-13 H23「初めての古文書」アンケート集計
- 8-14 生活文化研究所共同研究募集要項
- 8-15 山形県立米沢女子短期大学公開講座規程
- 8-16 山形県立米沢女子短期大学公開講座規程実施要綱

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 現状の説明

(1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の理念・目的の実現に向けた管理運営方針の明確化について、はじめに現状を説明する。

本学の「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」（資料9-1-1）の実現に向けた、本学の管理運営に関する方針は、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学定款」（以下「定款」という。）第23条により、「法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる」とされ（資料9-1-2 第23条）、その「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学業務方法書」では業務運営の基本方針として、第2条で、法人は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第25条第1項の規定により「山形県知事に指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるもの」とされている（資料9-1-3 第2条）。

法25条に基づき、知事に指示された「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」（資料9-1-4）、法26条により中期目標を受けて当法人で定め設立団体である山形県の承認を受けた「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」（資料9-1-5）では、法第27条により「中期計画」の実現のために各年度の「年度計画」を定めており、ホームページに掲載し、本学教職員のみならず、広く一般に公開している。下記に「中期目標」（資料9-1-4 第3-1）、「中期計画」（資料9-1-5 第3-1）及び平成24年度の「年度計画」（資料9-1-6 第3-1）の該当箇所を以下に掲げる。

中期目標

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長のリーダーシップのもと、法人の機動的、効率的な運営体制を構築するとともに、学外の有識者及び専門家を積極的に任用し幅広い意見を求め、開かれた大学運営を図る。

中期計画

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ア 運営体制を効率的なものとするために、理事長のリーダーシップのもと、学内の委員会を不断に検証し、機能性を高めるための改善を必要に応じて行う。
- イ 法人の理事や、経営審議会委員及び教育研究審議会委員について、外部有識者等を登用し学外の広く斬新な意見を取り入れるなど、大学運営の透明性を高める。

平成24年度年度計画

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学的な運営体制の構築を行う。中期目標の実現に向けた学内での検討を活性化させる。①定期的な検討の機会を設け、問題点の把握に努める。②全学的運営体制について教育研究審議会及び経営審議会で検討する。③若手教員による将来計画検討会を設置し、全学的な運営体制について検討を行う。④学内委員会の整備に努める。
- ・ 学外有識者の意見を聴取して、学内運営に資する。審議会での意見を学内運営に適切に反映させる。

次に法人組織と教学組織の権限と責任の明確化についても現状を述べる。

定款第9条で「理事長が法人を代表し、その業務を総理する」と規定されて、法人の業務について、理事長のリーダーシップのもと機動的に効率的な運営体制を確保されている。

その法人の業務の範囲は、定款第22条において次のとおり定められている（資料9-1-2 第22条）。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する事務を行うこと。

法人の役員は、定款第8条により理事長、5名以内の理事及び2名の監事からなっている。理事は、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の組織及び運営に関する規則」（以下「組織・運営規則」という。）第2条により、総務・経営担当、教育・学生支援担当、研究・地域貢献・連携担当、経営担当及び地域貢献・連携担当の5名とされており、そのう

ち経営担当及び地域貢献・連携担当の理事は法人の役員又は職員でないものとし、学外から任命することとされている（資料9-1-7 第2条）。現在の役員は資料9-1-8の通りである（資料9-1-8）。

組織・運営規則

第2条 理事の担当、兼務する職及び所掌業務は、次の表のとおりとする。

担当	兼務する職	所掌事務
総務・経営	事務局長	総務及び経営に関すること
教育・学生支援	学生部長	教育及び学生支援に関すること
研究・地域貢献・連携	図書館長	研究、地域貢献及び連携に関すること
経営		経営に関すること
地域貢献・連携		地域貢献及び連携に関すること

理事長が経営上及び教育研究上重要な事項に対し意思決定をする際には、上記の経営審議会及び教育研究審議会の議を経ることとされている。

経営審議会は、法第77条第1項の規定に基づいた定款第14条により法人の経営に関する重要事項を審議する機関として設置され、理事長、理事5名、法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから学長が任命するもの2名の計8名で構成されている（資料9-1-2 第14条）。経営審議会の審議事項は、定款第17条で次のように定められており、その運営は、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学経営審議会規程」（資料9-1-9）によりなされている。

- （1） 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- （2） 中期計画及び年度計画に関する事項のうち法人の経営に関すること
- （3） 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち法人の経営に関するもの
- （4） 学則（法人の経営に関する部分に限る）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- （5） 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- （6） 大学、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- （7） 職員の人及び評価に関する事項（教員については、定数その他の法人の経営に関する部分に限る。）
- （8） 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- （9） その他法人の経営に関する重要事項

また、教育研究審議会は、法第77条第3項の規定に基づき、定款第18条により教育研究に関する重要事項を審議する機関として設置され、学長、学長の指名する理事（教育・学生支援担当、研究・地域貢献・連携担当、地域貢献・連携担当（外部からの理事））の3名、学科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち学長が定める者として自己評価改善・SDFD委員会委員長、総務会議長、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから学長が任命するもの2名の計8名で構成されている（資料9-1-2 第18条）。教育研究審議会の審議事項は、定款第21条により次のとおり定められており（資料9-1-2 第21条）、その運営は、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教育研究審議会規程」（資料9-1-10）によりなされている。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（経営審議会の審議事項を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営審議会の審議事項を除く。）
- (3) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（経営審議会の審議事項を除く。）
- (4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員の人事及び評価に関する事項（定数その他法人の経営に関する部分を除く。）
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の終了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育及び研究状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

それぞれの審議会の委員に学外から任命された理事のみではなく、大学経営・大学に関し広くかつ高い識見を有するものとして学外委員2名が任命され、幅広く学外の有識者の意見・提言が法人・大学運営に取り入れられる体制が取られており、公立短期大学として開かれた大学運営の確立に寄与している。

また、法人には2名の監事が置かれ、「公立大学山形県立米沢女子短期大学監事監査規程」に基づいて、財務諸表(平成21年度～平成24年度)（資料9-1-11）、事業報告書（平成23年度）（資料9-1-12）に対する監査を受けており、大学運営につきチェックを受けている。

ついで本学の教授会の権限と責任の明確化についても確認しておく。

学務上の重要事項を審議するため、山形県立米沢女子短期大学教授会が「山形県立米沢

女子短期大学学則」(以下「学則」という。)第34条の規定により設置され(資料9-1-13 第34条)、「山形県立米沢女子短期大学教授会規程」(以下「教授会規程」という。)(資料9-1-14)により運営されている。

学則35条第2項により教授会の構成員は、学長、教授、准教授、専任の講師及び助教とされ、事務局職員は、議長の承認のもと教授会に出席して審議事項に関して説明をすることができるが、議決に加わることはできない(資料9-1-13 第35条第2項)。

教授会の審議事項は、学則第36条において次のとおり定められている(資料9-1-13 第36条)。

- (1) 学生の入学、卒業、退学、休学、賞罰その他の身分に関すること
- (2) 学科課程、授業、試験及び単位の認定に関すること
- (3) 学生の補導厚生に関すること
- (4) その他、本学の教育研究に関する重要事項

なお、第9条で教授会には総務会が設けられており、その所掌事務が次のとおりとされている(資料9-1-13 第9条)。

- (1) 教員の採用・昇任等人事手続きに関すること
- (2) 予算の編成に関すること
- (3) 規程等の制定又は改廃に関すること
- (4) 教授会の開催に関すること
- (5) 広報の統括及び調整に関すること
- (6) 国際交流に関すること
- (7) 高校と大学の連携の調整に関すること
- (8) 各学科・各種委員会の相互の連絡調整に関すること
- (9) 各学科及び各種委員会等の所管に属さず、かつ、本学の運営・対外関係において必要な問題に関すること
- (10) 経営審議会及び教育研究審議会への付議事項の調整に関すること
- (11) その他、教授会が必要と認めること

また、教授会規程第10条の規定により専門の事項を調査、審議または実施するため専門委員会が設けられている(資料9-1-14 第10条)。専門委員会には、自己評価改善・SDFD委員会、入試委員会、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会、図書館情報委員会、倫理委員会、動物実験委員会及びハラスメント対策委員会があり、それとは別に、生活文化研究所運営委員会及び米短将来計画検討会を設置している。それぞれの委員会で各所管事項の審議を行い、その結果を教授会で報告・審議することとしており、その審議

組織	職	職務
大学	学長、教授、准教授、講師、助教、助手	学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条に規定する職務に従事する。
学科	学科長	上司の命を受けて学科の事務を処理する。
事務局	事務局長	上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
学生部	学生部長	上司の命を受けて厚生補導に関する事務を掌理する。
附属図書館	図書館長	上司の命を受けて附属図書館に関する事務を掌理する。
生活文化研究所	所長	上司の命を受けて生活文化研究所に関する事務を掌理する。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学における管理運営に関する学内諸規定の整備状況について簡単に整理して示す。

平成21年4月に法人化した際に、大学運営に関する学内規程の整備を行った。その後も必要に応じて、規程を制定又は一部改正を行い、平成24年5月現在、107の規定等が整備されている。

教授会の活動と運営の状況を次に説明する。

教授会は、教授会規程第2条で学長、教授、准教授、専任の講師及び助教により構成され、同規程の第5条により学長が招集し、同規程6条により学長が教授会の議長となることになっている。同規程第4条により、教授会は毎月1回開催することとされている（現在のところ8月は夏期休暇のため行われず）。学長が必要と認めた場合及び教授会の構成員の3分の1以上の者から要求があった場合教授会が開催されることとなっている。

本学教授会は、本学規程の制定と改廃、学長選考の意向調査、教員人事、教員研修、教員の定年、学生の入学・卒業・退学・休学・賞罰その他の身分的事項、授業・試験及び単位の認定、学生の補導厚生、その他本学の運営の諸事項につき、審議している。

各委員会から上がってきた報告・審議事項を開催日の原則一週間前に開かれる総務会が審議し、教授会にかけの議題を決定し、その審議事項について教授会で審議することとなる。その中で、学内諸規程について審議のうえ、教授会の決定を受けており、学内諸規程の整備において重要な役割を果たしている。平成24年度の開催予定は平成24年度教授会・総務委員会日程（資料9-1-18）に示す通りである。例年の慣行では、第1回（4月）に学生の入学に関する事、第2回（5月）に学外実習に関する事、第7回（11月）及

び8回（12月）にカリキュラム・時間割に関すること、第10回（2月）に入試判定及び卒業判定に関することなど教育活動の主軸になる案件が審議されることになっている。

教授会において審議された学内諸規程は、学則のうち法人の経営に関する部分、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程については、経営審議会に諮り、法人の経営に関する部分以外の学則、その他の教育研究に係る重要な規程については、教育研究審議会に諮り、その結果を受けて理事長が決定している。その規程に基づき、適切に管理運営を行っている。

（3）短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

事務の効率化と事務組織構成・人員配置の様態について現状を説明する。

大学の事務の効率化に向けて「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」（資料9-1-4 第3-4）、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」（資料9-1-5 第3-4）及び「年度計画」（資料9-1-6 第3-4）では、下記のように定め、短期大学業務の円滑化に努めている。

中期目標

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

法人の事務の効率的、合理的な執行のため、事務処理の簡素化、外部委託の活用を含めた事務組織及び業務の継続的な見直しを進める。

中期計画

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- ア 法人及び大学の事務組織は、専門的な集団としてその機能を果たすことが必要であり、特に、学生募集、教務などの大学特有の事務に加え、人事・財務等の事務処理が法人内で完結しなければならないことから、これらの事務に精通した組織であるかを不断に検証し、必要に応じて改善を加える。
- イ 事務の内容について定期的に点検を実施し、事務の整理統廃合を進めるとともに、事務処理の電子化を推進し、事務の簡素化・合理化に努める。
- ウ 専門業務や定型業務等、外部委託（アウトソーシング）が可能な業務については、費用対効果による妥当性等を踏まえその活用を進める。

平成24年度年度計画

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 事務組織の改革案を教員も交えて討議し、より効率的な事務組織の構築を目

指し、事務局組織の改善点を精査して改善に資する。自己評価改善・SDFD委員会委員を通して各学科から事務局組織の改善点を指摘してもらう。

- ・ 各種研修会への積極的な参加を図るため、各種研修会の情報を全学に発信し、参加を全学に呼びかける。
- ・ 事務組織の継続的な見直しを行い、規程類や業務方法の随時見直しと改善を行う。

事務局は総務課、法人企画担当、教務学生課及び新県立大学開学準備室からなり、常勤職員 18 名と非常勤職員 14 名から構成されている。総務課は庶務、図書館管理からなり、教務学生課には学生支援のため、キャリア支援センター、保健室及び学生相談室を設置し、キャリア支援センターにはセンター長はじめ進路指導担当者、保健室には看護師、学生相談室にはカウンセラー（臨床心理士）を非常勤で配置している。

また、学生支援に関しても、教務学生課職員が主体となって関与している。平成 24 年度現在では課長・教務学生主査・教務学生係長のほか 3 名の主査・主事が就き、学務・補導厚生・進路指導に関わる全般の事務に当たっている。キャリア支援センターには教務学生係の職員 1 名が兼務で配置されているとともに、嘱託のセンター長、就職支援補助員その他の嘱託職員が張り付いており、学生の進路支援を行っている。全体として事務局職員の手の及ばない部分については、嘱託職員を置いて学生サービスにつとめており、結果として学生との親密な相互関係を構築している。

総務課では主として教職員に関わる業務が執り行われているが、学内施設・学内行事に関する事項、学生食堂・学生寮などの運営に関わる事項を担当しており、学生生活支援にもあたっている。

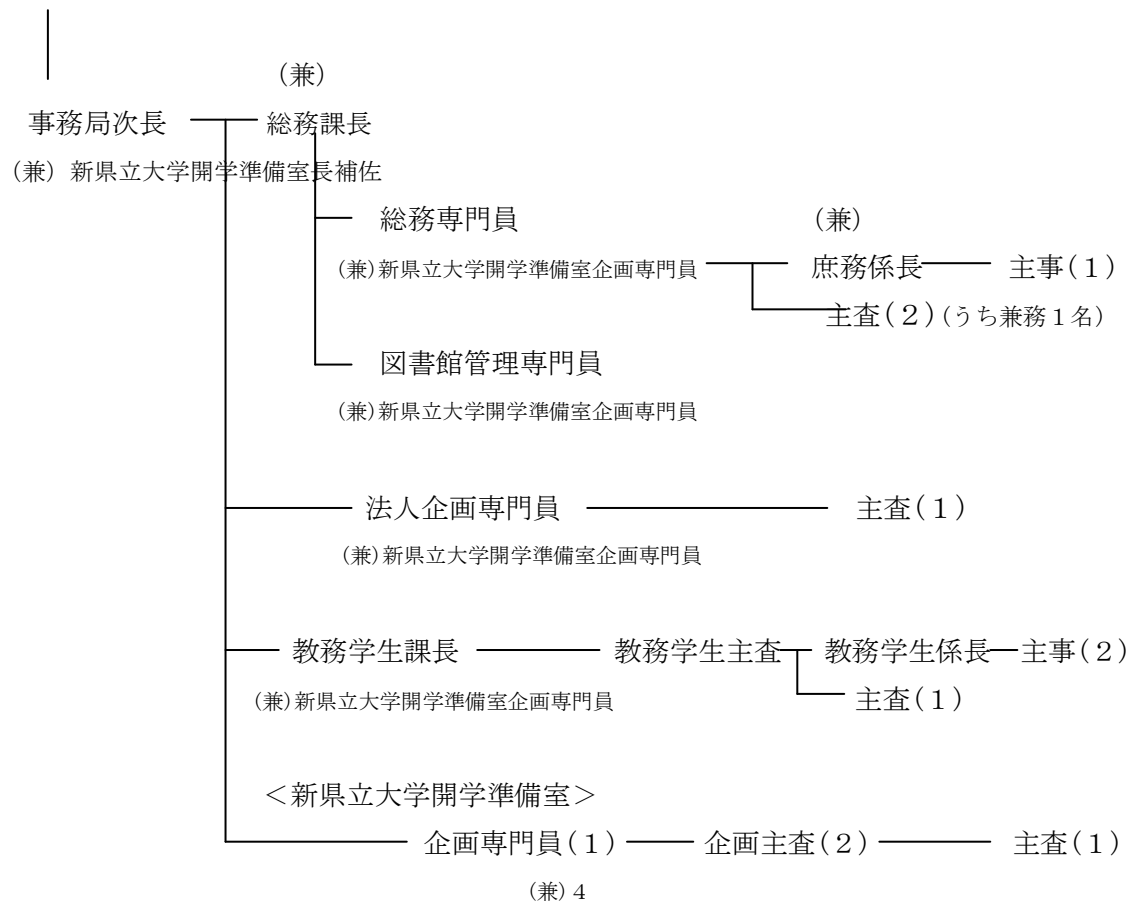
附属図書館においては、管理専門員 1 名と嘱託職員 3 名で図書館業務に当たっている。また図書館においては、通常開館時間外（17:00）以降の対応は学生アルバイトを雇うことで賄っている。

また、本法人は、平成 26 年度に管理栄養士養成課程をもつ新大学の開学を計画しており、本短大との調整について、新県立大学開学準備室が行っている。

高等教育に関わる事務職員としては、県人事異動に伴う事情から、高度専門的なスキルを持つ人員が少ないことが課題である。現在は、管理職を中心に事務の申し送り・引き継ぎが徹底され、あるいは学内における事務分担の再編成を随時行うことにより、支障の出ないように工夫されている。

平成 24 年度山形県立米沢女子短期大学事務局組織図

事務局長（兼）新県立大学開学準備室長



課及び担当名	係及び担当名
総務課	庶務係、図書館管理担当
教務学生課	教務学生係
法人企画担当	
新県立大学開学準備室	

次に本学における職員の任免・昇格等に関する諸規定の整備とその運用の現状を述べる。

職員の任免・昇格等については、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学職員就業規則」(資料 9-1-19)で定められており、第 6 条で採用について規定し、昇任・降任については第 13 条及び第 14 条、解雇については第 23 条で規定している。ただ、本学の場合、事務職員は設立団体である山形県から派遣された職員であるために、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学への職員派遣に関する取決めの内容」(資料 9-1-20)については、そちらが適用されることとなる。

職	職務
事務局長	上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
課長	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
専門員	担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。
業務名を冠する主査	担当事務について課長等を補佐し、及び担当事務を処理する。
係長	上司の命を受けて係の事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
嘱託	上司の命を受けて担当事務に従事する。
事務補助	上司の命を受けて事務を補助する。

（４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学事務職員は県職員の身分も合わせて持っており、「平成 24 年度職員育成センター研修体系」（資料 9－1－21）による組織的な研修も受けている。平成 24 年度の研修日程については「平成 24 年度年間研修日程」（資料 9－1－22）の通りである。大学運営の専門研修としては本学も加入している全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学幹部研修会・事務職員中央研修会」に毎年参加している。また、大学事務局学生支援担当者として教務学生課職員が独立行政法人日本学生支援機構主催の「東北地区学生指導研修会・就職指導担当職員研修会」に出席している。

その他に、事務局職員については、本学において SDFD の一体とした活動の枠組みで各種の研修を行なっている。また、事務職員には県職員が法人に派遣され配属されており、国立・私立大学の事務職員とは経験年数で大きな差が見られる。本学の SD 活動については、本学では自己評価改善・SDFD 委員会が中心となり、大学職員に必要な資質向上を目指すものであり、必ずしも直接的な「授業改善」につながるものではないが、大学という場で学生と接するために必要な資質の向上を図るべく取り組みを行っている。平成 23 年度研修は、ハラスメント研修及び AED 救命救急研修を行い、放射能の影響が心配された平成 23 年度には上記の研修に加え、放射能に関する研修会を実施するなど、状況に応じ必要な研修を実施することで、事務職員の資質の向上に努めている。

2. 点検・評価

「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」・「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」に基づき、「年度計画」を定めており、各学科、各委員会において計画の策定、実施状況の確認を行う中で、管理運営方針に基づき運営がなされている。

①効果が上がっている事項

意思決定過程について、教授会を通じて学内の教員の意見や学生を取り入れながら、理事長のリーダーシップのもと速やかな意思決定が図れる仕組みが構築されており、かつ、審議会等を通じて外部の意見も取り入れられる体制が出来上がっている。

②改善すべき事項

事務職員は、県から派遣されている職員であることから異動人事のサイクルが早い分、高等教育に関わる事務職員として高度で専門的なスキルを持つ人員が少ないことが弱点としてあげられる。これについては、管理職を中心に事務の申し送り・引き継ぎを徹底すること、あるいは学内における事務分担の再編成を随時行うことにより、支障の出ないように工夫されている。今後、大学のプロパー職員の獲得について、検討していく必要がある。また学内の SDFD 研修の実施や各種委員会への帰属により、新任者にも学務に比較的早く精通するよう考慮されているが、十分な結果が出ているとは言えない。今後、SD 独自の研修会を行い、職員の資質向上に努めていく必要がある。

また、SDFD 研修会の参加人数についてもまだ十分とは言えない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」・「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」に基づき、適切な「年度計画」作成のうえ、大学の管理運営について今後とも確実に実施していく。

法人と大学組織の役割分担を明確なものとして、業務の効果的・効率的な運営を行うことが必要である。経営審議会、教育研究審議会及びの教授会の位置づけを一層明確にし、大学の運営管理に関する意思決定の透明性を高め、法人と大学の役割を明確にしていく。

経営審議会及び教育研究審議会の意見・提言について、これまでも大学運営に取り入れてきたが、今後とも引き続き運営に反映させるとともに、広く学内外に公表していく。

②改善すべき事項

事務職員については、事務の申し送り・引き継ぎをこれまで以上に徹底するとともに、学内SDの独自の研修会の開催を検討し、時期を得た適切な内容の研修を実施するとともに、学外の研修の活用、各種委員会を通じた学内の運営に速やかに精通し、そのうえで、高度専門的なスキルを身につけられるような体制を整えていく。

研修会の内容を随時見直すとともに、より参加できるような周知のしかた、開催日時、場所等を検討していく。

4. 根拠資料

- 9-1-1 山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標（既出1-1）
- 9-1-2 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学定款（既出1-2）
- 9-1-3 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学業務方法書
- 9-1-4 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出1-8）
- 9-1-5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画（既出4-1-5）
- 9-1-6 平成24年度年度計画（既出1-4）
- 9-1-7 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の組織及び運営に関する規則（既出3-1）
- 9-1-8 役員名簿
- 9-1-9 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学経営審議会規程
- 9-1-10 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教育研究審議会規程
- 9-1-11 財務諸表（平成21年度～平成24年度）
- 9-1-12 事業報告書（平成23年度）
- 9-1-13 山形県立米沢女子短期大学学則（既出1-3）
- 9-1-14 山形県立米沢女子短期大学教授会規程（既出3-3）
- 9-1-15 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学理事長の選考及び解任に関する規程
- 9-1-16 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学理事長の任期に関する規定
- 9-1-17 山形県立米沢女子短期大学学科長規程
- 9-1-18 平成24年度教授会・総務委員会日程
- 9-1-19 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学職員就業規則
- 9-1-20 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学への職員派遣に関する取決めの内容
- 9-1-21 平成24年度職員育成センター研修体系
- 9-1-22 平成24年度年間研修日程

第2節 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の財政的な状況と中・長期的な財務計画について現状を説明すると以下の通りである。

本学は、平成21年4月1日からの法人化に際し、設立団体の長である県知事から、平成21年度から平成26年度までの6年間に於いて達成すべき業務運営に関する「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」（資料9-2-1）を示された。この「中期目標」を達成するため、本学は対応する「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画」（資料9-2-2）を策定し県知事の認可を受けた。「中期計画」期間中の各実施年度においては、当該年度開始前に「年度計画」をあらかじめ届出しており、「年度計画」には当該年度の予算、収支計画及び資金計画が記載されている。

次の表は、「中期計画」において定めている予算である。収入の大半は県から交付される運営費交付金であり、その総額2,373百万円は、収入全体の55.6%となっている。この他、授業料、入学料等の自己収入及び受託研究等収入で構成されている。

表9-2-1 中期計画における予算〔平成21年度～平成26年度〕

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	比 率
収入		
運営費交付金	2, 3 7 3	5 5. 6
自己収入	1, 8 8 9	4 4. 3
授業料等収入	1, 7 5 7	4 1. 2
その他の収入	1 3 2	3. 1
受託研究等収入	4	0. 1
計	4, 2 6 6	1 0 0. 0
支出		
業務費	3, 6 6 1	8 5. 8
教育研究経費	3 7 0	8. 7
人件費	3, 2 9 1	7 7. 1
一般管理費	6 0 1	1 4. 1
受託研究等経費	4	0. 1
計	4, 2 6 6	1 0 0. 0

運営費交付金は一定の仮定の下で試算したものである。各事業年度の運営費交付金については県の予算編成過程において決定されるものであり、運営費交付金＝（「人件費」＋「教育研究経費」＋「一般管理費」＋「特別経費」）－「自己収入」の算式により算定されている。

なお、「教育研究経費」及び「一般管理費」は、平成21年度当初予算歳出額に対して法人の効率化の取り組みを前提とし算定し、「人件費」は平成20年度の定数を基準とし各年度の役員及び職員の人件費及び退職手当を算定している。また、「特別経費」は高額な備品や修繕などの突発的な特殊要因経費である。

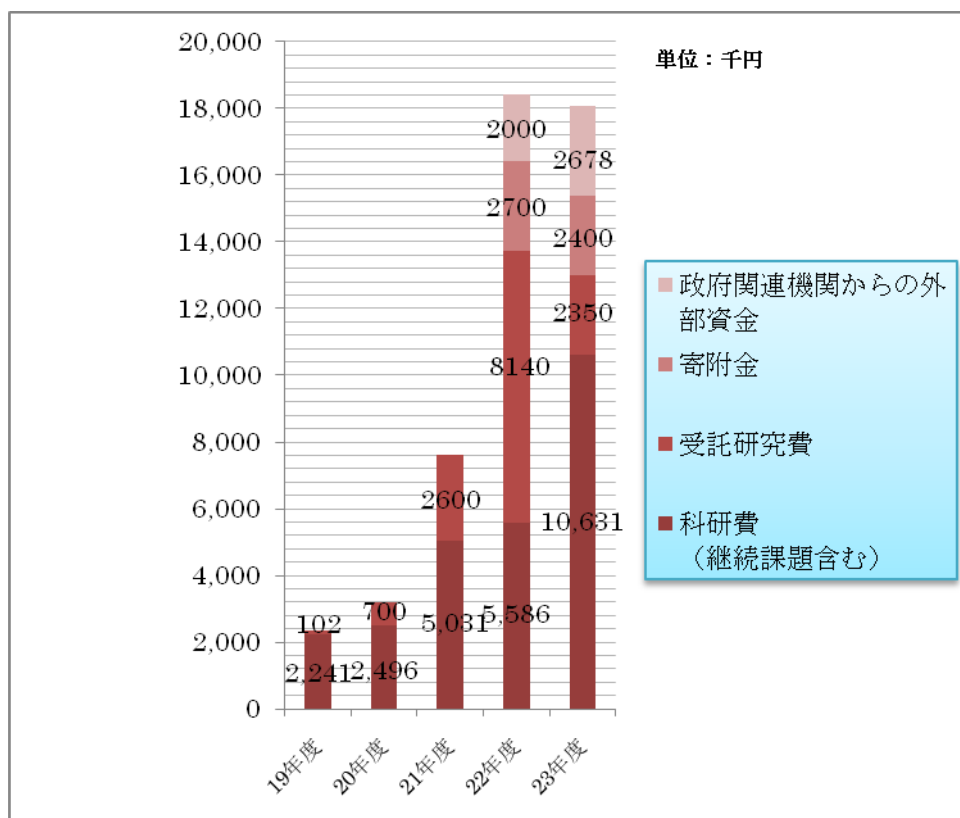
校舎の大規模な改修・修繕等については、校舎自体がまだ県の所有となっていることから、県が直接施工することとしている。

また、本学の財産目録については別添のとおりである。（資料9－2－3）

次に本学における科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況について述べる。

文科省及び日本学術振興会等所管の科研費、外部機関との受託研究等の外部資金について、本学での採択金額は比較的少額に留まっているが、サポート体制は確立しており、また近年は増加傾向にある。ここ3年間の受け入れ状況は以下のとおりである。

表9－2－2 外部資金の受け入れ状況



また平成24年度からは学内競争型の研究費として、採択翌年度の科研費等の外部資金獲得のための申請を行うことを要件とする「戦略的研究推進費」を創出し、より一層外部資金の拡大に向けて努めているところである。

（2）予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

本学の予算編成の手続きについては、法人化前は県所属の1機関であったことから、単独での予算編成でなく、毎年度県全体の予算編成方針を踏まえながら、所要額を積み上げたものを県へ要求し、財政当局の査定・調整を受けて決定されていた。法人化後は、「公立大学法人米沢女子短期大学予算規程」第3条の規定により理事長は、年度計画予算の編成方針を作成することとされている（資料9-2-4 第3条）。この予算編成方針は、経営審議会の議を経て決定されるものであり、決定後は会計責任者に通知される。

会計責任者は、予算編成方針を学内の各学科・委員会に提示し、予算見積書が提出される。要求内容については、学内理事が各学科・委員会より年度計画の実施及び次年度の計画と併せてヒアリングを行い、要求内容の査定を行う。そして理事長は、年度計画予算案を作成し、経営審議会の議を経て決定される。

決定された予算は、会計責任者へ配分され支出予算を執行することとなる。予算の執行は、財務会計システムを通じて行う仕組みとなっている。

執行された予算については、「公立大学法人米沢女子短期大学監事監査規程」に基づき、法人の監事2名により、業務に関する定期監査と会計に関する定期監査を毎年実施されており（資料9-2-5）、財務諸表（資料9-2-6）について設立団体の県の承認を受けている。監事による監査報告書（資料9-2-7）は別添のとおりである。また、県の100%出資法人であるため、地方自治法第199条第7項による県の監査委員による監査が行われている。

2. 点検・評価

本学の運営に係る財源の大部分は運営費交付金と授業料等収入によって確保されている。

①効果の上がっている事項

そのうち運営費交付金については、法人の自助努力等による効率化の取り組みが前提とされており、毎年1.5%の効率化係数を適用し「教育研究経費」及び「一般管理費」を算出する仕組みから、毎年度二百数十万円程度が削減され大変厳しい状況に置かれている。

このような財政状況のなか、「中期計画」の推進を図る教育研究特別推進予算枠を設け、

計画の実現に努めてきている。また、年々交付金が削減されている中、効率的な事務事業の執行に努める等により法人化以降毎年度利益剰余金を生み出してきた。

平成23年度に獲得した科研費額が前年度比190%となっている等、第7章でも述べたように、事務局スタッフという面では不十分ながら大学としての支援体制に一定の評価があると考えられる。

②改善すべき事項

A号館は築40年、B号館は築28年が経過し建物等の老朽化が顕著になってきている。特に外壁や屋根の傷みの修繕、エレベーターの更新等に迫られている。

外部資金を獲得している教員が一部に固定化しているため、今後獲得資金を着実に増やし、一定水準の経営基盤を確保するためには、より多くの教員に対して資金獲得を促す必要がある。

また、現在5学科のうち健康栄養学科が廃止され、平成26年度より管理栄養士養成課程単科の新県立大学が開学されることになっている。設置形態は1法人2大学の予定であり、新校舎は建設されるものの、管理部分や図書館、体育館などは共用となる予定であるため、予算等についての四年制の新県立大学と短大との明確な区分などが必要となり、短大の予算についても再構築に迫られると考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果の上がっている事項

大学の教育研究の質の向上を図りつつ、法人の業務の全般について継続的な見直しを行い、より効率的な運営により経費の削減に努めていくが、毎年同率の効率化係数が適用され続け運営費交付金が削減され続けるのには限界がある。さらに、法人内に平成26年度から新県立大学が開校されることから、新たな運営費交付金の算定ルールを県と確認する必要がある。

②改善すべき事項

校舎の大規模修繕等については、これまでA号館の耐震化工事や暖房設備配管等更新工事、学寮の全面改修工事が県により実施されたが、校舎の老朽化が顕著になってきているため、県に引き続き要求を行っていく。

今年度から実施している戦略的研究推進事業に関しては、申請事務が簡易的であり、教員にとって外部資金獲得につながるアプローチツールとしての役割を担うものになることを意図しているため、今後その成果を見極める必要がある。

なお、同じく平成24年度より外部資金の獲得状況を研究者氏名と共に本学HP上で広く

公開している。これにより研究者の相互的な競争意識を刺激し、また学外者に対しては研究者の専門分野や研究フィールドを幅広く知ってもらう機会になると考えられ、新たな外部資金獲得の契機となることが期待される。

4. 根拠資料

- 9－2－1 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出1－8）
- 9－2－2 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画（既出4－1－5）
- 9－2－3 財産目録
- 9－2－4 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学予算規程
- 9－2－5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学監事監査規程
- 9－2－6 財務諸表（平成21年度～平成24年度）（既出9－1－11）
- 9－2－7 監査報告書（平成21年度～平成24年度）
- 9－2－8 事業報告書（平成23年度）（既出9－1－12）

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学における自己点検・評価の実施とその結果の公表方法について現状を説明する。

短期大学の諸活動について点検・評価を行うとともに、その結果を社会に公表することについては、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」第5で、次のように策定している（資料10-1 第5）。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

大学の教育研究の質の向上を図るため、法人、大学の諸活動について多面的な自己点検、評価を行いその結果を公表するとともに、教育研究活動や法人の業務運営の改善に活用する仕組みを確立する。

2 情報公開の推進に関する目標

公的資金を基盤として運営される公立大学法人として運営の透明性を高め、社会に対する説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関する情報を積極的に公開する。

以上のように自己評価点検とその結果の公表について、定めるとともに、これまで本学では表10-1の通り、自己評価・点検を行った上で、外部評価を受けてきた。

表10-1 本学の行った自己評価・点検と外部評価

平成15年度	『自己点検・評価報告書』を作成 外部評価委員による外部評価を受ける
平成19年度	『自己評価書』『選択的評価事項・自己評価書』を作成 独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受ける

本学では法人化以前に平成15年度に『自己点検・評価報告書』を作成し、外部委員3名から外部評価を受け、その結果については『外部評価報告書』にまとめられている。ついで平成19年度に『短期大学機関別認証評価・自己評価書』『選択的評価事項・自己評価書』を作成し、独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、適合していると認定された。

以上のように本学は自己点検・評価を実施するとともに外部による評価を受けてきた。さ

らに平成 15 年度の『自己点検・評価報告書』と『外部評価報告書』、平成 19 年度の『短期大学機関別認証評価・自己評価書』『選択的評価事項・自己評価書』と『短期大学機関別認証評価 評価報告書』『選択的評価事項に係る評価 評価報告書』を本学ホームページに掲載し、社会に対して公表している。

自己点検・評価のページ <http://www.yone.ac.jp/outline/jikotenken/>

また、本学の教育情報についても、ホームページ上に公表している。但し、その内容の更新については、十分に対応できていないのが現状である。

教育情報の公表のページ http://www.yone.ac.jp/outline/educational_info/main.html
(資料 10－2)

平成 21 年度の法人化以降は、毎年、年度計画を策定するとともに、毎年度、「公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学 業務実績報告書」を作成して、その年度の業務実績を整理し、自己評価を行っている（資料 10－3）。そして、山形県公立大学法人評価委員会によって評価がなされている。そして、本学ホームページの「財務に関する情報」に「公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学 業務実績報告書」をもとに簡略化した「事業報告書」、「財務諸表」、「決算報告書」、「監事監査報告書」を掲載して広く公開している。

財務に関する情報

http://www.yone.ac.jp/outline/corporation_info/financial_report.html （資料 10－4）

また、情報公開については、山形県情報公開条例（平成 9 年 12 月山形県条例第 58）に基づいて「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学情報公開規程」を定めて（資料 10－5）情報公開請求に応じている。

（2） 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学における内部質保証に関するシステムとそれを掌る組織の整備状況については以下の通りである。

前掲の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」第 5－1（資料 10－1 第 5－1）で、「大学の教育研究の質の向上を図るため、法人、大学の諸活動について多面的な自己点検、評価を行いその結果を公表するとともに、教育研究活動や法人の業務運営の改善に活用する仕組みを確立する」と定めている。これに基づいて内部質保証を図るために自己評価改善・SDFD 委員会を設置している（資料 10－6）。委員会の委員は、同規程の第

4条に次のように定めている。

第4条 委員会は、次の各号に定める委員で構成する。

- (1) 学長の指名する委員長 1名
- (2) 委員長所属以外の4学科から各1名の選出委員 4名
- (3) 事務局の選出委員 1名

委員長は学長が指名し、その委員長の所属学科以外の全学科から1名の委員を選出し、事務局からも委員を選出する形態を採用している。このように各学科から委員が1名は出ることとなり、自己評価・点検が特定の学科に偏らないように配慮している。また、教員だけの自己評価・点検にならないように、また、事務局の自己評価・点検も進めるために、事務局からも委員を出している。以上のように内部質保証を全面的に行うための組織を整えている。

また、本学では毎年、「年度計画」（資料 10－7）を策定し、それに対する「公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学 業務実績報告書」（資料 10－3）を作成している。「公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学 業務実績報告書」は、その年の業務実績を年度計画の項目ごとにまとめたもので、学科や学内委員会、事務局などの部局ごとに「年度計画」に対してどの程度達成できたかを整理し、自己評価を行ったものである。これによって毎年の「年度計画」に対する達成度を自己評価する仕組みが整備されている。そして、前述の通り「公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学 業務実績報告書」は、山形県公立大学法人評価委員会によって評価されている。

さらに経営審議会、教育研究審議会を設置して法人運営にあたっているが、経営審議会には学外委員4人、教育研究審議会には学外委員3人を構成メンバーとしている（資料 10－8 経営審議会委員名簿 教育研究審議会委員名簿）。毎年の年度計画、並びに「公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学 業務実績報告書」は両審議会の審議を経て、設置者である山形県に提出されている。これによって学外の意見を取り入れるシステムが整えられている。

また、学生の要望や意見を本学の運営に取り入れるシステムも整備している。一つは、「学生の声」アンケートを毎年前期と後期の2回実施している。本アンケートについては前期は6月、後期は11月に実施している。アンケート内容は全くの自由記述方式で、学生からの意見をアンケート用紙（資料 10－9）か適当な紙に記入して投書箱に投函するか、専用のメールアドレスを設けているので、そのアドレスにメールを送信する形で行っている。そして、寄せられた「学生の声」に対しては、各学科や学内委員会、事務局、食堂、購買部、図書館などの担当部局ごとに割り振って回答している。回答は一ヶ月後には学内の掲示板に一覧表の形で掲示している（資料 10－10）。しかし、「学生の声」の全てに対して対応することはなかなか難しく、特に予算措置や施設設備の大きな改変を伴う場合には対応できないのが現状である。

さらに学生の意見などを大学運営に生かすシステムとして、学生と理事・両審議会委員との懇談会がある。毎年、12月初旬に各学科の学生2名と理事長、理事、経営審議会・教育研究審議会委員が昼食をとりながら、ざっくばらんに学内のことについて意見交換する懇談会である。学外理事と審議会委員全員が揃うことは難しく、これまでも全員が揃ったことはないが、学生たちが直接、経営トップの理事長をはじめとする理事以下に意見や本学への要望を言うことが出来る機会として有意義である。理事長以下も学生の声を直接聞くことが出来る点で参考となっている。以上のように学生の意見や要望を改善につなげるシステムを整えている。

教育の質については、授業評価アンケートを前期と後期の各1回、実施している。現在は特殊な科目を除いて基本的に全ての科目について実施している。授業評価アンケートは、科目ごとにデータを集計して科目担当教員に学長から直接返している。また、各科目ごとの集計結果は学内向けにパソコンで閲覧できるように公開している。現在のところ学外には公開していないが、受講した在学生はいつでも閲覧できるようになっており、学生と教員との間に良い緊張感をもたらす効果がある。さらに平成23年度までは、授業評価アンケート用紙は、講義系と実験・実習・演習系の2種類を用意していたが、質問項目が共有できることから、事務手続を簡素化するために、平成24年度から1枚のアンケート用紙に統一した（資料10-11）。これにあわせて自由記述欄も3箇所には設けられていたが、最後の1箇所にまとめた。このように授業評価アンケートについても、点検を行って改善を図った。

次に本学構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の向上については次のような状況にある。

本学の構成員のコンプライアンスについては、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学職員就業規則」を定め、その「第4章 服務」で本学職員の服務について規定している（資料10-12 第4章）。第29条では、誠実義務と職務専念義務、第30条では、法令等及び上司の命令に従う義務、第31条では、遵守事項を明確に定めている。さらに新規採用教員に対しては、新規採用時の新任者研修において説明を行っている。

ハラスメント対策については、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学におけるハラスメントの防止に関する指針」を定め（資料10-13）、その具体的な対応は「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程」で定めている（資料10-14）。また、ハラスメント対策研修会を毎年1回開催している。

また、FD活動については、FDネットワーク“つばさ”に連携校として参加している。FDネットワーク“つばさ”とは、山形大学を中心として連携する大学・短大・高専におけるファカルティ・ディベロップメントの立ち上げ・確立・発展を目指す組織である。このネットワークを通じて他の大学・短大・高専などとの連携を図っている。

（３）内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学における組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動について現状を説明する。

内部質保証システムは上記の通り整えられているとともに、毎年自己評価や点検を繰り返し継続して行うこととなっている。前述の内容と重なる部分もあるが、整理して示すと以下の通りである。

まず、毎年の「年度計画」に対する自己評価を各学科、各委員会、事務局など各部局ごとに行い、「公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学 業務実績報告書」にその結果をまとめている。これによって法人化以降、本学全体としての自己評価・点検を毎年繰り返し定期的に行ってきた。この毎年の「年度計画」と「業務実績報告書」による自己評価によって、実際に次のような顕著な成果も上がっている。第 6 章で詳しく述べたところではあるが、冬期間の通学バスの運行である。米沢市は山形県内でも雪が多い豪雪地域であり、冬期間には米沢駅と本学との間を登下校することはバスなどの公共交通がないため極めて困難な状況となる。そこで本学独自の財源を捻出することで冬期間だけ登下校バスの運行を開始した。その後、平成 23 年度からは米沢市などの協力で公共の路線バスが運行されることとなった。このように本学の学生の登下校だけではなく一般市民にも利用できる路線バスが開通した。まさに本学の改善策が地域住民にも大きな貢献をした事例と言える。

また、各教員個人レベルの自己評価のうち、教育改善については前述したところの各教員の担当科目の授業評価アンケートがある（資料 10－11）。具体的な改善については、現在は各教員に任せられているが、自らの授業について点検するための良い機会となっている。

次に教育研究活動のデータ・ベース化の推進についても述べておく。

教育研究活動のデータ・ベース化については、全教員に毎年度の「教育研究業績書」（資料 10－15 様式第 3 号 教育研究業績書）の提出を義務づけている。デジタル・データとして学内共通フォルダに年度ごとに蓄積している。これについては自己評価改善・SDFD 委員会が担当している。

教育研究業績書の書式
様式第 3 号

教 育 研 究 業 績 書

年 月 日現在
氏 名 印

I. 教育活動

- A. 担当授業科目
- B. 主な授業科目についての教育上の工夫

- C. 指導した卒業研究の題目
- D. F D授業改善活動
- E. 正規課程以外の教育活動、学生支援

II. 研究活動

- A. 最近の研究テーマ
- B. 研究業績

著書・学術論文の 名称	単著、 共著の 別	発行又は発表 の年月	発行所・発表 雑誌等又は発 表学会等の名 称	概 要
(1) 著書及び編著				
(2) 学術論文				
(3) その他				

- C. 研究費などの助成（申請中を含む）

III. 大学運営における活動

IV. 学界・社会における活動

- A. 所属学会及び学会における役職等
- B. 学会・研究会等における口頭報告
- C. 市民講座、公開講座、講演会等
- D. 各種審議委員等
- E. その他の社会活動

さらに学外者からの意見への対応状況と認証評価機関等からの指摘事項への対応状況等についても説明する。

学外からの意見などに対する対応状況については、経営審議会、教育研究審議会で学外委員から常に貴重な意見や助言をいただいている。しかし、本学の置かれた状況からその全てに対応して処置できない部分も存在するのが現状である。また、前回に受けた平成 19 年度の独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価では、その評価結果が「短期大学機関別認証評価 評価報告書」「選択的評価事項に係る評価 評価報告書」として同機構によってまとめられた。その中で改善を要する点と更なる向上が期待される点として、下記の点

が指摘された。

「短期大学機関別認証評価 評価報告書」で改善を要する点としてあげられた点

- ①従前から短期大学の教育方針や各学科の求める学生像に基づいて、入試及びその検証を行ってきた経緯があるが、社会に向けてのより明確なアドミッション・ポリシーの制定が平成 18 年度以降であったため、アドミッション・ポリシーに基づいた入試及びその検証実績が、いまだ不十分な状態にある。
- ②一定の施設・設備が整っており、またその維持や清掃が行き届いているが、一部の校舎については、老朽化が進んでいる。(資料 10-16 P 5)
- ③シラバスの個々の記載内容に精粗が見られる。(資料 10-16 P 21)

「選択的評価事項に係る評価 評価報告書」で更なる向上が期待される点としてあげられた点

○県立の短期大学という特性もあって、県や市に協力するという形での地域貢献が積極的に行われているが、昭和 28 年度から当該短期大学に設置されている附属生活文化研究所の存在意義と活動目的を市民へアピール（広報活動）すること、及び当該研究所がより主体的になって地域貢献活動をすることがさらに一層期待される。(資料 10-17 P 5)

「短期大学機関別認証評価 評価報告書」で改善を要する点としてあげられた点に対しては、次のような対応状況となっている。

①のアドミッション・ポリシーに基づいた入試及びその検証実績については、第 5 章 学生の受け入れ 2. 点検・評価の項で詳細な点検・評価がなされている。アドミッション・ポリシー策定以降、本学における入試の推移とその理解度について分析を行っている。その結果、本学のアドミッション・ポリシーが受験生に着実に浸透してきており、これに基づいた入試も定着してきていることが確認された(第 5 章 学生の受け入れ 2. 点検・評価)。

②一部の校舎については、老朽化が進んでいるという指摘に対しては、残念ながら校舎の改築や新築といった抜本的な改善は行うことが出来ていない。これは本学が山形県の設置した法人であるという特性があり、山形県当局の意思に左右されるものであるからである。しかし、この間、平成 23 年度には、一番古い校舎である A 号館に対して、暖房設備の改修を行うとともに耐震補強工事を行った。なお、施設・設備の現状については、第 7 章 教育研究等環境 評価項目 (2) を参照されたい(第 7 章 教育研究等環境 評価項目 (2))。

③シラバスの個々の記載内容に精粗が見られるという指摘については、現在もあまり統一が取られている状況にはない(資料 10-18)。これは本学が文系から理系、さらには幅広い教養を身につけることを目指したカリキュラムであるために、一つ一つの科目の個性を殺すことがないように配慮しているためである。そうした状況でも最低限の項目などは統一感を出せるように努力しているところである。

「選択的評価事項に係る評価 評価報告書」で更なる向上が期待される点としてあげられた点は、「附属生活文化研究所の存在意義と活動目的を市民へアピール（広報活動）すること、及び当該研究所がより主体的になって地域貢献活動をすることがさらに一層期待される」ということである。これは改善を要する点ではなく、更なる向上を期待された事項ということになる。そこで、本学では「よねたんマル得活用ブック」（資料 10-19）を作成し、本学教員による地域貢献のための情報を積極的に発信している。その他、公開講座の実施については、第8章 社会連携・社会貢献でも述べている通り、参加者からは好感触を得ており、今後も講座の内容や開講曜日・時間帯などを改善していく（第8章 社会連携・社会貢献）。

2. 点検・評価

短期大学の諸活動の点検・評価については、平成15年度に外部評価委員による評価を受け、平成19年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、また、法人化以降は毎年、「業務実績報告書」として自己評価を行い、さらに経営審議会と教育研究審議会の審議を経て山形県公立大学法人評価委員会において評価がなされている。また、その結果はホームページ上で公表されている。このように点検・評価を行い、公表するという点は充足している。また、内部質保証に関するシステムも、自己評価改善・SDFD委員会を設置するとともに経営審議会・教育研究審議会、山形県公立大学法人評価委員会など、何重にも組織を整備している。そして、そうしたシステムにしたがって、毎年の自己評価などが行われるサイクルが定着している。

①効果が上がっている事項

平成21年度の法人化以降、毎年の「年度計画」を策定し、年度ごとに点検・評価を行って「業務実績報告書」を作成してきた。当初は戸惑う部分もあったものの、この作業も定着しつつある。このように自己評価・点検を毎年繰り返す体制が整ってきたことは評価できよう。

②改善すべき事項

本学では、上にも述べた通り、毎年の自己評価・点検を行ってきた。内部質保証という点では、こうした毎年の自己評価・点検に甘んじることなく、絶えず自己点検を行う必要がある。

内部質保証の基本となる「教育研究業績書」については、提出期限が必ずしも守られていないのが現状である。これについては、所轄している自己評価改善・SDFD委員会が提出を

求めてきたが、実際には期限通り提出されない点が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

毎年の「年度計画」の策定とその自己評価・点検を「業務実績報告書」としてまとめ上げる作業も定着しつつある。こうした作業の積み重ねが重要であろうから、今後も継続していく。

②改善すべき事項

上記のように、本学では毎年の自己評価・点検を積み重ねており、今後も継続していくことで内部質保証を維持していくしかない。

また、各教員の「教育研究業績書」の提出については、提出期限を厳守するように繰り返し依頼するほかないのが現状である。これまでは教授会の場で自己評価改善・SDFD 委員会委員長から提出を依頼してきたが、次の方策として各学科の自己評価改善・SDFD 委員を通して学科内の未提出者に対して提出を催促していく。

4. 根拠資料

- 10-1 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出 1-8）
- 10-2 教育情報の公表のページ
http://www.yone.ac.jp/outline/educational_info/main.html
- 10-3 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 平成 23 年度 業務実績報告書
（既出 2-4）
- 10-4 財務に関する情報
http://www.yone.ac.jp/outline/corporation_info/financial_report.html
- 10-5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学情報公開規程
- 10-6 山形県立米沢女子短期大学自己評価改善・SDFD 委員会規程（既出 3-8）
- 10-7 平成 23 年度年度計画
- 10-8 経営審議会委員名簿 教育研究審議会委員名簿
- 10-9 「学生の声」アンケート用紙
- 10-10 平成 23 年度「学生の声」アンケート平成 23 年度前期・後期集計結果
（既出 4-4-6、4-4-7）
- 10-11 授業評価アンケート（既出 3-10）
- 10-12 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学職員就業規則（既出 9-1-19）

- 10-13 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学におけるハラスメントの防止に関する指針（既出 6-9）
- 10-14 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程（既出 6-10）
- 10-15 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学教員の人事に関する手続規程（既出 3-5）
- 10-16 短期大学機関別認証評価 評価報告書
- 10-17 選択的評価事項に係る評価 評価報告書
- 10-18 平成 24 年度講義計画書〈SYLLABUS〉（含授業時間）（既出 2-5）
- 10-19 よねたんマル得活用ブック（既出 8-8）

第 11 章 特色ある取り組み

本学では、開学以来、さまざまな活動に取り組んできたが、そのすべてを紹介することはスペース的に不可能であるため、ここでは最近の活動から大きなものを二つ選んで紹介する。一つは、平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災に関わって、被災した文化財を救済するボランティア活動である。もう一つは、本学は平成 24 年に創立 60 周年を迎えたが、10 年前の平成 14 年に創立 50 周年を記念して設置された 50 周年記念資料室の活動である。

第 1 節 被災文化財救済ボランティア活動への参加

1. 現状の説明

本学では、東日本大震災によって被災した資料を預かり保管している。また、学生・教員有志等が、ボランティアとして、その被災資料のクリーニング作業に取り組んでいる。これらの活動は、被災地の復興支援活動の重要な一環である。

はじめに被災文化財救出ボランティア活動の取り組みにいたる経緯について説明する。

平成 23 年 3 月 11 日に起こった東日本大震災では、博物館・資料館・図書館等の文化施設ならびに文化財が甚大な被災を受けた。被災地の再生に欠かせないこれらの文化遺産を救済して後世に伝え、ふるさとの復興を支援しようという活動が、被災地を中心に展開している。山形県内では、ボランティア団体「山形文化遺産防災ネットワーク（以下、山形ネット）」が、震災後まもない時期から、被災地の依頼をうけて文化財レスキューを行っていた。しかし、被災地の復興が進むまでの間、資料を保管・収蔵する場所の確保が緊急課題となっていた。山形県内の他大学でも被災した資料の救済活動が始まったが、被災資料の数量が急速に増加する中、他大学にはそれらを保管・収蔵する場所がないという事態が発生した。

そのため、本学では、被災資料の一時的な保管場所として学内の一室を提供することとし、平成 23 年 5 月、宮城県名取市にある宮城県農業高等学校の図書資料が搬入され、ついで、同年 6 月、陸前高田市立博物館に寄贈された資料が搬入された。また、文化財レスキューに必要な被災地救援物資（段ボール、消毒用アルコールなど）も保管し、山形市や新潟方面と被災地の中継拠点とした。

当初、被災資料の応急処置（冷凍凍結乾燥、ドライクリーニングなど）は、山形市にある東北芸術工科大学文化財保存修復研究センターにおいて、山形ネットのボランティアとして行われ、本学には応急処置を施された資料のみ搬入されていたが、6 月以降は山形ネットの支援活動に賛同した本学の教員・学生有志が、陸前高田の被災資料のドライクリーニング作業にも取り組むようになった。

次に、本学において行っている被災資料の救済活動の現状について概略を述べていく。

現在、被災資料は、風通しの良い場所を選んで保管・収蔵している。保管している資料

は、①宮城県農業高等学校の図書資料、②陸前高田鳥羽源蔵氏資料、の 2 件である。ボランティアの活動内容は、以下の通りである。

①資料のドライクリーニング

毎週金曜日、放課後（午後 4 時ごろ）から午後 7 時半ごろまで

刷毛で泥を払い、アルコール消毒してカビ止めする。現在、この作業は完了した。

②保管室の調湿管理

資料保全のため、温湿計を設置し、毎日、温度・湿度を測る。湿度が高い場合は、窓の開閉を行い、湿度調節をする。

③資料の目録照合・整理

宮城県農業高等学校の図書資料を目録照合し、ラベル順に配架する。陸前高田資料については、図書資料は目録を作成し、書簡類・研究資料は 1 点ごと封筒に入れ整理する。いずれも学生および教員がボランティアでおこなっている。参加者は、日本史学科および国語国文学科の学生がほぼ主である。教員は、各学科にわたっている。参加人数は、毎回異なっているため、一例として平成 24 年 4 月をあげると、4 月 20 日が学生 11 人、社会人（本学教員を含む）2 人、27 日が学生 15 人、社会人（本学教員を含む）3 人であった。また、「山形ネット通信」第 3 号に、本学における活動を学生が報告している（資料 11-1-1）。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

この取り組みに関して、効果が上がっている点を整理すると以下の 3 点があげられる。

1. 被災地の文化財を保管し、整理した上で返却するという一連の作業は、日本史学科および国語国文学科、さらに学芸員課程、司書課程を有する本学の特性を生かした、特色ある被災地の復興支援と位置づけることができる。ちなみに、宮城県農業高等学校同窓会からは、高校図書資料の保全に尽くしたことに對し、日本史学科・国語国文学科学生宛の感謝状をいただいている。
2. ボランティア活動への学生参加は、学芸員課程、司書課程等の資格科目を履修する学生にとっては、科目で習得した内容の実践にもなっており、教育上の動機付けの効果を高めている。また、ボランティア団体山形ネットの文化財救援活動を、「史学実習」などの授業に取り入れることにより、教育内容が充実した。
3. 学生のボランティア活動は、記念資料室でのパネル展示や新聞取材を通して、地域に広く発信している。その結果、卒業生や地域の方々も参加するようになり、地域貢献の面でも効果を上げている。

②改善すべき事項

現在は東日本大震災で被災した文化財の救出を行っているが、同時に地域の文化財を守

り伝えていくという意識を学生が持てるように、さらに授業の中に取り入れていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

地域に対する発信については、今後も記念資料室での展示活動などを通して、さらに進めていく必要がある。

②改善すべき事項

東日本大震災で被災した文化財を救出する活動に参加することだけではなく、地域の文化財を将来に向けて守っていくという意識を学生が持って社会に出て行くことが重要である。そのためにも一時的な活動に終わらせることなく、授業の中に取り込むなど、今後も継続して行く方策を検討しなければならない。

4. 根拠資料

11-1-1 山形ネット通信 第3号

第 2 節 50 周年記念資料室

1. 現状の説明

山形県立米沢女子短期大学 50 周年記念資料室（以下、記念資料室）は、創立 50 周年記念事業の一環として、本学の歴史を記念し、学内外から往時の資料を収集して整理・保存・展示を行い、長く後世に伝えることを目的として平成 14 年 10 月 29 日に開設された展示施設である。記念資料室は常設展示室、特別展示スペース、受付カウンター及び図書閲覧スペースにわかれている。常設展示室では本学の母体であり平成 7 年に廃止された旧家政科・家政学科の資料及び大学史関係資料が展示されている。特別展示スペースは学生や教員の企画展示の発表の場、日本史学科の学芸員資格科目である「博物館実習」などの実習教室として使用されている。またピクチャーレール、アクリルケースが装備されており、模擬展示等を行うことができる。記念資料室入口には受付カウンターを設け、その背後に記念資料室が収集する本学の出版物や他の博物館や史料館から送られてくる図録・目録などが開架され閲覧に供されている。利用状況であるが、毎週水曜日、木曜日、金曜日の午後 1 時から 4 時まで開館しており、本学学生だけでなく誰でも入館可能である。入場料は無料となっている。入館者数は年度によりばらつきがあるがおよそ年間 900 名から 1700 名の間で推移している。平成 23 年度の記念資料室の総入場者数は延べ 943 名であった（資料 11－2－1）。

次に記念資料室の主な活動について述べる。

現在における記念資料室の活動は、①資料の収集・整理・保存に関する業務、②展示業務、③教育普及活動、④広報業務、と大きく 4 つにわけることができる。

ア 資料収集・保存

①は学内の教育・研究・行事などで作成されるさまざまな資料の収集・整理・保存に関する業務である。収集としては、教員の著書及び教員に関する著作物、本学で作成・授受された公文書並びに行政資料、学園祭である吾妻祭のパンフレットなどである。資料整理としては、以前から記念資料室で保存してある 8 ミリビデオや VHS などの映像資料のデジタル化、カセット音源のデジタル化をすすめるとともに、未整理資料の目録カード化を継続して行っている。また、資料保存の環境整備もすすめ、調湿剤・防腐剤の交換、保存資料のメンテナンスを常時行っている。空調設備の管理は資料の保存管理に不可欠であるが、記念資料室には冷暖房装置が 4 個設置され室内の温度調節をはかるとともに、展示ケース内には調湿剤を入れて対応している。収蔵スペースは記念資料室の外部に一定の空間に仕切られた場所を確保し充てているが、収蔵庫の最低条件としての密閉性は確保されていない。

イ 展示業務

②の展示業務であるが、常設展を通じて本学の歴史や建学の理念を広く社会に明らかにするとともに、特別展示スペースを利用しての企画展の開催により教員や学生に研究や教

育の成果を発表する場を提供し、その成果を広く地域社会に還元している。常設展では本学の歩みを旧家政学科資料を中心に年表・パネル及び本学収蔵資料によって紹介している。特別展示スペースは学内だけでなく地域に開放されており、記念資料室の『館内案内』において「特別展示スペースは市民の方々や学生のみなさんの発表の場としても利用できます。ご希望の方は大学までお問い合わせください」と記され地域住民に周知されている（資料11-2-2）。企画展は記念資料室が開設されて以来37回開催されている（資料11-2-3）。平成23年度は6回開催され、教員や学生による多彩な内容の展示が行われ445名の入場者があった。企画展はオープンキャンパスと連動して開催されるなど、高校生やその保護者にたいして大学の理念や教育・サークル活動を紹介するよき場となっている。ちなみに平成23年度の企画展の開催期間・主催・企画展名・来館者数は次の通りである（資料11-2-4）。

平成23年4月19日～21日	佐々木紀一准教授	「室町公家の書」	79名
7月14日～22日	写真部	「写真展」	44名
10月7日～14日	山形文化遺産防災ネットワーク	「復興への第一歩」	
平成24年1月16日～20日	岩原真代准教授	「『源氏物語』とその世界～伝えられる物語～」	177名
2月27日～3月2日	佐々木紀一准教授	「室町時代の武家歌人」	43名

ウ 教育普及活動

③の教育普及活動であるが、記念資料室は学芸員資格科目（博物館経営論・情報論、博物館実習）の実習教室として、企画展示スペースを使用して学生が古文書や展示物に実際に触れ、取扱い方や保存方法を自らの作業を通じて感覚を学びキャリアへの動機づけを図ることに寄与する場を提供している。また、前述したように展示スペースを教員や学生・地域住民に開放しており、研究やサークル活動の発表の場として幅広く利用されている。また、山形県飯豊町との交流事業である「いい子ども大学」では、小学生を記念資料室に案内し学生が資料の説明などを行うことで、学生及び小学生の教育活動に寄与するとともに地域貢献の重要な場として機能している。

エ 広報業務

④の広報業務であるが、記念資料室の活動に関する情報、常設展・企画展開催の情報、資料の寄贈募集のお知らせは学内及び地域社会に広く周知される必要がある。そのため、大学が発行する大学広報、教育振興会が発行する会報に記念資料室に関する情報を適宜掲載するように努めている。特に学外者及び地域住民に対してはオープンキャンパスや吾妻祭・米沢史学会といった学外者が多数集まる機会を利用して宣伝している。また、来館者用のパンフレットを作成し記念資料室において来館者に無料で配布し、記念資料室に関するあらゆる情報が得られるようになっている。また、県内・県外の中学校や高校の学生及び教員の大学訪問、要人の視察に際しては記念資料室を案内し、本学の建学の理念や歴史、教育研究活動の実情を知ってもらい、本学の役割と意義が理解されることに役割を果たしている。

次に記念資料室の活動の意義について述べると以下の通りである。

これらの諸活動はいずれも本学にとって重要な役割を果たしている。これからの大学は研究の場としてだけではなく、その成果を地域社会に還元し、積極的に地域と交流していくことが求められている。本学の「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標」においても、「前文」の2において「地域に開かれた大学づくり地域に根ざした教育研究及びその成果の還元を努めるとともに、地域との連携、協働に積極的に取り組み、地域に開かれた大学づくりを図る」ことが明確化されているとともに、「第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「1 教育に関する目標」の「(4) 学生の確保」において「大学の特色、求める学生像、その他入学者の選抜に関する情報を積極的に発信」することが求められている。記念資料室の常設展や企画展の活動は、大学の歴史や建学の精神及び教員・学生の研究成果を地域社会に目に見える形で具体的に示し、地域社会や高校生などに大学像を発信し、大学の地域貢献、研究の社会への還元活動として重要であると位置づけられる(資料11-2-5 第2-1-(4))。

また、学芸員資格科目は本学の日本史学科学生が習得できる資格であり、日本史学科学生のキャリア形成の重要な柱であり科目の充実が望まれている。特に重要なのが実習科目であり、学芸員に必要な古文書や文化財の取り扱い方や修理・保存方法を実際の教材を使用して習得する必要がある。「中期目標」の「第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「1 教育に関する目標」の「(5) 学生支援の充実」において「③キャリア支援学生が就職、編入学等、進路についての希望を実現できるよう、早い段階からの進路についての動機付けを含めたキャリア支援の充実を図り、就職率及び進学率の維持、向上を図る」ことが明確化されているが、古文書や模擬展示スペースが充実しているなど、記念資料室は学芸員科目の学習を行う上で適した環境を備えており、そこでの1年次からの学習は、学芸員資格取得の動機づけとしては最適である(資料11-2-5 第2-1-(5))。

さらに資料収集活動は、活動を通じて大学の歴史と研究・教育活動の歩みを後世に伝えるだけではなく、それらの資料を利用しての大学史、地域と大学の交流の実態、学生の生活史、大学の地域貢献活動の実績の評価を行う場合の基礎的なデータを提供し、今までの大学活動を検証し、今後の活動の在り方を見据えるうえでの重要な指針になる。また、教員がそれらの資料を利用して大学史や地域貢献の歴史を研究するための重要な資料ともなる。また、学生が目録カード作成や展示などの作業に実際に携わることで、学生の学芸員資格に必要な資料保存整理技術の向上に寄与している。これは「中期目標」の「第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「1 教育に関する目標」の「(3) 教育実施体制の充実」において「③教育環境 学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備、資料等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る」、および「2 研究に関する目標」において「(2) 研究実施体制の整備 研究水準の向上のため、柔軟な研究者の配置及び研究環境の向上を図り、研究活動を推進する体制を整備するとともに、研究活動の適正な評価を行い、その評価結果の活用を図る」という理念に照らし合わせても重要な活動である(資料11-2-5 第2-1-(3) 第2-2-(2))。

記念資料室の管理運営組織についても説明しておく。

記念資料室は「記念資料室管理運営要綱」に基づいて運営されている(資料11-2-6)。要綱には記念資料室の積極的な活用及び大学関係資料の収集と適正な保存管理を行うことが定められている。管理運営のための組織として記念資料室管理運営委員会(以下委員会という)が置かれている。委員会は年1回以上開催され、管理運営の方策、年間業務計画、予算、展示資料の収集および保存管理について審議する機関となっている。委員会は委員により構成され、委員は教育振興会・さわらび会・生活文化研究所長・事務局長・各学科から選出された者の計9名で構成される。委員長は生活文化研究所長が充てられる。生活文化研究所は地域貢献を行い地域社会の諸問題の解決に努めるという本学の建学の精神を実現するため附置されている研究所であり、「中期目標」の「第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「3 社会貢献に関する目標」において「(1) 地域貢献の推進 地域と大学の窓口として生活文化研究所の活動を図る」と明記されているなど本学の地域貢献の拠点となる施設である(資料11-2-5 第2-3-(1))。その所長が委員長をつとめることによって、生活文化研究所と記念資料室の有機的連絡体制がとられ、より効果的な地域貢献、研究教育活動の活性化が図られる仕組みとなっている。記念資料室の業務に係る予算は教育振興会の特別会計予算に計上されるが、教育振興会から委員が派遣されることで、活動内容と予算の適合性が効果的にチェックされる仕組みになっている。また、各学科および事務局から委員が選出されていることは、記念資料室の諸活動が大学全体の合意形成のもと円滑に行われることを示している。

記念資料室の通常管理運営を行うため委員会の下に管理運営部会が置かれている。管理運営部会は常設展示資料の収集保存管理や企画展の実施、来館者への対応といった具体的な運営業務を担当する。管理運営部会は、日本史学科及び健康栄養学科選出の委員、日本史学科長が推薦する日本史学科教員、事務局長が指名した事務局職員、日本史学科の嘱託助手の計5名で構成され、部会長は日本史学科選出委員がつとめる。研究上資料を扱うことに習熟した教員を複数配し、且つ学芸員資格課程が設置されている日本史学科の教員が部会長をつとめ通常管理運営を中心的に担当することで、専門的な展示と企画展実施、資料の効果的な収集と保存が達成される(資料11-2-6)。

現在、本学学生と教員の有志が東日本大震災で被災した文化財を保管・修復・クリーニングし、現地に返却する作業を実施している。この活動に対して記念資料室では、備品等の貸し出しや保管スペースの提供など、積極的な支援を行っている。これは、記念資料室が本来歴史資料の保存収集とその技術の習得の場として機能してきたことを考えると、記念資料室が活動に従事する教員や学生や地域住民を率先して支援することが望まれているといえよう。

2. 点検・評価

現状の説明で述べたように、おおよそ運営方針に沿って活動が進められている。

①効果が上がっている事項

記念資料室の運営に携わる教員のさまざまな努力と熱意により、大学内において記念資料室の果たす役割と存在意義に対する認識が高まっている。退職した教員からの最終講義

の原稿の提供、または貴重な大学史資料の提供の申し出が行われている。このような認識の高まりの背景として、東日本大震災において東北各地で被災した歴史資料のクリーニング活動を記念資料室が率先して支援し、歴史資料の保存・修理に大きな役割を果たし、その活動が新聞記事で紹介され、実際の活動として教職員・学生の目に触れたことによる影響が大きい。また、活動に参加した学生や地域住民の資料保存活動への継続した参加がみられ、学芸員資格や資料保存技術の習得などキャリア意識の高まりが確認できる。また、企画展の実施も教員やサークルの理解と活発な活動、記念資料室の学内および地域への周知により安定的に実施され、一定の入場者数を確保している。

②改善すべき事項

企画展の開催が特定の教員・サークルに偏る傾向がみられるとともに、地域住民による開催も行われていない。また、大学の記念資料室という性格を考慮すると、大学史に係る企画展の開催が望まれる。また常設展の展示も、過去だけでなく、現在の大学の学科構成や研究教育活動をふまえた内容に改善・充実してゆく必要がある。そして、大学史資料を活用した本学の大学史の研究を広く社会に発信する媒体として大学史紀要などの発刊も必要となろう。企画展の開催時期により入場者数のばらつきがみられるので、長期休暇中や年度末の時期の企画展開催の学内および周辺へのより周到的周知と周知方法の改善が求められる。収蔵スペースは貴重な資料を保管収蔵するスペースとして記念資料室に不可欠であるが、現在は密閉性・防犯性をそなえた場所が確保されていない。また、日々増加する資料の収蔵に対応する広さも十分に確保されているとはいえない。収蔵庫の早急な整備が検討される。本学で作成される公文書並びに行政資料は事務局で管理され一定の保存年限を過ぎたものは廃棄されることになる。大学史資料の廃棄や散逸を防ぐためにも、事務局から記念資料室へ文書を引き継ぐシステムの確立が必要となる。また、同じく資料収集の役割を持つ図書館との役割分担・連携関係の明確化も求められる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

引き続き学内及び地域社会へ記念資料室の役割と意義の周知活動を行い、資料収集・保存活動の活発的な実施と、それに連動する形で学生のキャリア意識の形成と、東日本震災以後の全国的な資料保存活動への参加をはかり、学内だけでなく地域住民も参加する形で記念資料室の活発な活動を継続する。企画展の実施については、さらに充実した内容と回数及び入場者数を確保するべく、学内及び地域社会へのより徹底した周知をはかる。

②改善すべき事項

企画展の開催が特定教員・サークルに偏る傾向に対しては、学内に企画展の実施方法や手続きの方法、開催する場合には展示技術など記念資料室でサポートすることなどの周知を行い、申し込みの増加をはかる。地域社会・住民の方に対しても、同様の周知をより目につきやすい場所や広告媒体を利用して知ってもらおうよう努力する。常設展示についても、

過去と現在及び学科の特徴などの諸バランスをよく検討し、より現在のニーズにあった内容にする必要が望まれる。大学史関係の企画展・展示のより充実した実施については、学内の教職員に大学関係資料の提供を呼びかけるとともに、退職した教職員からの大学史関係資料の収集を行うことが必要となる。また、企画展の時期による入場者数のばらつきについては、開催時期の検討や周知方法のより柔軟な方法の採用などの改善が必要となる。大学史紀要の発刊にむけた基本的作業の開始や収蔵スペースの予算化による十分な広さと機能を持つ施設への改善が求められる。事務局と図書館と記念資料室のあいだでの大学史資料及びその他貴重な資料についての収集保存に関する取り決めの確立を行う。

4. 根拠資料

- 11－2－1 記念資料室の延べ見学者数
- 11－2－2 山形県立米沢女子短期大学 50 周年記念資料室館内案内
- 11－2－3 企画展の歴史
- 11－2－4 平成 23 年度記念資料室活動報告
- 11－2－5 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期目標（既出 1－8）
- 11－2－6 記念資料室管理運営要綱

終章

序章にも記した通り、本学は平成24年に創立60周年を迎えた。人間でいえば、まさに還暦ということになる。そのタイミングで認証評価を受けることになったのは、本学の現在の姿を振り返り総点検を行う良い機会となった。以上、全11章にわたって本学について自己評価・点検を行ってきた。それぞれの自己評価・点検の内容は、すでに記述したところであるから、ここではそのすべてを整理することはせず、次のような全体的な視点からまとめを行うこととする。具体的には次の三つの視点から述べることとする。①本学の理念・目的・目標や教育目標の達成状況、②本学が優先的に取り組むべき課題、③本学の今後の展望、の三つである。

①本学の理念・目的・目標や教育目標の達成状況

第1章で見た通り、本学の理念と目的については、「山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標」として明確に定めてあり、それと同時に周知公表も進めている。また、第4章第1節で見たように、教育の基本方針と各学科の教育目標についても明確に定めている。すなわち、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技能を身につけさせるという、教養と実学を重視した教育の実現である。豊かな教養の獲得については、さまざまな教養科目を置くとともに、学科を越えて履修できる開放科目の設定を行うことで、広い教養を身につけることが可能であり、実学についても各学科ごとに専門科目を設置して、より高度な教育を行う体制が整えられている。以上のことから、本学の理念・目的・目標や教育目標はある程度達成されているものと考えられる。

しかし、これで十分ということではなく、今回の自己評価を通じて、いくつかの問題点も見出された。例えば、第4章第1節で述べた通り、本学の学位記授与方針は大きな視点から定めたものであるが、教育目標の内容をもう少し反映した形で具体的な記述にした方が、送り出す学生像をより明確に出来るという点がある。ただし、この点はあまり具体的過ぎても、かえってそれに縛られてしまって逆に窮屈な教育に堕してしまう可能性もある。そうした面も考慮しながら今後も検討していくべきである。

②本学が取り組むべき課題

各章ごとに「改善すべき事項」を記述しているので、そのそれぞれを振り返ることはしないで、本学全体として抱えている大きな課題をいくつか挙げてみたい。

一つは、「顔の見える教育」を大事にし、客観的なデータとしては示しがたいが各教員は本学の学生のことを一番に考えて学生に接してきている。そうしたソフト面ではなく、施設や設備という面では、残念ながら不十分な点が多く残っている。例えば、エアコン未設置の教室が多い点や、「学生の声」アンケートで寄せられた要望について予算的な理由によって応えられない点などがある。

また、事務局職員が山形県から派遣され、3年ほどで交替してしまう点も、複雑な学内業務の継続性をどの様に確保していくべきか、という課題がある。

いずれも予算をとまなう問題であり、解決しがたいところではあるが、今後も工夫をしながら改善を図っていくべきである。

③本学の今後の展望

序章でも述べたように、平成26年度、本学の健康栄養学科を発展させて、四年制の新県立大学の米沢栄養大学（仮称）が誕生する。これによって短期大学は残る国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科の4学科となる。経営体としては、一つの法人の下に本学と新設される米沢栄養大学（仮称）が運営されるという1法人2大学の体制となる。両大学がともに発展し成長していくように努力をしていく必要がある。

短期大学として継続して行く本学については、還暦を迎えたわけであるが、これからも常に自己点検を繰り返し、社会のニーズを勘案しながら生まれ変わっていくことが求められる。短期大学のままで、そのような社会のニーズに対応できるのかどうか、検討すべき課題は多い。本学では、米短将来計画検討会を組織して、現在、本学の将来のあり方について検討を進めている最中である。そうした中で、還暦を迎えた本学の自己点検・評価報告書の果たす役割も大きいものと考えている。

以上、本学の展望ということで、やや先の話に及んだが、今回の自己点検・評価によって見出された改善すべき点などをまずは一つ一つ着実に改善していくことが緊要である。それらを丁寧に解決していくことが、本学のさらなる展開につながると考える。